

島原市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年9月

令和4年4月改訂

島 原 市

目次

1. 基本的な事項	
（１）島原市の概況	1
（２）人口及び産業の推移と動向	3
（３）行財政の状況	5
（４）地域の持続的発展の基本方針	7
（５）地域の持続的発展のための基本目標	9
（６）計画の達成状況の評価に関する事項	9
（７）計画期間	9
（８）公共施設等総合管理計画との整合	10
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
（１）現況と問題点	12
（２）その対策	12
（３）計画	13
3. 産業の振興	
（１）現況と問題点	15
（２）その対策	20
（３）計画	25
（４）産業振興促進事項	
①産業振興促進区域及び振興すべき業種	52
②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	52
4. 地域における情報化	
（１）現況と問題点	53
（２）その対策	53
（３）計画	54
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	
（１）現況と問題点	55
（２）その対策	56
（３）計画	58
6. 生活環境の整備	
（１）現況と問題点	65
（２）その対策	68
（３）計画	70

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	74
(2) その対策	76
(3) 計画	79
8. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	85
(2) その対策	86
(3) 計画	87
9. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	89
(2) その対策	90
(3) 計画	92
10. 集落の整備	
(1) 現況と問題点	107
(2) その対策	107
(3) 計画	108
11. 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	109
(2) その対策	110
(3) 計画	111
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	113
(2) その対策	113
(3) 計画	113
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	114
(2) その対策	114
(3) 計画	115
事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分	116

1. 基本的な事項

(1) 島原市の概況

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア自然的条件

本市は、長崎県の南東部にある島原半島の東部に位置しており、温暖な気候に恵まれている。

その面積は 82.96k m²で、県全体 (4,130.96k m²) の 2.0%、島原半島 (467.38k m²) の 17.7%を占めている。(令和 2 年 1 月 1 日現在)

中央部の眉山(標高 818.7m)を中心として東側の有明海へ伸びる傾斜地となっている。眉山の東斜面には寛政 4 年(1792 年)の大規模崩壊跡があり、崩壊下部より九十九島周辺の海域にかけては多数の流山が分布している。眉山の背後には、平成 2 年に 198 年ぶりに噴火した雲仙普賢岳があり、その溶岩ドームは平成 8 年に「平成新山」と命名され、今なお崩落の危険性がある不安定な状態で存在している。

このような火山地形は崩壊や噴火による災害リスクを抱える一方で、日本名水百選に選定されている島原湧水群や温泉等の恵みをもたらしている。

また、本市の位置する島原半島は、雲仙天草国立公園や島原半島県立公園に指定されているほか、平成 20 年に日本ジオパークに、平成 21 年に国内初の世界ジオパークに認定されており、優れた自然環境が国内外に認められており、本市の重要な観光資源となっている。

イ歴史的条件

城下町としての島原の歴史は、江戸時代の元和 4 年(1618 年)から 7 年の歳月をかけ松倉重政が島原城を築城したときに始まり、以来、松平 7 万石の城下町として島原半島の政治、経済、教育文化の中核的地位と役割を果たしていた。

その後、寛永 14 年(1637 年)には、松倉勝家の苛政とキリシタン弾圧に対する「島原天草一揆」が起り、また、寛政 4 年(1792 年)には、国内三大難山と言われる眉山が大崩壊し、山崩れと津波によって島原領内でも多数の住民が死亡するという大災害に見舞われた。この 2 つの大きな動乱と地変を経て明治維新を迎え、明治 4 年の廃藩置県により、旧城下町は島原村、島原町、湊町となり、大正 13 年に島原町となった。

昭和 15 年 4 月に島原町、杉谷村、安中村が合併して長崎県下で 3 番目に市制を施行し、その後、昭和 30 年 4 月の三会村との合併、平成 18 年 1 月 1 日の有明町との合併を経て現在に至る。

ウ社会・経済的条件

平成 27 年国勢調査によると、本市の人口は 45,436 人、世帯数は 17,068 世帯となっている。生活圏は、市内の他、陸続きである島原半島二市、県央地区及び長崎市などが主要地である。

島原半島を一周する国道 251 号や国道 57 号、雲仙グリーンロードなどが本市と市外

の生活圏を結ぶ主要道となっている。現在、国道 251 号は、島原半島と九州横断自動車道諫早 I C を結ぶ高規格道路「島原道路」の建設を国や県と連携し進めており、救急医療体制の強化や産業振興が期待されている。

また、公共交通機関として、島原鉄道株式会社による路線バス、諫早駅から島原港駅を結ぶ島原鉄道があり、通勤や通学をはじめとする市民生活に密着した交通手段となっているほか、島原港からは熊本県や福岡県を結ぶ 3 航路が運行しており、長崎県の東の玄関口として重要な役割を担っているが、いずれも車社会の進展や人口減少の進行等による利用者の減少が続いている。

本市の産業の特色としては、長崎県の農業産出額の 12% を占める農業地域であり、野菜や果樹から、畜産物、花きに至るまで様々な農産品を全国に供給している。そのほか、有明海沿岸の恵みを活かした海面漁業や養殖業、食品製造業や繊維工業が地域経済を支えている。総生産額及び就業人口ともに、第 3 次産業が約 7 割程度を占めている。

なお、本市の 1 人当たり所得額は 256 万 4,000 円であり、県平均 281 万円を下回っている。

②過疎の状況

本市の人口は昭和 55 年の 58,890 人をピークに減少が続き、平成 27 年には 45,436 人と 22.8% 減少している。人口の推移に与えてきた自然増減（出生数－死亡者数）及び社会増減（転入者数－転出者数）の影響をみると、自然増減は、死亡者数の漸増と出生数の漸減により、平成 26 年以降は毎年 250 人を超える自然減が続いている。また、社会増減も、市外への進学や就職が増加する一方、卒業後などの U ターン者が減少していることもあり、平成 26 年以降、毎年 200 人以上の転出超過が続いている。

そのような状況において本市は、平成 26 年に過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域の指定を受け、産業の振興や交通通信網の整備、子育て環境の整備など各種施策に取り組んできた結果、移住者の増加や農業・水産業の新規就業者の増加等一定の成果はあったものの、少子高齢化や人口の社会減が進行し、着実に人口減少が進んでいる。

人口減少に歯止めをかけるためには、移住・定住・交流人口の促進策や雇用の確保のための産業振興対策、少子化対策に取り組むとともに、医療や福祉、教育の充実等を図る必要がある。そのためには、交通基盤整備等の社会基盤整備も推進する必要がある。

③社会的経済発展の方向の概要

本市は過疎地域に加え、半島振興法に基づく半島地域にも属しており、地理的なハンデを抱えながらも、人口減少や少子高齢化をはじめ、農林水産業等の担い手確保や振興施策、地域医療の確保や地域防災力の向上といった多くの課題に対して、地域が一体となり、将来にわたる持続的な発展に向けた様々な施策を展開している。

また、長崎県が令和 3 年 3 月に策定した長期総合計画「チェンジ&チャレンジ 2025」において本市を含む島原半島地域の新たなまちづくりの方向性として、長崎県を代表する農業地帯としての強みを活かし、基盤整備やスマート農業の導入により、更なる農業所得の向上を目指すとともに、九州新幹線西九州ルートの開業効果を見据えた観光資源の磨き上

げによる観光産業の活性化や島原道路の開通による企業誘致の進展を図る旨が示されており、本市としても県や近隣自治体と連携しながら、地域産業の振興を進めていく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口

平成 27 年国勢調査における人口は 45,436 人で、長崎県全体（1,377,187 人）の 3.2% を占めている。また、平成 22 年国勢調査と比べると 2,019 人（4.3%）の減となっており、同期間の県全体の減少率 3.5% を上回っている。

平成 27 年の国勢調査人口を比較すると、35 年間で 13,428 人（22.8%）減少している。また、15 歳から 29 歳までの若年層は、修学・雇用の場の少なさ等による流出の影響が大きく、同期間で 6,999 人（58.9%）と減少が著しい。また、65 歳以上人口は、高齢化の影響により、同期間で 7,588 人の増となっており、35 年間で約 2 倍となっている。

また、人口の見通しは、令和 42 年に 2 万 2 千人程度まで減少するという推計もあるが、「島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に基づく各種施策・事業の実施により、令和 17 年に人口 4 万人以上が確保することを当面の目標としている。

表 1－1（1） 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 58,693	人 57,289	% △ 2.4	人 56,903	% △ 0.7	人 50,045	% △ 12.1	人 45,436	% △ 9.2
0歳~14歳	21,036	14,748	△ 29.9	11,647	△ 21.0	7,350	△ 36.9	5,872	△ 20.1
15歳~64歳	33,480	36,164	8.0	36,003	△ 0.4	29,322	△ 18.6	24,719	△ 15.7
うち15歳 ~29歳(a)	12,508	12,461	△ 0.4	9,414	△ 24.5	6,597	△ 29.9	4,877	△ 26.1
65歳以上(b)	4,177	6,377	52.7	9,253	45.1	13,369	44.5	14,811	10.8
(a)/総数 若年者比率	% 21.3	% 21.8	—	% 16.5	—	% 13.2	—	% 10.7	—
(b)/総数 高齢者比率	% 7.1	% 11.1	—	% 16.3	—	% 26.7	—	% 32.6	—

資料：国勢調査

注）総数は年齢不詳のものを含む

表 1 - 1 (2) 人口の見通し

①島原市人口ビジョンによる人口の見通し

(単位：人、%)

	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年
人口	45,436	43,863	42,837	41,809	40,858	39,949	38,969
対 5 年前 増減	—	-1,573	-1,026	-1,028	-951	-909	-980
対 5 年前 増減率	—	-3.5%	-2.3%	-2.4%	-2.3%	-2.2%	-2.5%
対2015年 増減	—	-1,573	-2,599	-3,627	-4,578	-5,487	-6,467
対2015年 増減率	—	-3.5%	-5.7%	-8.0%	-10.1%	-12.1%	-14.2%

※平成27年度データは、平成27年国勢調査による。

※令和2年度以降は、島原市人口ビジョンによる。

②国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づく人口の見通し

(単位：人、%)

	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年
人口	45,436	43,426	41,230	38,876	36,455	33,968	31,406
対 5 年前 増減	—	-2,010	-2,196	-2,354	-2,421	-2,487	-2,562
対 5 年前 増減率	—	-4.4%	-5.1%	-5.7%	-6.2%	-6.8%	-7.5%
対2015年 増減	—	-2,010	-4,206	-6,560	-8,981	-11,468	-14,030
対2015年 増減率	—	-4.4%	-9.3%	-14.4%	-19.8%	-25.2%	-30.9%

※平成27年度データは、平成27年国勢調査による。

※令和2年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口による。

③島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策による効果 (①-②)

(単位：人)

	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年
効果	—	437	1,607	2,933	4,403	5,981	7,563

②産業

平成 27 年国勢調査における本市の就業人口は 21,286 人で、平成 22 年国勢調査と比べると 120 人 (0.6%) 減少している。また、昭和 55 年以降減少傾向が続いており、35 年前 (昭和 55 年) と比べると 6,174 人 (22%) の減となっている。

平成 27 年度の就業人口を産業別割合で見ると、第 3 次産業 (65%) が最も高く、続いて、第 2 次産業 (20%)、第 1 次産業 (15%) となっている。

また、産業別の 35 年前 (昭和 55 年) の推移は、第 1 次産業は 6,563 人 (対昭和 55 年比 51%) の減少、第 2 次産業は 1,861 人 (同 30%) の減少、第 3 次産業は 964 人 (同 6%)

の減少となっている。

このように第1次産業の減少率は大きく、昭和35年以降減少傾向にあり、第2次産業は平成2年をピークに減少傾向に、第3次産業は平成22年と比較して微増傾向にある。

表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 24,489	人 25,424	% 3.8	人 27,167	% 6.9	人 23,211	% △14.6	人 21,286	% △8.3
第一次産業 就業人口比率	100.0% 10,986	100.0% 7,181	—	100.0% 5,191	—	100.0% 3,570	—	100.0% 3,214	—
第二次産業 就業人口比率	35.5% 3,896	71.0% 5,099	—	131.7% 6,835	—	147.2% 5,254	—	130.8% 4,203	—
第三次産業 就業人口比率	87.4% 9,607	183.0% 13,144	—	291.7% 15,141	—	403.0% 14,387	—	431.5% 13,869	—

資料：国勢調査

注) 総数には分類不能の産業の者を含まない

(3) 行財政の状況

①行政の状況

行政に関する施策については、他で述べる「島原市市勢振興計画」のほか、ICTの活用、職員の定員管理、外部評価の実施、公の施設の民間委託あるいは指定管理者制度の導入などを盛り込んだ「第五次行政改革大綱」を平成30年に策定した。10年間の計画期間を設けて取り組みを進め、行政システム全般にわたり積極的な改革に取り組むとともに、分権型社会における地方自治を担う人材の育成を進め、簡素で効率的な行政運営を目指している。

また、本市は令和2年4月に新庁舎が落成し、地域の防災拠点や市民協働の拠点としての機能強化が図られた。また、有明庁舎を引き続き活用することにより、2つの拠点から地域の均衡ある発展を目指すこととしている。

②財政の状況

平成31年度(令和元年度)の普通会計決算額は、歳入約246億円、歳出約241億円である。

歳入については、一般財源が占める割合が49.0%となっている。また、地方交付税の割合が25.2%となっており、地方交付税への依存度が高く、財政力指数は0.45と低い状況である。

一方、歳出については、義務的経費が占める割合が45.7%となっている。

財政の健全化を示す指標である実質公債費比率及び将来負担比率は、令和元年度で実質公債費比率3.3%、将来負担比率4.6%と財政再生基準を下回っているものの、財政の硬直化を示す経常収支比率は91.2%と高い水準である。

本市の財政状況は、扶助費である社会保障関係経費が増加傾向である一方、市税や地方交付税等の一般財源が緩やかな減少傾向である。加えて、合併特例措置による普通交付税の合併算定替の期間終了により、厳しい財政運営が続くと予測される。

そうしたことから、予算編成では事業別予算方式の採用によるさらなる経費の削減を行い、また、長期事業実施計画による長期的財政シミュレーションにより「最小の経費で最大の効果」「長期的な財政基盤の強化」に努めていく。

表 1－2（１） 財政の状況

（単位：千円）

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	21,445,728	23,463,277	24,628,351
一般財源	12,409,205	12,631,457	12,072,017
国庫支出金	3,216,283	4,102,020	3,830,333
都道府県支出金	1,663,738	2,035,733	2,311,930
地方債	2,152,538	2,518,322	3,723,769
うち過疎対策事業債	0	332,000	479,100
その他	2,003,964	2,175,745	2,690,302
歳出総額 B	20,584,268	23,148,396	24,092,744
義務的経費	10,423,790	11,214,752	11,007,118
投資的経費	2,613,851	3,065,297	4,398,063
うち普通建設事業	2,613,851	3,047,161	1,869,429
その他	7,546,627	8,868,347	8,687,563
過疎対策事業費	0	430,681	806,359
歳入歳出差引額 C = (A - B)	861,460	314,881	535,607
翌年度へ繰越すべき財源 D	101,947	85,118	212,324
実質収支 C - D	759,513	229,763	323,283
財政力指数	0.44	0.42	0.45
公債費負担比率	17.5%	13.8%	13.2%
実質公債費比率	9.2%	4.6%	3.3%
起債制限比率	9.3%	—	—
経常収支比率	88.7%	89.6%	91.2%
将来負担比率	19.5%	—	4.6%
地方債現在高	18,499,374	20,252,219	23,401,034

資料：地方財政状況調

注）区分は地方財政状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

ただし、実質公債費比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律 94 号）に基づく数値を使用する。

③公共施設等の整備状況

本市の主要な公共施設の整備状況については、以下のとおりである。

令和元年公共施設状況調によると、市道については、改良率 53.0%、舗装率 93.8%となっており、継続して整備促進を図る。また、農林道についても、第 1 次産業の振興のため、引き続き整備促進を図る。

水道施設の整備については、上水道と簡易水道により水の安定供給に努めており、水道普及率は 99.3%となっている。

汚水処理施設の整備については、合併処理浄化槽やコミュニティプラントにより整備を

進めている。

病院・診療所の病床数については、人口千人当たりで比較すると増加傾向にある。

今後の公共施設の整備については、市民が快適な生活環境で暮らせるよう効率的な整備に努める。

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率（％）	—	35.4	41.1	51.8	53.0
舗装率（％）	—	89.4	91.0	93.5	93.8
農道					
延長（m）		105,608	121,750	93,411	90,513
耕地1ha当たり農道延長（m）	—	41.7	41.7	49.7	49.5
林道					
延長（m）		11,746	7,901	2,138	2,556
林野1ha当たり林道延長（m）	—	12.1	11.8	3.2	3.8
水道普及率（％）	—	94.4	97.3	98.2	99.3
水洗化率（％）	—	—	28.2	37.9	53.7
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	—	31.1	32.3	29.3	29.4

資料：公共施設状況調査

（４）地域の持続的発展の基本方針

本市では、平成 26 年に島原市過疎地域自立促進計画を策定し、産業の振興や交通通信網の整備、生活環境の整備など、様々な施策を講じ、地域活性化に取り組んできた。

しかしながら、本市では、人口減少、少子高齢化が進んでおり、地域コミュニティの維持、交通手段の確保、雇用の場の不足など、依然として様々な課題を抱えている状況である。

このような実情を踏まえ、島原市過疎地域持続的発展計画（以下、「本計画」という。）は、「島原市市勢振興計画」の下位計画として位置づけ、本市の地方創生の推進・人口減少対策の基本計画である「島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を勘案しながら、さらには県が定める「長崎県長期総合計画」や「長崎県過疎地域持続的発展方針」とも連動しながら、各種施策を総合的かつ計画的に推進していく。

なお、「島原市市勢振興計画」に掲げる将来像及び 6 つの基本目標、7 つの重点プロジェクトは次のとおりである。

（島原市の将来像）

未来へつなぐ島原らしさ 暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち

この将来像を実現するために、具体的な 6 つの基本目標を掲げる

基本理念：「ひと」・「まち」・「暮らし」 今日を支え、明日を創るまちづくり

基本目標 1：自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり

■人口減少や高齢化が進む中においても、都市の活力と市民の生活利便性を維持し、いつでも暮らしやすいまちを実現するため、都市全体の構造を見渡しながらか、新技術を積極的に取り入れ、生活サービス施設等が集積し、公共交通により誰もが容易にアクセスし、質の高いサービスを受受できるコンパクトなまちづくりを進めます。

また、市内外を円滑に結ぶ道路交通網の整備を計画的に進めるとともに、豊かな自然環境や城下町の景観等を保全し、自然と都市の魅力が調和したまちづくりを目指します。

基本目標 2：安全安心で住みよいまちづくり

■ごみの減量化や再資源化等を推進することにより環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、住環境や公園、消防防災、防犯、救急体制の整備等を行い、世代を問わず多くの市民にとって快適で安全安心に暮らせる住みよいまちを目指します。

また、地域や関係機関等と連携を図りながら、移住希望者が希望を持って移り住み定住に結びつくよう、きめ細かな支援体制を構築することで人口減少に歯止めをかけ、本市への新しい人の流れを創り出します。

基本目標 3：賑わいと活力を興すまちづくり

■地域産業の発展、人口定住に結びつく持続可能な地域経済活動の実現に向けて、環境整備や担い手の確保、育成とともに、本市の基幹産業である農業や水産業を中心に、様々な地域資源や物産を市内外へ発信し、流通を促進するほか、観光資源の活用、中小企業の経営の安定化に取り組み、本市全体の産業振興を目指します。

また、若い世代をはじめとした市民の経済力の向上や、地域産業とのつながりを踏まえた新たな産業、働きがいのある雇用の創出を図り、賑わいと活力を興すまちづくりを目指します。

基本目標 4：健康で自立と生きがいを支えるまちづくり

■保健、医療、福祉等の連携により、市民が安心して子どもを産み育てられ、健康に暮らすことのできる心と体を育みます。

また、地域で暮らすうえで支援の必要な高齢者や障害のある人が地域で自立し、生きがいを感じながら暮らし続けられる支援体制を構築するとともに、様々な世代、立場の人々が互いに支え合い、人と人とのつながりを大切にした社会の実現を目指します。

基本目標 5：将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり

■本市の将来を担う人材が一人ひとりの個性と能力を伸ばし、生きる力と豊かな人間性の形成につながるよう、学校教育、社会教育、家庭教育の充実に努めるとともに、城下町としての歴史文化を積極的に活用し、ふるさと島原に対する誇りと愛着を育みます。

また、スポーツや芸術文化活動を通じて心身の充実を図り、大会やイベントを通じて市内外の人達との交流を行います。

基本目標 6：持続可能なまちづくりを支える市政運営

■市民一人ひとりの活力を地域づくりに発揮できる協働によるまちづくりを推進するとともに、健全な財政基盤づくりと多様化する市民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供できる体制づくりを行うほか、幅広い分野で関係自治体等との広域的な連携を図り、持続可能なまちづくりを支える市政運営を目指します。

また、施設の長寿命化や有効活用につながるよう、限りある資源を有効に活用する経営的な視点を持って公共施設マネジメントに取り組みます。

基本目標を推進するための重点プロジェクト

ひとづくりプロジェクト

1. 地域力向上プロジェクト
2. 次代を担う人材育成プロジェクト
3. ふれあい・交流プロジェクト

まちづくりプロジェクト

1. 活力ある産業創造プロジェクト
2. 賑わい創出プロジェクト

暮らしづくりプロジェクト

1. 暮らし安全プロジェクト
2. 島原の魅力・情報発信プロジェクト

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

※目標値は、「島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「島原市人口ビジョン」から算出

項 目	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
計画期間の人口（人）	43,658	43,452	43,246	43,040	42,837
社 会 増 減（人）	201	201	201	201	201
移住者数の増加（人）	70	80	90	100	110
合計特殊出生率（－）	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取り組みについては、島原市行政評価委員会等において実施している外部評価の結果や事務事業評価、総合戦略の進捗管理等を活用しながら、PDCAサイクルに基づいた効果検証や目標の達成状況の管理を行うとともに、計画期間満了後、議会へ報告をする。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

本市では、長期的な視点から計画的、効率的に公共施設等の整備や維持管理、施設の長寿命化や統廃合を進め、将来の負担軽減を図り、限られた財源の中で充実した行政サービスを提供することを目的に島原市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）を策定し、公共施設等の管理について以下のとおり基本的な方針を定めている。

①点検・診断等の実施方針

法定点検だけでなく劣化状況や利用状況等を把握しながら、必要に応じて専門業者による劣化診断等を実施して詳細な状況把握を行っていきます。また、定期的な安全点検等により状況を随時確認し、関係者で情報共有を図りながら適正な管理を行っていきます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

《公共建築物》

不具合が発生するたびに対応する事後修繕ではなく、修繕・更新に関する計画を策定し、長期的な視点から計画的に行っていきます。

更新する場合は、集約化・複合化を前提とし、施設総量の削減を進めていきます。

《インフラ資産》

劣化状況等を把握しながら効率的な維持管理・修繕・更新等に努めていきます。

③安全確保の実施方針

公共建築物に求められている最低限の機能は安全性の確保です。そのために、施設管理者の定期的な巡回点検や建築基準法の定期報告など各種法令に基づく点検などを適正に実施していきます。また、指定管理者制度を採用している施設では適正な施設管理の徹底を指定管理者と協働で実施します。

④耐震化の実施方針

昭和 56 年に建築基準法が改正され、現在の新耐震基準が施行されました。新耐震基準は昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認を受けた建物に適用されていることから、改正前の旧耐震基準により設計・建築された建物は耐震性のない建物となるため、耐震化の必要な施設については、経過年数や危険度等を勘案し適切に対応していきます。

⑤長寿命化の実施方針

点検の強化及び早期の管理・修繕により更新コストの削減を目指すため、長寿命化計画の策定及びこれに基づく予防管理、長寿命化に資する改善を推進していきます。

⑥統合や廃止の推進方針

社会情勢や経済状況が大きく変化する中で、設置の目的や意義が薄れたり、利用率が低下している施設や設置目的が重複している施設は統合・廃止に努めていきます。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の総合的なマネジメントを推進していくためには、公共施設等に係るコストや将来を含めた本市の財政状況、公共施設等の適正管理のあり方などを各職員が十分理解し、意識を持つ必要があります。

そのため、研修会等を定期的実施し、公共施設等の総合的なマネジメントに関する市職員の理解の促進、意識の醸成を図ります。

上記の基本的な方針を踏まえ、本計画に記載されている全ての公共施設等の整備は、総合管理計画及び個別施設計画に適合している。また、今後、総合管理計画が改定された場合には、改定後の総合管理計画に従い、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

本市の持続的な発展に向けて、人口の社会減の抑制は不可欠である。近年の田園回帰傾向の中、全国的に若者や子育て世代の移住志望の強まりが見られている。

本市としても、移住希望者に対し「しまばら暮らし」の良さなど必要な情報を、様々な媒体を駆使し効果的に発信するとともに、それぞれの暮らし方の要望に応じたきめ細かいサポート体制の充実を進めている。

また、アフターコロナのテレワークやワーケーションといった新しい働き方を踏まえ、移住する「定住人口」でもなく、観光に来る「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様な形で関わる「関係人口」を増やすことで、新たな人の流れの創出に取り組むとともに、地域づくりの担い手となるようなスキルや知見を有する都市部の人材と継続的なつながりを持つ仕組みを築く。

そのほか、歴史的に深い関わりを持ち、すでに兄弟都市・姉妹都市提携を締結している3つの自治体と、引き続き相互交流を深め、さらなる連携を図り、人材育成や産業振興につなげていく。

(1) 現況と問題点

移住希望者を対象としたワンストップ窓口を開設するとともに、県等と連携し都市部での移住相談会へ参加する等の取組を進めてはいるものの、全国的に移住に関する地域間の競争が激しくなっており、今後はさらに移住者の目線で移住検討から移住、定住まで切れ目のない施策を充実させることが求められている。

コロナ禍において仕事のリモート化が急速に進んだことにより、地方への移住や二地域居住等への関心も高まっており、本市においても古民家を活用した中長期滞在型の施設整備やベンチャー企業等の誘致を進め関係人口、交流人口の増加を図っている。

本市は、大分県豊後高田市と兄弟都市、京都府福知山市及び愛知県幸田町と姉妹都市として提携し、長年継続した交流活動を行い、良好な関係を築いている。

(2) その対策

- ・移住・定住希望者に対し、専用 HP をはじめ各種 SNS 等を駆使し効果的に情報発信をするとともに、ワンストップ窓口で仕事や住宅、子育てなどの情報をきめ細かく提供する。
- ・「移住検討」から「移住」そして「定住」まで、切れ目のないサポート体制を整備し、その時々に応じた各種支援策を講じることで移住・定住人口の増加を図る。
- ・本市の地域課題の解決や、地域資源の活用等について、専門的な知見やスキルを持つ全国の人材を集め、地元住民とともに考える場や機会を提供することにより、本市と継続的に繋がりを持つ関係人口の創出を図る。
- ・本市と兄弟都市である大分県豊後高田市及び姉妹都市である京都府福知山市及び愛知県幸田町とは、交流推進を継続するとともにさらなる連携強化に努める。
- ・空き家バンク制度の設立等により、古民家等の空き家や空き店舗、空き地の有効活用を図るとともに、市所有の分譲地を購入し、住宅を新築する費用に対する支援等を行うことに

より、移住・定住人口の増加を図る。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 (移住・定 住)	定住促進通勤支援事業 島原市に居住し、島原半島外の事業所等に通勤する39歳以下の者の通勤費の一部を支援する。 (事業の必要性) 島原半島外へ通勤する者の通勤にかかる負担は大きいと考えられ、遠距離通勤者へ費用面で支援を行い、島原市への定住を促すために必要である。 (見込まれる効果) 通勤費の一部支援を行うことで、島原市への定住が図られ、転勤等による転出者減少につながる。	要件を 満たす 市民	
		空き家バンク利用促進事業 島原市の空き家バンクを利用し移住した者へ、定額支援することにより、移住に係る負担を軽減する。 (事業の必要性) 空き家を購入または賃貸し移住する際、契約手数料や引越費等の出費があり、その出費の一部を支援することにより、移住しやすい状況をつくるため必要である。 (見込まれる効果) 空き家バンクの利用促進につながり、移住者が増加する。	移住者	
		島原市移住促進空き家改修費支援事業 島原市空き家バンクに登録されている空き家の改修等にかかる費用を一部支援する。 (事業の必要性) 市内にある空き家は、水回りのリフォームや雨漏りの修繕等若干手を加えないと利用できないものが多い。また、空き家所有者は手を加えてまで利用しようとは考えていない者が多く、そのまま放置すれば危険空き家となっていく。こういった空き家の改修等の費用を一部支援することにより、空き家の利活用につなげる必要がある。 (見込まれる効果) 市内の空き家が有効に活用され、その空き家を利用する移住者の増加につながり、将来的には危険空き家の減少にもつながる。	所有者、 移住者	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 (移住・定住)	移住者資格取得支援事業 移住者の就業及び仕事に役立つ資格の取得にかかる費用を一部支援する。 (事業の必要性) 市内事業所への就職を決めたものの、離職し転出するケースがあり、事業所にとってお金と時間をかけた人材が離職することは大きな負担となる。 離職の原因として将来のスキルアップ形成の不安や不遇面の不満が挙げられており、資格取得を支援することでキャリアアップや不遇面の解消を図ることにより、職場定着率の向上につなげる必要がある。 (見込まれる効果) 移住者の働きがいと能力向上を推進することにより職場定着率が向上し、離職による転出者の減少につながる。	移住者	
		地方創生移住支援事業 人口減少対策及び市内法人等の人手不足の解消に向け、東京圏から本市への移住・定住を促進するため、本市に移住し創業や就業等を行った者に対し支援をする。 (事業の必要性) 東京一極集中の是正、地方の担い手不足対策のため必要である。 (見込まれる効果) 東京圏からの移住者、定住者の増加が見込まれる。	移住者	
	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 (人材育成)	関係人口創出事業 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者である「関係人口」の創出を図るため、関係人口創出事業を実施する。 (事業の必要性) 人口減少・少子高齢化に伴い、本市では地域づくり担い手の不足が課題となっている。本事業において、関係人口を創出することにより地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待される。 (見込まれる効果) 地域づくり担い手人材の確保	市	

3. 産業の振興

地域の産業振興を図るには、若者層の定住と多様な就業の機会が必要不可欠であり、このためには、基幹産業である農林水産業のほ場、農道、漁港、漁場などの基盤整備を行うとともに、持続可能な産業に発展させ、併せて農山村・漁村集落の活性化を図るため、担い手の確保、育成を推進する。また、雇用拡大を目指した事業所の育成支援や企業誘致に取り組むとともに、地場産品や特産品のブランド化を推進し、歴史や自然環境を活かした観光振興を総合的に進め、雇用と所得の確保・安定を図る必要がある。

農業については、経営の安定と生産性の向上を図るため、農地の基盤整備や農畜産業施設の近代化等により生産基盤の整備を促進するとともに、新規就農者や若い世代の担い手確保に努め、強い経営体の育成と産地の維持、強化に取り組む。

林業については、森林は林産物を供給するだけではなく、自然環境や国土の保全、自然災害の防止などといった多面的機能を有しており、このような機能を発揮させるため、林業経営と森林環境の整備を図るとともに、森林の公益的機能を保持するための施策を推進する。

水産業については、限りある水産資源を、守り育てる漁業を促進するため、種苗放流事業を核とした中間育成放流などの栽培漁業と併せ、藻場、干潟を含む漁場環境の保全に取り組む。また、地域特性に合った養殖業（海面、陸上）の振興に取り組むとともに、漁業従事者の高齢化や後継者不足の対策として、担い手の育成・確保、さらに水産加工品の開発、地産地消等の推進にも取り組む。

地場産業の振興については、「しまばら」が有する素晴らしい地域固有の資源をより一層磨き上げ、若者の定住と交流を推進するため、産業の活性化と新事業の展開による雇用の創出を図る。

農畜水産物の輸入増加や他産地との価格競争に対応するため、安全・安心性はもちろん、加工や品質向上などの高付加価値化を推進し、他地域の同一産物との差別化を図る。また、地元産品を活用した加工品や生産物を全国に誇れる「しまばらスペシャルクオリティー商品」として認定を行い、都市圏での大手百貨店やスーパーでのPR販売を実施し高品質商品としての有利販売に繋げることで経営の安定を図り、ひいては島原市の知名度向上とイメージアップを目指すとともに、本市物産館の有効活用によりPR効果を高め、販売促進につなげる。また、海外ECサイトの活用や海外流通事業者との商談会を通じて、市内事業者が取り組む「海外輸出」を支援し販路開拓・拡大を目指す。加えて、市内高等学校が取り組む地元の特産品を活用した商品開発を支援する必要がある。

さらには、規模拡大等の支援、人材の育成にも積極的に取り組んでいく。

企業の誘致については、県や関係機関等と連携した誘致体制の強化、情報の収集に努め、地域の特性にあった業種にターゲットを絞るなど、効率的な誘致活動と、企業の立地を支援する独自の優遇制度等の活用を図るとともに、近年の情報通信技術の急速な発展により、地方での開発拠点等の設置、地場産業との協業等が見込めるようになってきている情報サービス業に対しても、誘致・振興に努める。

商工業の振興及び起業の促進については、各種制度の活用により、商工会議所や商工会等を中心とした商店等の自発的・魅力的な取り組みへの積極的な協力と支援、また、融資制度活用

による経営の安定化、商品や技術の開発などの商工業活動の支援を行い、市内商工業全般の活性化及び起業の促進を図る。

観光及びレクリエーションについては、本市の主要産業の一つである観光において、本市は歴史的に培われた風土や情緒に加え、火山や湧水、温泉等の多様な観光資源を持っており、観光地として高いポテンシャルを有する。

これらを有効に活用し資源に見合う十分な集客を得るために、観光戦略を一元的に担う組織である島原観光ビューローをはじめ島原半島観光連盟などの観光関係団体と連携し、より効果的な誘客事業を展開するとともに、島原半島ユネスコ世界ジオパークや島原城築城 400 年記念事業の推進、ロケツーリズムの推進、温泉給湯事業など観光施設の整備、「1 号機関車」をモチーフにした観光列車の導入、文化や歴史と観光資源との融合や見せ方の工夫、日常的なサービスを含めたおもてなし気運の醸成、体験型・周遊型観光の充実など島原ならではの観光素材を創出し、交流人口の拡大を図る。

（１）現況と問題点

①（農業）

本市では、恵まれた気象・土壌条件を活かした多種多様な経営が行われ、野菜、果樹、花き、葉たばこ、畜産等のバランスのとれた農業が展開されており、県内有数の農業地帯となっている。

しかしながら、農業就業者数は、農業従事者の高齢化や後継者不足による農家数の減少などの影響により、2020 年世界農林業センサスの農業就業者数は 2,349 人と、過去 20 年間で 31%減少しており、大きな課題となっている。併せて、産地間競争の激化や輸入農産物の増加による農畜産物価格の低迷、農業生産資材や飼料価格の高騰による生産コストの増大など、農業を取り巻く環境は厳しさを増している。

耕地面積は令和 2 年で 1,830ha となっており、平成 17 年と比較して 96%と年々減少している。令和 2 年の耕地面積を種類別で見ると、畑が 79%、田が 21%となっている。

また、本市の耕作地には、傾斜地や、狭小、不整形なところもあり、このような農地では、耕作放棄の発生要因となるとともに、大型機械の導入ができないため、農業の近代化が進まない状況にある。

令和元年の農業産出額の総額は 177 億 5,000 万円で、県全体 1,512 億円の 11.7%を占めている。農業産出額の内訳を見ると、野菜が 84 億 3,000 万円（47.5%）、畜産が 81 億 9,000 万円（46.1%）、花きが 5 億 1,000 万円（2.9%）となっており、野菜、畜産、花きが本市の主要品目となっている。

特に、野菜の作付面積では、大根（令和 2 年県対比：62.6%）、人参（同 61.4%）、白菜（同 66.6%）、ほうれん草（同 31.2%）、すいか（同 55.0%）、畜産の飼養頭羽数では、採卵鶏（令和 2 年県対比 70.2%）が県下第 1 位となっている。

今後は、農業生産の維持・振興を図るため、地域農業の将来を担う新規就農者の確保と担い手農家の育成を図るとともに、安心して農業を営めるように環境を整備して行くことが必要である。

また、人口減少・高齢化の進む農山漁村の活性化を図るため、UI ターン者などの受入や都

市住民との交流を促進して、若者も高齢者も全ての住民が安心して生き生きと暮らして行ける環境を作り出さなければならない。

②（林業）

令和元年の本市の林家戸数は 122 戸であり、森林面積は 3,585ha で、総面積 8,296ha の 43.2%を占めている。森林面積を所有形態別に見ると、国有林 2,603ha(72.6%)、私有林 726ha(20.3%)、公有林 256ha(7.1%)の順となっており、民有林が森林面積の約 3 割を占めている。林業統計による民有林の森林資源については、人工林が 467ha で最も大きく、民有林全体の 47.6%を占めている。以下、天然林 270ha(27.5%)、無立木地 216ha(22.0%)、竹林 28ha(2.9%)の順となっている。

国産木材の価格低迷、担い手不足に伴う林業就業者の減少、高齢化など、本市の林業を取り巻く環境は厳しく、産業活動が停滞している状況にある。そのため、間伐や保育が適正に行われず、林地の荒廃化が進んでおり、林業の活性化に向けた取り組みが重要な課題となっている。

③（水産業）

本市の水産業は、小さな漁船で操業する経営体が多く、漁場は有明海沿岸を中心としている。

本市では、海面漁業に加え、海藻養殖業が盛んに展開されており、カレイやエビ、タコ、イカをはじめ、ノリ、ワカメ、コンブの海藻類といった多様な魚介藻類が水揚げされる。

本市の漁業者の多くは漁業協同組合の正組合員として漁業を営んでおり、平成 29 年の本市の正組合員数は 270 人で、平成 19 年の 67.2%に減少している。

平成 29 年の 60 歳以上の割合は約 7 割となり、増加の一途を辿っている。現在、本市には次代を担う 20 代の若い漁業者はほとんどおらず、深刻な後継者不足に直面しており、漁村集落は疲弊している。

このような状況に至った一つの要因としては、漁獲量の減少や漁業用燃油価格の高止まりによる所得低下が挙げられる。平成 29 年の本市の漁獲量は 795 トンで、平成 19 年と比べると 49.7%の水準にとどまる。漁獲量の減少は、過去の乱獲や漁場環境の変化によるものと思われる。

本市では県や有明海に面した近隣自治体と連携しながら、種苗放流のほか、藻場、干潟の保全や海底耕うん等により漁場環境の改善に努めている。

④（地場産業）

農林水産業においては、これまで生産量が重視され、他地域の産物との優位性が目立たず、販売面においても輸入産品や他の産地との価格競争により、経営を不安定にする要因になっている。このような中、近年の消費者のニーズの多様化により食の安全・安心や良質感とともに、食べやすさを求める傾向にあることから、これまでの生産量重視から質（クオリティ）や独自性（オリジナリティ）を高める取り組みへの転換が必要となっている。

これは商工業においても同様であり、新商品開発などの事業展開や雇用の創出においても

地元中小企業の活性化を促す必要がある。

⑤（企業誘致）

人口減少と同時に高齢化が進む本市にとって、雇用の場を創出し、定住人口の増加を図ることは、重要課題のひとつである。しかし、本市は、半島地域という地理的に不利な条件が企業誘致の大きなネックとなっていることから、地場産業と情報サービス業等の連携・協業及び技術導入による産業の効率化・高度化等を行い、新規企業を誘致する土壌を形成する。

⑥（商工業・起業）

本市の商工業は、事業者が総じて経営基盤が不安定なところが多く、数多くある魅力的な地域資源を有効に活用して、価値を高める加工、大都市圏への販売等、島原の企業であることを強みにできるような取り組みを行える事業者が少ない状況にある。

加えて、若者の多くが、高校卒業後他地域へ転出し、地元での就職者が少ないことが、地域活力の維持のための隘路となっていることから、島原ならではの「しごと」を大きく育てることにより、安定した雇用を継続的に創出するとともに、生産性の向上等による競争力を強化する必要がある。

平成 28 年の本市の商業の状況は、卸売業では事業所数 130 事業所、従業者数 1,175 人、年間商品販売額 513 億 4,400 万円、小売業では事業所数 520 事業所、従業者数 2,596 人、年間商品販売額 496 億 8,600 万円となっている。

本市の商業は、モータリゼーションの進展による生活圏の拡大及び郊外大型店の立地により、厳しい状況に置かれている。農水産業が盛んなことや市内に食料品製造業が多いことから、飲食料品の卸売業や小売業の割合が大きくなっている。

卸売業は、単価の安い食料品を扱う割合が大きいため、安定はしているが、成長性に乏しくなっている。

小売業は、大型店の出店や買物先動向の変化、観光業の低迷、人口減少によるマーケットの縮小により、地元資本の小売業はかつてない危機に直面している。

平成 30 年の本市の工業の状況は、事業所数 78 事業所、従業員数 2,142 人、製造品出荷額等 435 億 8,900 万円となっている。

本市の工業は、食料品製造業や繊維工業等の生活関連型の製品を取り扱う事業者が多く、そのほとんどが零細・中小の事業所で構成されている。急速な需要拡大が見込めないため成長性に乏しく、また、新たな設備投資が起こりにくいため、生産性の伸び悩みがうかがえる。

⑦（観光・レクリエーション）

本市の観光客数は、雲仙・普賢岳噴火災害前の状況から大幅に減少している。年間の入込客数は、平成 25 年から増加傾向にあったものの、平成 28 年の熊本地震の発生により平成 2 年比で 57.2%まで落ち込んだが、平成 29 年以降増加傾向に転じ順調に推移していた。しかしながら、令和 2 年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により平成 2 年比で 34.2%という状況である。年間宿泊客数は、平成 27 年からは 20 万人を超える状況で増加傾向にあったが、令和 2 年は入込客数同様に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、平成 2 年比で

35.5%まで落ち込んでいる。宿泊施設数の減の影響も考えられるが、依然として厳しい状況にある。

本市の宿泊客は、スポーツ大会や合宿誘致などにより伸びてはいるものの、市内での滞在時間の延長、観光消費額の向上に繋げることが課題である。このため、今後は、外国人観光客に対する受入体制の整備や地域資源を活用した体験型旅行商品の開発、旅行者向けの飲食店及びメニュー、地場産品を購入する場所等の情報の発信を強化することが必要である。

このような中、湧水や歴史などの資源や島原半島ユネスコ世界ジオパークによる観光地づくりにおいて、観光関連施設の魅力アップとともに、観光ガイド等の更なる育成・充実による観光客の利便性を向上させるとともに、各種イベントの開催により、観光客の増加に努めている。

また今後、島原城築城 400 年に向けて、本市の象徴である城下町の歴史や湧水を活かした景観を後世に継承するため、島原城一帯や鯉の泳ぐまち周辺の環境保全・施設整備を行うとともに、本市観光と交流人口の拡大に繋がる取り組みを推進していく必要がある。

併せて、ロケ誘致によって新たな観光資源を創出することによりロケツーリズムを推進し、地域の活性化及び交流人口の増大を図る必要がある。

新たな観光名所であるしまばら火張山花公園では、集客効果の高い花に着目し、地域住民、NPOをはじめ国、県、市が一体となって、上折橋締切堰堤や千本木地区等に季節の花を植栽し、春・秋には花まつりを開催するなど公園の維持管理を行っているが、広大な砂防指定地の防災機能を保持しつつ、地域での利活用を図りながら、良好に維持していくことが課題である。

一方、島原市の観光スポットでありジオサイトでもある白土湖においては、近年の温暖化のため藻が大量に発生しており、その処理が課題となっている。

また、市民等のレクリエーションの場である県立百花台公園（都市計画公園）や島原総合運動公園（都市計画公園）は、サッカーやテニス等のスポーツができる施設として多くの利用があるほか、各種遊具を備えた広場・芝生広場があるため、休日などには多くの家族連れの親子で賑わう魅力ある憩いの場・交流の場となっているが、維持管理だけでなく更なる利便性の向上が課題である。

加えて、市内の公園・緑地についても、樹木の剪定や伐採、除草、遊具の老朽化による維持管理が課題となっている。

⑧（温泉給湯事業）

本市の温泉給湯事業は、源泉温度約 30 度から 40 度と低温のため加温して給湯しているが、灯油ボイラー設備は燃料コストが高いことからヒートポンプによる設備へ更新するとともに、安定的な供給を図るため給湯管の布設替えを実施した。

今後は、施設の適切な維持管理を行うとともに利用者の拡大を図るなど、効率的な経営に努める必要がある。

⑨（港湾施設）

本市には島原港があり、対岸の熊本市を結ぶフェリー航路が 2 本、また福岡県大牟田市を

結ぶ高速船が1本あり、雲仙天草国立公園の観光ルートとしてはもとより、水産業や資材流通等といった各種産業の活動拠点となっていることから、港湾施設の適切な維持管理や利便性の向上のための施設整備が必要である。

このような中、本市の周辺には活断層が多く存在し、大規模地震の発生も危惧されることから、緊急物資の輸送や住民の避難に必要となる港湾施設の整備も喫緊の課題となっている。

船津地区では、平成24年9月に発生した高潮により、船津地区では236件の床上・床下浸水被害を被っており、高潮に加え豪雨等による洪水を考慮した高潮堤防、排水ポンプ場整備等の抜本的対策が必要となっている。

また、秩父が浦海岸でも満潮と台風が重なると、背後地の浸水被害が発生していることから、早急な護岸の嵩上整備等の対策が必要である。

(2) その対策

① (農業)

- ・農業の生産基盤である農地の区画整理や用排水路、農道等の整備を行い、生産性の向上や労働時間の短縮により経営の効率化を目指す。
- ・農業用ため池やかんがい施設を整備し、農業用水の適正な管理を行うことで、洪水時等の適正な用水管理と排水対策等を図り、農産物の安定生産に努め、需要動向に応じた農業経営を確立する。
- ・水源かん養、良好な景観形成など、多面的機能を有する農地を保全するため、各種制度等を活用し、農地の荒廃対策に努める。
- ・各種補助事業を積極的に活用し、近代的な農業施設や農業用機械の導入、園芸施設の長寿命化により、農作業の省力化や経営規模の拡大、生産コストの削減を進め、経営基盤の強化に努める。
- ・新規品目等の導入を支援し、新産地の育成及び農業経営の安定を図る。
- ・「人・農地プラン」制度を推進し、農地集積の受け皿となる「農地中間管理機構」の活用、次世代人材投資事業により、青年就農者の確保や担い手への農地集積・集約化を進める。
また、農繁期の労力不足の解消や規模拡大に必要となる労力を安定的に確保するため、労力支援システムの強化を支援するとともに、農業経営の法人化を推進するなど、強い経営体の育成と産地の維持・強化に努める。
- ・優良な肉用牛の計画的な導入を支援し、規模拡大や品質の向上、経営の合理化を推進し、経営の安定を図る。
- ・畜産経営の規模拡大や改善に必要な施設や機械等の導入を支援し、経営の安定と競争力の強化を図る。
- ・畜産農家の飼養規模拡大に伴う家畜排せつ物を適正に処理するため、ふん尿処理施設の整備を促進し、周辺環境に配慮した営農改善を支援するとともに、広域流通や畜産農家と耕種農家の連携により、有機物資源の利活用を促進し、環境保全型農業の推進を図る。
- ・有害鳥獣被害の軽減や重要病害虫の発生等を地域ぐるみでの適切な対策により抑制し、農業経営の安定、担い手の確保、地域の活性化に繋げる。
- ・新規就農を円滑に進めるため経営基盤の整備や研修への支援、就農意欲向上のための奨

励金支給制度を活用し、農業に取り組みやすい環境づくりに努め、若者にも魅力ある農業を育成する。

- ・農山漁村の魅力を活かした産品づくりや地域ビジネスの展開などにより、都市住民との交流人口の拡大、農山漁村の賑わいを創出し、農山漁村全体で稼ぐ取り組みを推進する。

②（林業）

- ・林業経営の安定を図るため、施業を集約化し、搬出間伐などの森林の整備と保全に努める。
- ・効率的な搬出間伐を行うため、森林作業道による路網の整備を推進する。
- ・利用されずに林地に放置されていた間伐材等についてバイオマスでの利用など、有効利用に努める。
- ・しいたけをはじめとする特用林産物の生産拡大を支援する。
- ・林業の振興、林業収益を増加させるため、森林整備の中核を担う森林組合の組織の充実を図るとともに、人材の育成、林業就業者・新規参入事業者の確保に努める。
- ・国土の保全、水源かん養、生物多様性維持など、森林の持つ公益的機能の保持に努める。

③（水産業）

- ・新たに海藻の養殖施設を整備し、生産量の増大を図るとともに、新たな陸上養殖種を検討し、アワビとの複合養殖を推進する。
- ・種苗放流や中間育成など有明海栽培漁業推進協議会や漁業協同組合等の取り組みを支援し、栽培漁業の推進を図る。
- ・漁場機能の回復に寄与する藻場・干潟の造成や、県と連携した海底耕耘事業等により漁場保全を図る。
- ・禁漁期間の設定や漁獲可能サイズの徹底などを関係機関と連携して推進し、漁業資源の増加を図る。
- ・島原市陸上養殖施設を活用した陸上養殖可能魚種の検討を行い、漁業経営の安定を図るとともに、老朽化した施設の改修等を行い、施設の有効利用を図る。
- ・島原港霊南地区都市再開発用地の活用を検討し、計画の樹立に努める。
- ・水産物加工の推進及び販売促進のため、加工施設、直売所等の必要な施設への整備支援を行う。
- ・新たに漁業を始める者で、市が就業定着の意欲と能力があると認めた者に対し、漁業研修期間中に必要な経費を支援するなど新規漁業就業者の定着促進を図る。
- ・漁村集落の自治会、町内会が行う自主的・自発的活動を支援する仕組みづくりや、魅力ある漁村づくりの中心的人材や団体を育成し、集落による生活機能の確保に取り組む。
- ・漁港施設の機能保全調査により変状が確認された箇所について対策工の検討及び工事を行い、コストを削減しながら施設の長寿命化を図る。

④（地場産業）

- ・島原市特産品認定制度を活用し、県内外の大手百貨店での物産展開催等により全国に向

け商品の魅力を積極的に紹介するとともに、店舗における継続的な島原コーナーの設置・商品の常備化により都市圏消費地での定着化に向けた流通促進を支援していく。

- ・農畜産物の安定した生産体制の確立を図り、国内外市場の動きに対応できる集出荷体制の強化や、希望する生産者等と一体となって実施する農産物直売所をはじめとする情報発信基地の整備についても支援を行うとともに、市内旅館・ホテル、学校給食、福祉施設等と連携した地産地消の取り組みを促進する。
- ・市内の優れた農畜水産物を活用した加工品の開発などの高付加価値化を推進するため、大手百貨店のバイヤー等によるセミナーの開催やアドバイザーの派遣等に取り組み、新商品の創出を支援する。
- ・事業者の経営力強化のため、商談会等を開催し、流通事業者との関係を構築するとともに、海外販路開拓のため、海外E Cサイトの活用や商談会への参加を支援し、販路拡大を図る。
- ・本市物産館の有効活用により、本市特産品のP Rを行い、販売促進につなげるとともに、そのために必要な物産館の整備を行う。
- ・廃業を余儀なくされようとしている事業所と創業企図者のマッチングにより、事業継承を支援していく。
- ・市内高等学校の生徒による地元の物産品を用いた商品開発について、その取り組みを全国にPRするとともに、商品化を促進し、将来的には雇用の創出へと繋げる。
- ・市内企業の規模拡大等の支援を行うことで、雇用の場を確保し、地域経済の活性化を図る。
- ・市内企業が求める人材の育成に積極的に取り組む。

⑤（企業誘致）

- ・企業立地推進のための市独自の優遇制度を活用し、市外からの企業誘致による雇用創出や産業の振興を図る。
- ・情報通信技術が採用されていなかった産業分野への啓発や、先端技術を持つ企業とのマッチング、人材育成等、多様な産業が情報通信技術を取り入れるための支援を行う。
- ・本市の第1次・第2次産業を中心としたI o T関連企業との連携、技術導入、ビジネスマッチングによる新たな産業創出を支援する。

⑥（商工業・起業）

- ・商工会議所や商工会等を中心とした商店等の活性化のためのアイデアなど自発的・魅力的な取り組みへの積極的な協力と支援を行うとともに、後継者対策、経済活性化対策、経営改善対策をあわせて行うことで、市内商工業者の活性化を図る。
- ・中心商店街など市街地の賑わい対策に対する支援を行い、既存の都市基盤や空き店舗を有効活用するとともに、商店街の空き店舗への出店や露店イベント等に対する支援を行い、多様な都市機能を集約した「コンパクトシティ」の実現に向け、中心市街地の活性化を図る。
- ・融資制度の効果的な運用を推進し、設備の合理化による競争力の強化や経営改善を促進

する。

- ・地域資源などを活かした商品開発を行う市内企業への支援を行い、企業の開発意欲を助長し、地域産業の振興を図るとともに創業支援等起業の促進に取り組む。また、創業や起業に関する相談窓口として創業サポートセンターを設置し、支援体制の強化を図る。
- ・農畜水産物と連携した食品製造業の強化のため、新たな設備投資と新規雇用に対する支援を行う。
- ・中小企業大学校へ従業員を派遣する事業所への支援を行うほか、専門的知識・技術を養成する機関の周知を行い、高いスキルを有する人材の育成に努める。
- ・公共職業安定所、高等学校等との連携を強化するとともに、市内事業所へ就職する新卒者及びU・Iターン者への支援を行い、若者の地元就職の拡大及び移住者の定住促進を図る。

⑦（観光・レクリエーション）

- ・観光客誘致に向けたPR等を一元的に担う島原観光ビューロー等と連携し、湧水や歴史等を活用した戦略的な観光施策の推進を図る。
- ・島原鉄道を走っていた「1号機関車」のストーリーを再現した観光列車の導入などを進めるとともに、効果的なPR戦略により観光入込客数の増加を図る。
- ・九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）開業により人や物の交流の活発化が見込まれることから、長崎・鹿児島両ルート及び航路を活用した広域観光ルートの構築による観光客誘致や交流人口の拡大を図る。
- ・ユネスコ世界文化遺産である「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」など、他地域にはない魅力あふれる観光素材を有していることから、今後より一層、熊本・福岡両県との連携強化を図る必要がある。
- ・築城400年を迎える島原城を中心に、本市特有の財産である武家屋敷、松平七万石の歴史に加え、湧水などを活用した城下町観光の推進を図る。
- ・100年まつりをつくる会を発足し、観光客の誘客に繋がるような本市独自のまつりについて検討する。
- ・島原半島ユネスコ世界ジオパークにおいては、国内ジオパークとの連携をはじめ、韓国済州島ジオパーク・香港ジオパークと姉妹ジオパークの提携を締結し、諸外国の世界ジオパークとの連携・交流を通して、外国人観光客の誘致に取り組む。また、健康志向で楽しく歩き回れるジオパークを目指して島原半島ユネスコ世界ジオパークを感じる九州オルレ島原コースの維持・管理に努め、ジオパークの魅力を発信しながら、持続的な地域経済の活性化や観光資源としての磨き上げを図る。
- ・熊本県や熊本市などとの九州横軸連携の強化による九州新幹線利用客の誘客の促進をはじめ、有明・島原地域観光連携、大牟田市との観光交流連携の推進など半島3市と有明海沿岸地域との連携を強化し、交流人口の拡大を図る。
- ・島原観光ボランティアガイドやジオガイドの育成を図り、更なる連携を深めるとともに、熊本港ターミナルビルや観光ガイド大手門番、鯉の泳ぐまち観光交流施設「清流亭」、湧水庭園「四明荘」、しまばら湧水館などにおける観光案内の充実や施設整備を図るとともに

に、「おもてなし」の意識高揚や気運の醸成などに努める。

- ・2024年の島原城築城400年を見据え、島原城での七万石武将隊による「おもてなし」や甲冑体験、しまばら湧水館での郷土料理の調理体験、島原半島ジオパーク協議会と連携した火山観光など体験型施策の充実を図る。
- ・島原市にある地域資源を活用し、映画やテレビ番組などの撮影誘致・支援を行うことで、作品を通じた情報発信により本市の魅力や認知度の向上、市民の地域に対する愛着の高まりを目指し、作品の舞台を訪れてもらうロケツーリズムの推進によるシティプロモーションとして交流人口の増加を図る。
- ・スポーツ施設を最大限に活用し、スポーツキャンプや全国規模の大会の開催などをはじめ、多種多様な競技をターゲットとして積極的に誘致活動を行い、宿泊客の増加を図る。また、誘致に伴うサービス向上や雇用拡大等を含めた交流人口の拡大を図る。
- ・島原半島内におけるサイクルツーリズム構想や九州横断サイクリング構想に対応するため、熊本や大牟田航路、島原鉄道と連携したサイクリングルートに関係機関・団体と構築し、交流人口の拡大や観光客の誘致を図る。
- ・多様化する旅行ニーズに対応した民泊による体験学習、体験型観光を推進するとともに、外国人観光客を受け入れるための環境整備、情報発信を推進する。
- ・健康・スポーツの拠点づくり、観光地づくりのための基盤整備を図る。
- ・水無川、中尾川及び湯江川流域の砂防指定地内は、防災機能の保持を前提としながらも、国や県、地域住民や各種団体等と連携し、交流人口の拡大や地域活性化を図るための整備を行い、適切な利活用の促進に努める。
- ・島原総合運動公園や霊丘公園等については、十分な維持管理を行い、市民等の公園利用者の利便性向上を図る。
- ・公園・緑地の樹木の剪定や伐採、除草はもとより、遊具等の定期点検を行い、利用者が安全で安心して利用できる公園を目指す。
- ・白土湖の藻が大量に発生することから、試験的に湖底に砂利を敷くなどの対策を講じ、その減量を図る。
- ・本市の象徴である湧水と城下町の歴史を活かした街なみ景観を整備保存するため、街なみ環境整備事業を実施し、建築物等の所有者等が行う修景工事及び保全工事に対して、各種補助を行い、街づくりの推進を図る。

⑧（温泉給湯事業）

- ・令和3年3月に島原市温泉給湯事業経営戦略（計画期間：令和3年度～令和12年度）を策定。今後は計画に基づき、設備等の適切な維持管理に努め、安定供給を図る。
- ・島原温泉の認知度を高めるためのPRを展開し、加入者増に向けた対策を推進する。

⑨（港湾施設）

- ・必要となる港湾機能を確保するため、県との連携を強化し、岸壁・橋梁の耐震化等の施設整備、泊地浚渫などの維持管理の促進を図る。
- ・高潮対策として、護岸嵩上げ・堤防の築堤、ポンプ場の整備及び広馬場下の船溜りの公

有水面の埋め立てにより浸水被害の防止を図る。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(1)基盤整備 (農業)	農地整備事業（畑地帯担い手育成型） 三会原第3地区 区画整理 A=59.3ha 畑かん A=83.2ha 農地の区画整理、畑地かんがい施設の整備を行うとともに、農地の 集積を行うことで農業の経営安定化を図る。	県	
		農地整備事業（畑地帯担い手育成型） 三会原第4地区 区画整理 A=87.0ha 畑かん A=111.9ha 農地の区画整理、畑地かんがい施設の整備を行うとともに、農地の 集積を行うことで農業の経営安定化を図る。	県	
		農地整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型） 中原・寺中地区 区画整理 A=31.4ha 畑かん A=27.2ha 農地の区画整理、畑地かんがい施設の整備を行うとともに、農地の 集積を行うことで農業の経営安定化を図る。	県	
		農地整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型） 一野地区 区画整理 A=18.0ha 畑かん A=18.0ha 農地の区画整理、畑地かんがい施設の整備を行うとともに、農地の 集積を行うことで農業の経営安定化を図る。	県	
		農地整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型） 東大地区 区画整理 A=76.0ha 畑かん A=76.0ha 農地の区画整理、畑地かんがい施設の整備を行うとともに、農地の 集積を行うことで農業の経営安定化を図る。	県	
		農地整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型） 松崎地区 区画整理 A=81.0ha 畑かん A=81.0ha 農地の区画整理、畑地かんがい施設の整備を行うとともに、農地の 集積を行うことで農業の経営安定化を図る。	県	
		ため池整備事業 (寺中、山之内、古屋地、清水、植松) 決壊の危険性が高いため池を整備し、防災機能を継続的に発揮させ ることにより、農村住民の生命・財産を守る。	県	
		農業水路等・長寿命化防災減災事業 県営畑地帯総合整備事業三会原地区により整備された畑地かんが い施設（揚水機）の長寿命化対策を行い、長期的な説維持管理コス トの縮減と施設機能の安定化を図る。	県	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(1)基盤整備 (農業)	農業水路等・長寿命化防災減災事業 県営畑地帯総合整備事業島原・深江地区により整備された畑地かんがい施設（深井戸ポンプ）の長寿命化対策を行い、長期的な維持管理コストの縮減と施設機能の安定化を図る。	県	
		農業水路等・長寿命化防災減災事業 三会原土地改良区において、農業水利施設の機能診断・計画策定をし、これに基づく施設の更新・保全対策を行い、長期的な維持管理コストの縮減と施設機能の安定化を図る。令和4年ソフト（機能診断・計画策定）、ソフト事業の結果により令和5年以降ハード事業（改修工事）可能性有り	市、 改良区	
		農業水路等・長寿命化防災減災事業 島原深江土地改良区において、農業水利施設の機能診断・計画策定をし、これに基づく施設の更新・保全対策を行い、長期的な維持管理コストの縮減と施設機能の安定化を図る。令和3年ソフト（機能診断・計画策定、南島原市対応）、ソフトの結果により令和4年以降ハード事業（改修工事）可能性有り	市、 改良区	
		農業水路等・長寿命化防災減災事業 (深底地区) 機能保全計画を作成し、劣化した施設を計画的に改修することにより、ため池の防災機能の発揮と、持続的な農業の発展を図る。	市	
		農業用施設等改修事業 農道・河川の改修工事	市	
		農業用施設等修繕・委託事業 農業用施設の修繕・委託	市	
		農業用施設等修繕・委託事業 河川の修繕・委託	市	
		舗装及び補修用材料支給事業 農林水産業の振興を図るため、申請があった農林水産業施設を整備及び補修に必要な原材料を支給する。	受益者	
		市農業振興特別対策事業 国県の補助で実施したかんがい施設や共同防除施設において、老朽化等により補修が必要となったものについて、その補修における資材費の30%を補助する。	受益者	
		広域農道緑化管理業務委託事業 広域農道の法面等の草刈や除草を行い、利用者の安全確保及び修景の改善を図る。	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(1)基盤整備 (農業)	県営土地改良事業実施計画等策定事業 (一野地区、東大地区、松崎地区) 基盤整備を行うにあたり、県営畑地帯総合整備事業として採択申請する為の事業計画書を作成する。	県	
		市単独土地改良事業 国・県の補助事業には該当しない農道の新設・拡幅改良や、ため池で団体営補助事業以上で改修された以外の、ため池土砂浚渫や、ため池の斜樋などの工作物改修工事に対し 8 割の助成を行う。 ・農道の新設、拡幅改良：延長 100m 以上で、幅員 3 m 以上について工事費の 80% を助成。 (行き止まり農道の場合は 60% 助成) ・ため池の浚渫、工作物改修：工事費の 80% を助成	受益者	
		土地改良施設維持管理適正化事業 農業用施設を補修するための資金を造成し、この資金を利用して施設の定期的補修を行い、施設機能の保持と耐用年数の延長を図る。5 年間で事業費の 3 割相当の負担金を土改連に拠出することで、国、県からの補助が受けられる。	市、 改良区	
		ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業 新規就農者や認定農業者の経営改善に必要な農業用施設（ハウス等）・機械を導入し、経営の規模拡大、生産コストの低減等を進め、強い経営体の育成を図る。	生産 組合	
		強い農業・担い手づくり総合支援事業 地域農業の中核的な農業者の経営改革を支援することにより、安定した農業経営を推進し、強い農業づくりに必要な施設等の整備を支援する。	農業者	
		ながさき型スマート産地確立支援事業 園芸産地の品目別戦略を再構築し、コスト縮減、イノベーション普及、労働生産性向上、定時・定量・定質出荷体制強化、経営資源有効活用等を支援する。	生産 組合	
		産地生産基盤パワーアップ事業 産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用等により、産地の高収益化と園芸作物等の生産基盤の強化を図る。	農業者、 農業法人、 農協、 生産組合	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(1)基盤整備 (農業)	地域農業活性化支援事業 新規就農者や認定農業者の経営改善に必要な農業用機械等の導入等により、担い手の規模拡大や省力化、低コスト化等を進め、農業経営の安定と地域農業の活性化を図る。	生産 組合	
		畜産クラスター構築事業 畜産農家と関係者が連携し足腰の強い高収益型の畜産を創出していくため、収益性の向上に必要な施設等の整備を進め、畜産経営の安定と畜産競争力の強化を図る。	協議会	
	(1)基盤整備 (林業)	分収林・市有林整備事業 搬出間伐の実施など、適正な森林整備を計画的、効率的に進め、森林の有する多面的機能の総合的かつ高度な発揮と山村の健全な発展に寄与する。	林業 事業体、 市	
		森林保全対策事業 森林病虫害の防除など計画的に進め、自然災害の防止など森林の持つ公益的機能の保持を図る。	市	
	(1)基盤整備 (水産業)	種苗放流等経費 地域特性に応じたヒラメやカサゴ中間育成放流に係る経費や種苗放流団体への負担金、補助金並びに抱卵ガザミ蓄養によるふ化幼生供給量増大への取組へ支援する。	市、 漁協	
		水産多面的機能発揮対策支援事業 藻場・干潟等は、産卵場の提供、幼稚仔魚の保育場となる等により水産資源の保護・培養に重要な役割を果たすとともに、水質浄化等の公益的機能の発揮を支える社会の共通資源である。 しかし、近年、藻場・干潟等の減少、機能低下がさらに進行していることから、藻場・干潟機能の維持・回復を図る。 また、海洋汚染の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理を行うことで海洋環境の保全を図る。	協議会	
		陸上養殖施設改修事業 市が管理する陸上養殖施設において、老朽化が著しい施設があるため、建物及び構造物の改修等を行うことで施設の有効活用を図る。	市	
		県営海底耕耘事業負担金 有明海において漁船を使用して貝桁による海底耕耘作業等を実施する。	県	
		藻類養殖施設及び加工施設整備 人工藻場としての機能を有する藻類養殖施設整備への支援と、生産された藻類や漁獲された魚介類の加工施設整備への支援を行う。	漁協	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(1)基盤整備 (水産業)	ひとが創る持続可能な漁村推進事業等 地域の实情に沿った新規就業者の定着促進を図るため、新たに漁業を始める者で市が就業定着の意欲と能力があると認めた者に対し、技術研修期間中に必要な経費の支援や漁協正組合員の資格を取得した者に奨励金を支出する。	市、 漁協	
		漁港施設修繕・委託事業 老朽化した漁港施設及び海岸保全施設の維持・改修・港内の浚渫等及び漂着流木の除去を行い、漁港施設等の機能の維持を図る。	市	
	(2)漁港施設	水産物供給基盤整備事業（機能保全工事） 漁港施設において老朽化しているものもあり、施設の長寿命化及び施設の機能保全を図るため、調査業務を委託し、施設の更新に係る計画書を作成する。 計画書に基づき、実施設計を行い、保全工事を実施してゆく。	市	
	(9)観光又は レクリエー ション	島原城整備事業 ・天守閣整備 エレベーター設置、冷暖房設備整備 外壁・瓦・サッシ改修、展示ケース・照明改修 ・矢狭間塀改修 ・西堀端整備 トイレ改修	市	
		温泉給湯事業 ○温泉供給設備の更新事業 ・温泉配湯管及び熱源送湯管移設・撤去工事（令和3年） ・元池源泉引湯管更新（令和4年） ・テレメータ装置の更新（令和5年） ・電磁流量計等計測装置更新（令和7年）	市	
		島原城管理事業 本市観光のシンボルである「島原城」の維持・管理（修繕・備品購入等）を行う。 （事業の必要性） 誘客対策と観光活性化のため、適切な施設の維持管理が必要である。 （見込まれる効果） 観光客の増加や滞在時間の延長により地域経済の活性化が図られる。	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(9)観光又は レクリエー ション	ゆとろぎの湯管理事業 本市の重要な観光資源である「島原温泉」の維持・管理（修繕・備品購入等）を行う。 (事業の必要性) 誘客対策と観光活性化のため、適切な施設の維持管理が必要である。 (見込まれる効果) 観光客の増加や滞在時間の延長により、地域経済の活性化が図られる。	市	
		白土湖水草処理事業 面積 A=1.0ha	市	
		公園緑地整備事業 公園・緑地 93 か所	市	
		花木公園整備事業 園路舗装 L=170m、用地取得	市	
	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (第1次産 業)	長崎県家畜導入事業 優良な肉用雌牛の導入を支援する。 (事業の必要性) 系統と能力の両面において、地域内保留を目指し、優良な肉用牛を計画的に導入する必要がある。 (見込まれる効果) 規模拡大や長崎和牛の品質向上、経営の合理化が図られ、産地の基盤強化に寄与できる。	農協	
		肉用牛導入支援事業 優良な繁殖雌牛、肥育素牛の導入を支援する。 (事業の必要性) 日本一の栄誉に輝いた「長崎和牛」のブランド化に向けて、肉用牛の生産頭数を増加させるため、優良な肉用牛を計画的に導入する必要がある。 (見込まれる効果) 規模拡大や長崎和牛の品質向上により所得の向上が図られ、経営の安定と産地の基盤強化に寄与できる。	農業者	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (第1次産 業)	県南地区家畜診療所支援事業 過疎地域において獣医師を確保するため、県南地区家畜診療所の運営費に対し支援する。 (事業の必要性) 開業獣医師の高齢化等により診療供給不足が顕在化してきており、県南地区家畜診療所の運営を支援する必要がある。 (見込まれる効果) 獣医療体制を整備することにより、安定した家畜診療供給が可能となり、畜産業の健全な発展に寄与できる。	連合会	
		環境保全型農業推進事業 市内で生産された堆肥の利用促進や環境に配慮した緑肥用(ひまわり)の作付けを行い、環境保全型農業の推進を図る。 (事業の必要性) 消費者においては、食料の安全・安心、環境に対する関心が高まってきており、農業の有する環境保全機能を適切に発揮させる必要がある。 (見込まれる効果) 自然環境に配慮した農業生産が実践されることとなり、農業の持続的な発展が図られる。	協議会	
		葉たばこ病害虫防除対策事業 共同で葉たばこの土壌病害虫やたばこ黄斑えそ病の防除を実施する団体に防除費用の一部を助成し、良質な葉たばこの安定生産に努める。 (事業の必要性) 産地の維持・強化を図るためには、重点病害虫(黄斑えそ病)の発生を抑えることが必要である。 (見込まれる効果) 本事業を推進し、葉たばこを病害虫被害から守るとともに、良質な葉たばこの安定生産を支援することにより、産地の育成と安定的な農業経営の発展に寄与できる。	生産 組合	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (第 1 次産 業)	農業用廃プラスチック処理事業 農業用廃プラスチック等の共同処理を推進し、環境保全と廃棄物の適正処理に努める。 (事業の必要性) 農業は本市の基幹産業となっており、ビニールやポリ、マルチ、肥料袋といった農業用廃棄物の不法投棄もあり地域住民に不快感を与えている。住民の生活環境改善のためにも農業用廃プラスチック等の共同処理を推進し、環境保全と廃棄物の適正処理を図る必要がある。 (見込まれる効果) 農業用廃プラスチックの適正処理を推進することにより、不法投棄や野焼き等によって生じる弊害を防止し、環境の保全と施設園芸等の健全な発展に寄与できる。	協議会	
		担い手総合支援事業 担い手育成総合支援協議会において、農業経営改善計画の作成支援、経営相談、経営改善支援等を行い、担い手の農業経営を支援する。 (事業の必要性) 認定農業者など担い手の確保・育成を図るためには、経営改善計画達成への支援やさらなる所得向上を目指した経営改善計画策定への支援が必要である。 (見込まれる効果) 担い手育成総合支援協議会に対する運営費助成を行うことで、担い手農家への総合的支援が可能となり地域農業の振興が図られる。	協議会	
		認定農業者協議会支援事業 認定農業者で組織する団体が行う農業振興に資する活動を支援する。 (事業の必要性) 認定農業者協議会は、地域農業の牽引役を果たしており、活動に対する支援を行い活動の活性化を図ることは、農業振興上必要不可欠である。 (見込まれる効果) 認定農業者相互が連絡協調と研鑽に取り組み農業経営の改善が図られることにより、本市農業を担う、経営感覚に優れ、強い経営力を持った農業経営体の育成・確保に寄与できる。	協議会	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (第 1 次産 業)	農林水産業雇用促進事業 経営規模の拡大と移住の促進を図るため、認定農業者等における移住者の新規雇用を支援する。 (事業の必要性) 経営規模の拡大を進めるためには、労働力の確保と作業の効率化を図ることが必要である。 (見込まれる効果) 経営規模の拡大や雇用創出により、強い経営体の育成と産地の維持拡大、移住促進に寄与できる。	農業者	
		農業後継者就農支援事業 将来的な農業後継者不足に向け、本市独自の取り組みとして就農年周に応じた奨励金を支給するもの。 ・就農して 1 年目 5 万円 ・就農して 3 年目 10 万円 (事業の必要性) 就農意欲の向上と本市農業発展のため中核者の育成を図る必要がある。 (見込まれる効果) 農業後継者の就農意欲の増進と就農後の定着に寄与する。	市	
		婚活支援事業 J A 島原雲仙青年部の婚活事業に対して、島原半島 3 市より財政支援を行う。 (事業の必要性) 農家の婚活事業については、農家から継続支援の要望もあり、地域活性化を図る上で必要である。 (見込まれる効果) 農業後継者の花嫁問題解決に取り組み、地域農業並びに地域の活性化が図られる。	農協	
		農業後継者等育成事業 地域農業の活性化を図るため、農業後継者団体等の連携・強化のための支援を行う。 (事業の必要性) 地域農業の発展及び農家の経営向上を図るため必要である。 (見込まれる効果) 農業後継者等の育成が図られ、地域農業並びに地域の活性化が期待できる。	農業者 団体	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (第 1 次産 業)	U I ターン農業研修支援事業 U I ターンを促進するため県外に在住する人が島原市内で農業研 修を行う場合に生活費の一部を助成する。 ・補助金額 月額 2 万 3 千円 (定額) (事業の必要性) U I ターンによる新規就農者の定着を図り、担い手を確保する必 要がある。 (見込まれる効果) U I ターンによる農業担い手の確保・定着が図られ、地域農業の 活性化並びに移住・定住人口の増加が期待できる。	市	
		新規就農者自立支援事業 本市への U I ターン等による新規就農者 (新規参入) に就農時の 機械や資材等の購入費用の一部を助成する。 ・補助率 対象経費の 1 / 2 以内 (上限 100 万円、1 年目のみ) (事業の必要性) U I ターン等による新規就農者の定着を図り、担い手を確保する 必要がある。 (見込まれる効果) U I ターン等による農業担い手の確保・定着が図られ、地域農業 の活性化並びに移住・定住人口の増加が期待できる。	市	
		農地集積・集約化対策事業 担い手への農地集積や耕作放棄地の防止・解消等を推進するた め、農地中間管理機構を介し、担い手への農地集積に協力する農業 者及び地域に対し集積協力金を交付する。 (事業の必要性) 農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手へ の農地集積・集約化を図り、経営規模の拡大や生産コストの削減を 進めて行く必要がある。 (見込まれる効果) 担い手への農地集積と集約化の加速化が図られる。	農業者 地 域 協議会	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (第1次産 業)	雇用労力支援システム事業 担い手農家の規模拡大に必要な労働力を安定的に確保するため、県、市、農協が連携し農業者が弾力的に活用できる労力支援システムの構築と円滑な運営に向けた支援を行い、強い経営体の育成と産地の維持・強化を図る。 (事業の必要性) 常時雇用経営は一部で行われているが、多くは収穫等の労力が必要な時期に臨時雇用者の確保が困難な状況であり、規模拡大や農業従事者の高齢化等にかかる労力需給のマッチングを図る必要がある。 (見込まれる効果) 労力支援システムの構築により労力不足の解消が図られる。	農協	
		鳥獣被害対策事業 有害鳥獣による農作物への被害防止対策として、猟友会への有害鳥獣駆除の委託や侵入防止効果の高いワイヤーメッシュ柵を設置する。 (事業の必要性) 有害鳥獣（イノシシ、カラス、ヒヨドリ等）による農作物への被害が多く発生し、農業収益の低下と営農意欲の減退を招いている。このため、有害鳥獣の駆除対策や侵入防止対策等に取り組んでいく必要がある。 (見込まれる効果) 有害鳥獣の駆除や侵入防止対策を行うことにより、農作物への被害が減少し、営農意欲の向上と農業経営の安定が図られる。	市、 協議会	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (第1次産 業)	人・農地プラン事業 持続的で力強い農業構造を実現するため、青年層の新規就農者の確保や地域の中心となる担い手への農地の集積を加速化し、農業の競争力・体質強化を図る。 ・人農地プラン見直し支援等事業 ・次世代人材投資事業 1年～3年 年間150万円 4年～5年 年間120万円 ※令和4年度以降の認定者は1年～3年 年間150万円のみ (事業の必要性) 地域における農業従事者の高齢化や耕作放棄地等未利用農地の増大が懸念される中、青年就農者の確保並びに地域の中核的な担い手に農地集積を推進する必要がある。 (見込まれる効果) 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着や担い手への農地集積が図られる。	市	
		経営継承・発展支援事業 地域の中心経営体等の後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画(販路開拓、新品種導入、営農の省力化)を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援する。 (事業の必要性) 農業者の高齢化等による減少が進む中、将来にわたり地域の農地利用等を担う中心経営体を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 地域農業の中心経営体の確保が図られ、地域農業並びに地域の活性化が期待できる。 ・1経営体当たり上限100万円(国50万円、市50万円)	農業者	
		分筆図作成公共嘱託登記業務委託事業 市単独土地改良事業等により整備した道路、水路の施設用地について、分筆図作成及び分筆登記事務を公共嘱託業務で委託する。 (事業の必要性) 以前市単独土地改良事業等による整備され登記が遅れていた案件について、随時登記を行い未登記物件を解消する必要がある。 (見込まれる効果) 未登記物件が解消される。	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (第1次産 業)	土地改良区支援事業 土地改良区の運営費を補助する。 (事業の必要性) 農業者の所得向上を図る中、改良区運営を賦課金の増額で補うことは逆行することであり、市からの支援が必要である。 (見込まれる効果) 運営費の一部を補助することで、関係者の賦課金の軽減が図られ、生活の安定と農業振興に寄与することが期待できる。	改良区	
		測量業務委託事業 市単独土地改良事業等により整備した道路、水路の施設用地について、分筆図作成及び分筆登記事務を公共嘱託業務で委託する。 (事業の必要性) 市単独土地改良事業等による整備に併せ、随時測量及び登記を行う必要がある。 (見込まれる効果) 未登記物件の解消。	市	
		多面的機能支払交付金事業 農業振興地域内の農地や農業用水路などの資源を守るため、農業者と地域住民等で構成する活動組織が農道や水路などの維持管理のほか、景観形成等の農村環境の良好な保全や長寿命化に関する活動を実施する。 (事業の必要性) 農村集落において、高齢化や職種の混住化が進行しており、農地などの資源を守る「組織的まとまり」が弱まってきていることから、農業集落の本来の機能を守る必要がある。 (見込まれる効果) 地域として適切な保全を行うことにより、農業が本来有する自然環境機能の維持・増進が図られる。	活動 組織	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (第1次産 業)	中山間地域等直接支払制度事業 耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金を交付する。 (事業の必要性) 担い手の高齢化、減少等により耕作放棄地が増加し、国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が懸念されている。このため、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る必要がある。 (見込まれる効果) 農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持及び多面的機能の確保が図られる。	協定 集落	
		農道台帳加除修正 台帳の適宜修正及び基盤整備完了後の加除修正を行う。 (事業の必要性) 農道延長の資料として、交付税の算定に必要である。 (見込まれる効果) 台帳が適正に整備されていると、農道の管理も適正に行うことができる。	市	
	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (商工・6 次事業化)	高校生新商品開発支援 島原地域の多様で豊富な農林水産物や地域資源を活用した高校生による新商品開発に対して助成する。 ・1事業19万円 (事業の必要性) 島原の魅力創出のため、若者の感性を活かした地域活性化が必要。 (見込まれる効果) 新商品化を促進し、将来的には雇用の創出へと繋げる。	高等 学校	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (商工・6 次事業化)	特産品 PR 催事事業 島原市特産品認定制度を活用し高品質な商品を島原スペシャルクオリティに認定するとともに、認定商品を含めた本市特産品の知名度を高めるべく各種催事等を積極的に展開して情報発信・PRを行い、大手百貨店をはじめスーパー、商社等幅広い流通促進や販路拡大に繋げる。 (事業の必要性) 本市特産品のブランド化の一環として、特産品の魅力向上、販売促進が求められる。 (見込まれる効果) ブランド化が促進されることで事業者の売上が向上し、ひいては雇用の場の確保に繋がる。	市	
		特産品流通促進事業 本市特産品が都市圏の市場において、常備商品としての定着を図るために、広く参加できるバイヤー交流商談会やセミナーを開催することで、市内事業者のスキルアップを図り、ビジネスマッチング商談会の企画や海外見本市・商談会に参加することで、より広域、より多い販路拡大の機会が得られるよう支援する。 また、島原の農畜水産物のイメージアップと飲食業への販路開拓を目指してレストランにて島原産品を食材としたフェアを開催する。 (事業の必要性) 本市特産品のブランド化の一環として、特産品の魅力向上、販売促進が求められる。 (見込まれる効果) ブランド化が促進されることで事業者の売上が向上し、ひいては雇用の場の確保に繋がる。	市	
		地場産業事業拡充促進事業 本市における地場産業の事業拡大の取り組みに対して支援を行い、市内における雇用の場を確保する。 (事業の必要性) 事業者の設備投資等に対して補助を行い、地場産業を更に発展させる。 (見込まれる効果) 本事業は新規雇用を条件としており、市内事業者の雇用拡大に直接的に寄与する。	事業者	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (商工・6 次事業化)	中小企業振興利子補給等補助金事業 市内の事業者等を対象に「島原市中小企業振興資金」又は「日本政策金融公庫国民生活事業の事業資金」の融資にかかる利子及び保証料について一部を助成する。 (事業の必要性) 本市の商工業は厳しい経済環境下にあり、事業者の円滑な資金繰りのために必要である。 (見込まれる効果) 資金調達の支援を行い、本市商工業の健全な振興を図る。	事業者	
		創業支援等利子補給事業 創業者向けの融資制度を利用する企業等に対する利子等の一部助成を行う。 (事業の必要性) 創業(起業)を支援し、中小企業者の経営の安定を図ることは必要である。 (見込まれる効果) 創業数の増加及び雇用の確保が期待できる。	事業者	
		しまばら創業サポートセンター事業 市内における創業を総合的にサポートするワンストップ相談窓口を設置する。また、廃業者と創業者のマッチング等の事業承継事業も併せて実施する。 (事業の必要性) 新たな雇用の受け皿となる創業(起業)を支援するとともに、廃業者の事業を継続していくことは必要である。 (見込まれる効果) 創業数の増加及び雇用の確保が期待できる。	商工 団体	
		商店街連盟支援事業 市内の商店街を一体とした商店街連盟に対し、商店街の発展に資することを目的として、経営に関すること(後継者育成、講習会・研修会・講演会、先進地視察等)、販路促進・福祉活動を目的として支援を行う。 (事業の必要性) 中心市街地における商店街の活性化を図ることで、地域全体の価値を向上させる必要がある。 (見込まれる効果) 支援を行うことで、商店街の活性化と新規出店に繋がる。	商店街	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (商工・6 次事業化)	商店街活性化事業 市内の中心市街地における空き店舗の有効活用を通して、新規出店による商店街の活性化を図るために「しまばら出店応援ナビ制度」を実施し、空き店舗で事業を始める事業者向けに店舗改修・広告宣伝費を補助する。 (事業の必要性) 空き店舗の増加は、来街者が商店街に活気がないように感じる要因となっているが、家賃の折り合いがつかない等の空き店舗への出店希望者と所有者のミスマッチが課題となっていることから、個店の立地を推進する必要がある。 (見込まれる効果) 空き店舗の解消と、補助事業を行うことで祖業の維持、移住、創業の増加に繋がる。	事業者	
		にぎわい創出支援事業 人口減少社会に対応する力強い商店街の創出のため、担い手となる商店街組合等の体制を強化するとともに、商店街振興を「地域のにぎわい創出」に繋げていくことを目的に、商店街活性化プランの策定及び事業実施に要する費用の一部について、県と市が協調して補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域活性化の活動を加速化させ、新たなにぎわい創出による地域の商業活動の活性化を図っていくために必要がある。 (見込まれる効果) 人流が増加し、商店街の利用者が増える。	商店街	
		中小企業大学校派遣事業 中小企業が従業者等を中小企業大学校の実施する研修を受講し、かつ、終了した場合に補助金を交付する。 (事業の必要性) 人材育成を行うことで、従業員の意欲を高め、キャリアアップを図るとともに企業の発展、ひいては地域経済の発展のために必要である。 (見込まれる効果) 中小企業の従業者等の資質の向上を図り、将来の企業経営ならびに地域経済界のリーダーとなるべき後継者の育成を図る。	事業者	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (商工・6 次事業化)	雇用拡大支援事業 市内の事業所に就職した新規学卒者等に対する支援を行い若者の定住を促進する。 (事業の必要性) 市外への人口流出対策として、市内で雇用の場を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 雇用人数の増加が期待できる。	就労者	
		島原初市支援事業 春に行われる島原市の風物詩である「島原初市」を維持、発展させるために支援を行う。 (事業の必要性) 歴史のある島原市の観光イベントであり、市外からの観光客も多数訪れることから、今後も継続発展させることが望ましい。 (見込まれる効果) 人流が増加し、島原のPRに繋がる。	実行 委員会	
		島原ふるさと産業まつり支援事業 地域の農畜産物、海産物、加工食品等の特産品の販売やイベントの開催により産業の活性化を図る。 (事業の必要性) 地域の特産品の販路拡大ならびに地場産業である商工物産を市内外にPRするとともに農漁商工が連携した取り組みを行う必要がある。 (見込まれる効果) 特産品の知名度向上や地産地消が図られる。	実行 委員会	
		島原城大手門市支援事業 「島原初市」はかつて市役所前の広場において行われていた歴史があり、新たに完成した市庁舎前広場において、昔を想起させるようなイベントを開催し、新たな観光イベントを創出する。 (事業の必要性) 人流の増加及び地域の特産品のPRの場の創出。 (見込まれる効果) 観光客の増加、特産品の知名度向上や地産地消が図られる。	実行 委員会	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (商工・6 次事業化)	島原商工会議所支援事業 市内商工業の総合的な発展を図るため、商工会議所法の定めるところにより設立された島原商工会議所に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域の経済状況などの調査や情報の収集、講習会・講演会の開催、経営相談などの取り組みを通して、地域経済の交流拠点としての役割を担っている。 (見込まれる効果) 各種事業の推進を支援することにより、市内商工業の活性化が図られる。	商工 会議所	
		商工業後継者育成支援事業 島原商工会議所青年部の活動費に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域社会の活性化を行える資質を持った商工業後継者の育成を図る。 (見込まれる効果) 商工業後継者が互いの連携を深め、事業を推進することで、新たな経営感覚を身につけ、地域活性化に向けた資質の向上が図られる。	商工 会議所	
		島原地域経済活性化事業 中小企業者の意識改革、異業種交流の場の創設、人材育成等の取り組みを推進し、企業のスキルアップを図る島原商工会議所の事業に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 中小企業が産業・経済を取り巻く環境の急激な変化に対応できるような企業体質の改善を図るために必要である。 (見込まれる効果) 中小企業者が経営安定と発展のために必要なスキルの習得を行うことで、本市の産業の振興と経済の発展に大きく寄与する。	商工 会議所	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (商工・6 次事業化)	中小企業相談所支援事業 島原商工会議所内で金融指導や税務記帳指導等を行う中小企業相談所に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 小規模事業者の方々が都道府県知事の資格認定を受けた経営指導員への相談や指導を受けられるメリットがある。 (見込まれる効果) 市内の中小企業の育成及び経営相談を行うことで経営基盤の強化や経営改善が図られる。	商工 会議所	
		有明町商工会支援事業 市内商工業の総合的な発展を図るため、商工会法の定めるところにより設立された有明町商工会に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域の経済状況などの調査や情報の収集、講習会・講演会の開催、経営相談などの取り組みを通して、地域経済の交流拠点としての役割を担っている。 (見込まれる効果) 各種事業の推進を支援することにより、市内商工業の活性化が図られる。	商工会	
	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (観光)	ロケツーリズム推進事業 本市の地域資源を活用し、映画やテレビ番組などの撮影誘致・支援を行う。また作品を通じた情報発信により本市の魅力や認知度の向上を目指す。 (事業の必要性) 作品の舞台を訪れる観光客を増加させ、地域の活性化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 交流人口の増大が図られる。	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (観光)	観光組織との連携事業 地元自治体・観光関係団体等が連携して、効率的かつ効果的な観光客の誘致活動やイベントの企画・運営を図る。 (事業の必要性) 持続可能な観光まちづくりの推進のため、効率的かつ効果的な観光客の誘客活動やイベントなどの観光コンテンツづくりが必要である。 (見込まれる効果) 観光客の増加や交流人口の拡大及び地域経済の活性化が図られる。	市、 観光関 係団体	
		観光宿泊施設支援事業 本市観光の基幹となる温泉給湯事業を利用する宿泊施設に対する支援を行う。 (事業の必要性) 観光の宣伝・PRや地元食材の提供等により本市観光の振興を図り、観光産業の存続及び雇用の場の確保を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の増加や滞在時間の延長により、地域経済の活性化が図られる。	各施設	
		島原城築城 400 年武将隊 PR 事業 島原城七万石武将隊によるおもてなしと史実に基づき往時を彷彿とさせる歴史演出等を行うことで、築城 400 年の PR や機運の醸成を図る。 (事業の必要性) 島原ならではの魅力体験など非日常感を通じて、観光客の満足感・充実感を高め、観光の活性化、誘客の拡大を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の増加が図られる。	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (観光)	鯉の泳ぐまち魅力アップ事業 国登録有形文化財「旧三村家（しまばら湧水館）」を活用し、古民家カフェ事業を行うことで、館内でゆっくりとした時間を過ごしてもらい、そこでしかできない地元特産品の手作り体験ができることで市内観光の楽しみを創出する。 (事業の必要性) 人の流れを繋ぐ場所としての強みを活かし、近隣の商店街を巻き込むことで、観光客の増加と滞在時間の延長、消費額の拡大を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の滞在時間の増加により、交流人口の増加を図る。	市	
		大会・会議等誘致奨励金 本市の観光振興及び地域の活性化を図るため、各種大会・会議等を開催する団体に対して奨励金を交付する。 (事業の必要性) 本市の特性を活かし、各種大会・会議等の誘致が必要である。 (見込まれる効果) 地域の活性化及び交流人口の拡大が図られる。	各団体	
		島原半島ジオパーク協議会支援事業（ジオパーク推進経費） 島原半島ユネスコ世界ジオパークにおいて、啓発普及、国内外ジオパーク交流、教育事業、ジオガイド養成など各種事業を行うとともに地域資源の保全、隠れた地域資源の発掘、並びに市民向けのジオツアーや観光PRを行う。 (事業の必要性) ジオパークは、地域住民・行政・研究者等が連携し半島内の地域資源の普及啓発や保全活動へ取り組むことで、教育や観光振興を推進し、交流人口の拡大を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の増加、交流人口の拡大が図られる。	市、 島原半島 ジオパー ク協議会	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (観光)	島原半島観光連盟支援事業 島原半島3市と連携し、半島の豊かな自然、食、文化等の資源を活かした各種事業を展開し交流人口の拡大、半島地域の活性化を図る。 (事業の必要性) 地域における観光客の誘致、観光施設の整備充実、観光資源の開発など、観光関係団体との連携・調整が必要である。 (見込まれる効果) 島原半島への観光客の増加、交流人口の拡大、地域経済の活性化が図られる。	島原半島 観光連盟	
		観光客誘致事業 専門的な知識や経験を有する人材を確保し、効果的な観光PRや誘致活動を行う。 (事業の必要性) 様々な観光客のニーズにきめ細かに対応するため、専門的な知識を有する人材による効果的な誘致活動等が必要である。 (見込まれる効果) 観光客の増加による経済の活性化が図られる。	島原観光 ビューロ ー	
		島原めぐり事業 観光施設等をめぐる路線バスの実証実験やVR・MR技術を活用したバリアフリー商品開発、第4の二次交通網の構築等を図る。 (事業の必要性) 観光客の増加や滞在時間の延長による地域の活性化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の滞在時間の延長による地域経済の活性化が図られる。	島原観光 ビューロ ー	
		島原城築城400年記念事業 島原城は、2024年(令和6年)に築城400年を迎えるため、島原城・城下町の歴史や文化を振り返り、新たな魅力を創造し、次世代に伝承していくために島原城築城400年記念事業を実施する。 (事業の必要性) 島原城の歴史や文化を次世代に伝承し、また、新たな魅力を創造し観光客の増加を図る必要がある。 (見込まれる効果) 歴史や文化の保存・活用及び観光客の増加による地域活性化が図られる。	実行 委員会	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (観光)	オルレ事業 本市の自然を活用したオルレコースは、豊富なジオの恵みである島原温泉やグルメ、観光地の情報発信や目的型旅行客の誘客や周遊型観光の集客を図る。 (事業の必要性) 島原特有の自然や温泉、歴史、火山、食などを活用し、交流人口の拡大及び滞在時間の延長を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の増加、交流人口の拡大、地域経済の活性化が図られる。	市	
		しまばら温泉不知火まつり振興会支援事業 市民参加型イベント。島原温泉の恵みに感謝する献湯祭、伝統芸能の披露、藩政時代から行われた島原城薪能のイベントが行われる。 (事業の必要性) イベントの開催による観光客の集客、並びに地域の活性化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の誘客や地域の活性化が図られる。	振興会	
		精霊流し行事支援事業 竹と藁で作った精霊船に、切子灯ろうを飾った島原独特の伝統行事の精霊流し行事の伝承。 (事業の必要性) 300 年以上の伝統を誇り、全国に類を見ない伝統行事として将来にわたりその伝統を継承する必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の誘客や地域経済の活性化が図られる。	実施 協議会	
		花火大会支援事業 島原の夏の風物詩として、3,000 発の大輪の花が約 30 分間連続して打ち上げられ、島原の夜空を彩ります。 (事業の必要性) 夏場における県内外からの誘客対策と観光活性化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の誘客や経済の活性化が図られる。	実行 委員会	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (観光)	島原水まつり支援事業 島原大変や雲仙普賢岳噴火災害で犠牲となられた方への鎮魂と、島原の湧水の恵みに感謝し、水との共生を目指すイベントを開催。 (事業の必要性) 水に感謝するまつりとして地域住民に親しまれ、観光客の誘客の拡大を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の集客が図られる。	実行 委員会	
		島原ウインターナイト・ファンタジア支援事業 テーマごとのイルミネーションの設置。 (事業の必要性) オフシーズンの集客事業として開催。島原の冬の風物詩として県内外の方に親しまれている。 (見込まれる効果) 観光客の集客や地域経済の活性化が図られる。	実行 委員会	
		武家屋敷管理事業 武家屋敷に現存する観光施設である茅葺屋根（3邸）及び武家屋敷通り、休憩所の維持・管理を行う。 (事業の必要性) 武家屋敷周辺地区の景観及び歩行者等の利便性の向上を図る必要がある。 (見込まれる効果) 古い構造物全体の維持及び修景の補修、観光客の増加等が図られる。	市	
		飲泉所・足湯管理事業 島原温泉を活用した飲泉所・足湯の維持・管理を行う。 (事業の必要性) 本市の貴重な観光資源である温泉を広くPRする必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の誘客が図られる。	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (観光)	観光施設管理事業 市内の観光施設（大手門番、小早川邸、歓迎塔、トイレなど）の 維持・管理を行う。 (事業の必要性) 誘客対策と観光活性化のため、適切な施設の維持管理が必要であ る。 (見込まれる効果) 観光客の誘客が図られる。	市	
		温泉給湯管理事業 本市観光の基幹となる温泉給湯事業の維持・管理及び運営を行 う。 (事業の必要性) 島原温泉は市直営で実施し、市内のホテル・旅館などへ供給して いる。本市の観光産業の振興を図るために必要である。 (見込まれる効果) 観光客の集客や地域経済の活性化が図られる。	市	
	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (企業誘 致)	企業立地促進・雇用創出事業 市内において事業所の新設、増設、移設、改修を行う事業者に対 し支援措置を講じる。 (事業の必要性) 市外からの企業誘致や地場企業の規模拡大による雇用の創出及び 産業の振興のために必要である。 (見込まれる効果) 本市における企業の立地及び地場企業の拡大を促進することで、 産業の振興及び雇用の創出を図り、もって本市経済の発展に資す る。	事業者	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (企業誘 致)	企業誘致活動事業 1 企業誘致活動 企業の新規立地及び IT・ベンチャー企業等の誘致に取り組む。 2 島原市 IoT 推進ラボ (しまば Labo) 地方における IoT プロジェクト創出のための取組を支援し、IoT を通じたビジネスの創出並びに関係企業との人脈の形成に取り組む。 3 お試しオフィス用 Wi-Fi 「お試しオフィス」に Wi-Fi を整え、企業に対して、島原でオフィスを構える検討を促し、IT 企業等のサテライトオフィス誘致に繋げる。 4 島原でしてみんねテレワーク支援事業 UI ターン者増加を目的として、本市でのワーケーションや、サテライトオフィス開設を検討している方々への交通費の一部を補助する。 (事業の必要性) 若年層の人口流出や少子化などによる人口減少の対策が急務である。 (見込まれる効果) 市外から新たな企業を誘致することにより、地元に残すための雇用の創出や税収の増加につなげ、地域経済の活性化に繋がる。	事業者	
		サテライトオフィス等開設支援事業 新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、多くの企業でリモートワークの導入や BCP (事業継続計画) の観点からサテライトオフィスを活用するなど、働く場所の多様化が進むなか、企業が取り組むワークライフバランスの充実及び多様な働き方の促進並びに地域経済の発展を図るため、本市にサテライトオフィス等を新規開設、運営する事業者に対して、サテライトオフィス等の開設に係る諸経費の補助を補助を行う。 (事業の必要性) 若年層の人口流出や少子化などによる人口減少の対策が急務である。 (見込まれる効果) 市外から新たな企業を誘致することにより、地元に残すための雇用の創出や税収の増加につなげ、地域経済の活性化に繋がる。	事業者	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (その他)	島原市スポーツキャンプ等誘致事業 市内のスポーツ施設を最大限に活用し、多種多様な競技をターゲットとして県内外から積極的に誘致し、島原の魅力発信を行う。 (事業の必要性) 本市の特性を活かし「スポーツで人を呼ぶ」ための戦略的なまちづくりを推進する必要がある。 (見込まれる効果) 地域の活性化及び交流人口の拡大が図られる。	実行 委員会	
		温泉給湯事業特別会計繰出金 本市観光の基幹となる温泉給湯事業の安定的な運営を図るため、一般会計から特別会計へ繰り出すもの。 (事業の必要性) 温泉給湯事業の安定的な運営を図る必要がある。 (見込まれる効果) 安定的な運営が図られ、観光産業の振興につながる。	市	
		街なみ環境整備事業 街なみ環境整備事業補助金 まちづくり協定地区内で、景観に配慮した建造物等の修景事業に対する助成により、魅力あるまちづくりを目指す。 (事業の必要性) 景観形成に対する助成を行うことで、市の象徴である湧水と城下町の歴史を活かした魅力あるまちづくりを進める必要がある。 (見込まれる効果) 通りや空間に彩りをもたらす効果により、観光振興や商店街の活性化と交流人口の増加が図られる。	個人	
		街なみ環境整備事業 美しいまちづくり推進事業補助金 長崎県のまちづくり景観資産に登録された市内の建造物に対し修景事業に対する助成を行う。 (事業の必要性) 景観形成に登録された個性的で魅力ある街なみや地域景観の核となる建造物を保全や修景することで、地域資源として保存活用を図るために必要である。 (見込まれる効果) 通りや空間に彩りをもたらす効果により、観光振興や商店街の活性化と交流人口の増加が図られる。	個人	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (その他)	武家屋敷街なみ保存整備事業補助金 景観計画区域の下の丁武家屋敷水路の通りの工作物（門・石垣） に対し助成を行う。 （事業の必要性） 下の丁武家屋敷水路の通りにおいて、歴史的景観を守るため、門 や石垣の維持・保存・復元することが必要である。 （見込まれる効果） 通りや空間に彩りをもたらす効果により、観光振興や商店街の活 性化と交流人口の増加が図られる。	個人	
	(11)その他	港湾整備事業費負担金 県営事業負担金	県	

（４）産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
島原市全域	製造業、情報サービス業 等、農林水産物等販売業、 旅館業（下宿営業を除く）	令和３年４月１日～ 令和８年３月３１日	

②当該業種の振興を促進するため行う事業の内容

上記（２）その対策、（３）計画のとおり

4. 地域における情報化

地域における情報化の推進については、一人ひとりの状況に応じたきめ細かいサービスが受けられる地域の実現に向け、情報通信技術の利用機会における他の地域との格差是正、市民生活の利便性向上、産業の振興・活性化、医療・福祉及び教育の充実等を図り、併せて市民間の情報格差（デジタル・ディバイド）の是正に努めることで、市民が平等に利便性を享受できる環境の整備に努める。

なお、これらの実現には、その基礎的インフラとなる光ファイバー等の超高速ブローバンド環境の未整備地域の整備を図るとともに、ICT・IoT・AI・RPA・マイナンバーカード等を活用することで、より充実した行政のデジタル化（自治体デジタルトランスフォーメーション（自治体DX））実現に努める。

（１）現況と問題点

現在、民間電気通信事業者の整備により、国の発表による本市の光ファイバー整備率は100%になっているが、実際には中山間地域に未整備地帯が依然として残っており、光ファイバー網の世帯カバー率は約90%となっている。なお、近隣市は自治体整備により、世帯カバー率がほぼ100%になるとのことで、今後地域による情報格差が生じる。

自治体DXについては、国から「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が示され、その目指すべきデジタル社会の実現に向け、情報通信技術（ICT）を活用した更なる事務の効率化、情報基盤の整備、多様な情報発信、ICTを活用する人材育成、情報格差対策など、ハード・ソフト両面から効果的な施策の推進を図る必要がある。

（２）その対策

- ・民間電気通信事業者と連携して、ブロードバンドサービスエリアを拡大し、光ファイバー網の世帯カバー率ほぼ100%を目指すとともに、第5世代移動通信システム（5G）による超高速大容量及び低遅延等を可能にした移動通信サービス提供が開始されたことから、その普及がもたらす社会変容へ対応する。
- ・自治体DXについては、行政手続のオンライン化やAI・RPAの利用推進等に取り組む。また、地域社会のデジタル化や高齢者等のデジタル・ディバイド対策としてデジタル活用支援員事業等に取り組む。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 (情報化)	地域情報化関連事業 情報格差を是正し、市民が情報サービスの恩恵を等しく受けることができる環境を整えるため、その基礎的インフラとなる光ファイバー等の超高速ブローバンド環境の未整備地区の整備を行う。 (事業の必要性) 地域における情報格差をなくし、行政サービス、企業誘致などの幅広い分野での市民生活の向上や産業と地域活性化を図ることは必要である。 (見込まれる効果) 市民の利便性の向上及び地域の活性化が図られる。	民間	
3 地域における 情報化	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 (デジタル 技術活用)	自治体 DX の推進 国から「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が示され、その目指すべきデジタル社会の実現に向け行政手続のオンライン化や AI・RPA の利用推進等に取り組む。また、自治体 DX の推進に合わせて地域社会のデジタル化やデジタルデバイド対策（デジタル活用支援員事業等）に取り組む。 (事業の必要性) 新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータを十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対応することは必要である。 (見込まれる効果) 市民の利便性の向上と業務の効率化が図られる。	市	

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

南島原市深江町から長崎自動車道の諫早 I C までを結ぶ高規格道路「島原道路」については、南島原市深江町から島原市出平町までの 11.3 km が供用開始されており、現在、出平有明バイパスや有明瑞穂バイパス等が事業化されている。しかしながら、全線開通には多額の事業費と時間を要する状況である。

このため、半島地域である本市にとっては、人や物の移動に加え、企業の進出等経済面にも大きなマイナス影響を受けており、都市部とアクセスする高規格道路の整備が急務である。また、市内の交通体系も脆弱なため、市民生活の移動の要となる市道等の計画的な整備が必要である。

市全域が均衡の取れた発展を遂げるためには、市内を安全かつ快適に往来できる交通体系の整備が必要であり、市民の生活道路の維持、補修、改良など、都市計画道路を含む市道の計画的な整備を推進する。

公共交通機関については、鉄道やバス、航路などが存在するものの、人口減少や少子化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の影響等により厳しい経営を強いられている状況である。

しかしながら、地域社会の活力を維持・向上させるためには、市民の通学、通院、買い物などの日常生活に不可欠な移動に加え、文化活動やコミュニティ活動など外出機会の増加を図ることが重要である。また、一方では、島原城や武家屋敷などの豊富な観光資源を有する本市においては、観光客などの地域へのアクセスや、地域内での周遊を支え、人口交流の拡大を推進する役割が求められている。

このようなことから、市民の生活交通の利便性向上と交通弱者の足の確保に向けた対策のため島原市コミュニティバスたしろ号の活用、さらには観光やまちづくりと連携した公共交通網の整備を図る。

(1) 現況と問題点

① (国道、県道及び市道)

本市の主要道路は、諫早市から一般国道 251 号が市域の東海岸に沿って通じるとともに、大分市から長崎市に至る一般国道 57 号が、島原港から雲仙市小浜町にかけて島原半島を横断している。

また、市西側には、高速・定時性の確保を図り、地域振興を支援する目的で高規格道路「島原道路」が整備されているところである。

これらの主要道路へのアクセスや広域ネットワークとして主要地方道愛野島原線や一般県道千本木島原港線、島原湊停車場線、野田島原線、礪石原松尾町停車場線が縦横に連絡しており、さらに市道が市内の集落及び主要公共施設を結び、市民生活と産業活動・観光・交流の流れを支える交通基盤として、重要な役割を果たしている。

国道については、歩道の一部区間が未整備で、歩行者や通学の児童生徒の安全を守るため、国・県等の道路管理者へ交通安全の確保に向けた調整を図っている。

県道はほぼ改良が済んでいるが、一部について幅員狭小の区間があり、主要道路としての位置づけを維持し、県と一体となって未改良区間の整備促進を図る必要がある。

都市計画道路を含む市道においては、市民の利便性や安全に配慮した連絡道路の整備や、基幹集落と中心市街地を効率的に結ぶ道路の整備、地場産業の円滑な流通に資する道路の整備など機能的で安全な交通体系の確立に向け、計画的な整備が必要である。

また、船津地区の市道は幅員が狭く、火災や高潮などの災害時に徒歩で避難しなければならず、地域住民は高齢化しているので、緊急車両が通行できる道路の整備が急務となっている。

都市計画道路については、都市計画で決定されたものが 19 路線 37.5 km あるが、令和 3 年 3 月末の整備延長は 31.2 km が整備済みであり、整備率は約 83% となっている。市街地のアクセス向上、渋滞緩和、中心市街地の活性化を図る道路として期待されるため、計画的に整備をすることが求められている。

また、高規格道路「島原道路」については、全体計画約 50km のうち、約 19km が供用されているにすぎず、早期の全線完成を図ることが、今後の課題となっている。

本市は観光地であるが、電柱が道路に立っており景観が良くない状況であり、また、昔の城下町であることから、道路が狭く交通規制が多くかかっており、観光客が道に迷うことが多い状況である。

交流人口の拡大のため、島原鉄道の廃線跡地を活用した自転車歩行者専用道路の整備も今後必要である。

②（農道・林道）

農道と林道の整備については、計画的に整備を進めてきたが、今後は、耕作放棄地解消のため、基幹農道とほ場を接続する農道を整備する必要がある。

③（交通の確保）

現在、市内の主な公共交通は鉄道や路線バス、本市が運営するコミュニティバスであり、市民にとって通学、通院、買い物などの日常生活を支える重要な移動手段である。しかし、人口減少や少子化などによる利用者の減少が公共交通事業者の経営の悪化を招き、計画的な車両の更新や施設整備ができないなど、事業の存続が危惧される状況にある。また、公共交通事業者への施設整備や運行費補助等の行政の財政負担も近年増大してきている。

一方、島原城、武家屋敷など本市特有の観光資源や島原半島世界ジオパークなどを活かした今後の交流人口の拡大が期待されるところであり、さらには令和 4 年度に予定されている九州新幹線西九州ルートの開業により、2 次、3 次交通として鉄道、路線バス、タクシーは観光客にとっても欠かすことのできない重要なものとなってくる。

また、他県と本市を結ぶ有明海航路も重要な交通手段であり、利用促進による交流人口の拡大や玄関口である島原港の利便性の向上などに努める必要がある。

（2）その対策

①（国道、県道及び市道）

・本市の主要幹線である国道は、都市部へのアクセス道路であると同時に、広域行政を進めるうえで重要な道路である。また、児童生徒の通学路としての利用もあることから、

歩道等交通安全施設の整備を進めるとともに、市街地部においては、景観や防災機能の向上を図るため、無電柱化を推進する。

- ・高規格道路「島原道路」出平有明バイパス及び有明瑞穂バイパスについては、県や関係自治体と連携しながら、整備の促進を図る。
- ・県道については、計画的に改良整備されているが、通学路の歩道が整備されていない区間があるので、交通安全施設等の整備要望を進める。
- ・市道については、集落間の連絡道路・生活道路等の計画的な改良、整備を積極的に推進するとともに、危険箇所等の把握に努め、交通安全施設の整備により、市民の安全を確保する。
- ・島原地域と天草地域、天草地域と出水地域を2つの橋と高規格道路で結ぶ島原・天草・長島架橋構想の実現に向けて、引き続き、取り組みを推進する。
- ・船津地区の緊急避難道路を整備し、また、高潮対策として船津地区のポンプ場の整備及び秩父が浦地区の護岸嵩上の整備を図る。
- ・島原城周辺の電柱が島原城の景観を損なっているので、市と九州電力及びN T Tが協議を行い、電線地中化を検討し推進を図る。
- ・島原城周回道路の一方通行規制についての検討を行うとともに、観光客が徒歩で散策できるように遊歩道の整備を行う。
- ・「鯉の泳ぐまち」周辺については、多くの観光客や市民が散策するため、市道の進入禁止等の規制を講じており、引き続き、安全対策等に努める。
- ・都市計画道路については、都市計画マスタープランに基づき、霊南山ノ神線、親和町湊広場線、安德新山線、新山本町線等の整備を進め、高規格道路とのアクセス向上や市街地の交通混雑の解消、中心市街地の活性化を図る。
- ・自転車歩行者専用道路については、島原鉄道の廃線跡地を活用して整備を進め、交流人口の拡大を図る。

②（農道・林道）

- ・幹線的な農道はほぼ整備済みであるが、ほ場と接続する道路に未整備の箇所があり、耕作放棄地拡大の原因にもなっている。今後は小規模な農林道、耕作道の整備を図る。

③（交通の確保）

- ・地域に不可欠な社会基盤である鉄道事業について、安全性の確保に必要な施設整備や運営維持に必要な経費について支援を行う。また、沿線の地域資源を活用し観光面での利用促進策について事業者と積極的に連携し、地域活性化に繋がるよう一体となって取り組むとともに、鉄道が地域に果たす役割について市民に幅広く伝え、マイレール意識を醸成する。
- ・路線バスの利便性の向上や利用促進を図るため、地域のニーズに即した運行形態の改善や運行状況の周知を行うとともに、市民の足となる路線バスの維持を図るために不採算のバス路線に対して支援を行う。
- ・コミュニティバスについては、積極的な周知P Rを行う事で利用促進を図るとともに、

地域ニーズに応じて柔軟に対応していくことで利便性の向上に努める。

- ・他県と本市を結ぶ有明海航路については、航路のPRなど利用促進を図るとともに、島原港の利便性の向上に努める。
- ・地域の特性やまちづくり、観光振興等の地域戦略に応じて、鉄道、路線バス、タクシー、コミュニティバスなど多様な交通手段を有機的に組み合わせ、効率的で利便性が高い地域公共交通網の形成に努める。

(3) 計画

分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 (道路)	松崎・山之内上線改良工事 L=200m W=7.0m	市	
		東城内線改良工事 L=60m W=8.0m	市	
		中堀町新山線改良工事 L=150m W=5.0m	市	
		広馬場・二中・新山線改良工事 L=200m W=5.0m	市	
		高島丁・萩原線舗装改良工事 L=150m W=3.5m	市	
		小路・中線改良工事 L=180m W=3.0m	市	
		外港・大手広場線改良工事 L=950m W=14.9m	市	
		外港・大手広場線舗装工事 L=950m W=14.9m	市	
		高島丁・椿原線改良工事 L=800m W=10.6m	市	
		高島丁・椿原線舗装工事 L=800m W=10.6m	市	
		西城内線改良工事 L=800m W=4.0m	市	
		高島丁湊道線改良工事 L=200m W=5.0m	市	
		中安德1号線舗装工事 L=600m W=5.4m	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 (道路)	田町片町線改良工事 L=30m W=4.0m	市	
		下の丁城見町線改良工事 L=775m W=4.0m	市	
		上の町上新町線改良工事 L=200m W=5.0m	市	
		中堀町1号線改良工事 L=90m W=5.0m	市	
		横断B線改良工事 L=600m W=5.0m	市	
		横断B線舗装工事 L=600m W=5.0m	市	
		大野線改良工事 L=400m W=7.5m	市	
		大野線舗装工事 L=400m W=7.5m	市	
		出口・行分線舗装工事 L=400m W=5.5m	市	
		小原・行分線舗装工事 L=400m W=5.5m	市	
		久原線改良工事 L=500m W=6.4m	市	
		久原線舗装工事 L=500m W=6.4m	市	
		種畜場線改良工事 L=500m W=6.0m	市	
		種畜場線舗装工事 L=500m W=6.0m	市	
		松崎線改良工事 L=300m W=5.0m	市	
		松崎線舗装工事 L=300m W=5.0m	市	
		向ノ原2号線改良舗装工事 L=200m W=4.0m	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 (道路)	原口油堀 1 号線改良工事 L=1,000m W=4.0m	市	
		中野縦線改良工事 L=500m W=5.5m		
		中野縦線舗装工事 L=500m W=5.5m		
		大下 1 0 号線改良工事 L=130m W=5.5m	市	
		桜馬場柿の木線改良工事 L=150m W=4.0m	市	
		中原 2 号線改良工事 L=190m W=4.0m	市	
		焼木線改良工事 L=250m W=3.5m	市	
		崩山町改良工事 L=210m W=3.0m	市	
		萩原 3 号線改良工事 L=150m W=2.6m	市	
		萩原 3 号線舗装工事 L=150m W=2.6m	市	
		萩原 1 0 号線改良工事 L=90m W=2.5m	市	
		萩原 1 1 号線改良工事 L=320m W=3.0m	市	
		向ノ原・甲石線路肩維持工事 L=250m W=3.0m	市	
		土筆ノ尾 4 号線路肩維持工事 L=25m W=2.5m	市	
		釘崎・戸山線路肩維持工事 L=30m W=4.0m	市	
		木場線ほか路肩維持工事 L=150m	市	
		六ツ木団地 2 号線舗装維持工事 L=180m W=4.0m	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 (道路)	上の原 1 4 号線舗装維持工事 L=300m W=3.5m	市	
		青葉町地区道路側溝維持工事 L=80m W=1.5m	市	
		万町 1 号線舗装維持工事 L=45m W=3.8m	市	
		札の元 4 号線路肩維持工事 L=180m W=5.0m	市	
		上長貫線舗装維持工事 L=280m W=4.0m	市	
		中野縦線舗装維持工事 L=1,400m W=5.0m	市	
		宮の町海岸北門町線舗装維持工事 L=1,000m W=8.0m	市	
		塔の鼻線舗装維持工事 L=250m W=6.0m	市	
		千々石道線舗装維持工事 L=1,000m W=5.0m	市	
		前浜本町線舗装維持工事 L=400m W=4.5m	市	
		江里立野線舗装維持工事 L=150m W=4.0m	市	
		広馬場崩山線側溝維持工事 L=250m W=4.0m	市	
		青木の下 4 号線側溝維持工事 L=300m W=5.0m	市	
		尾崎 3 号線側溝維持工事 L=300m W=3.0m	市	
		境の松縦 1 号線側溝維持工事 L=200m W=3.0m	市	
		西高野 2 号線側溝維持工事 L=140m W=3.0m	市	
		横山線舗装維持工事 L=300m W=3.2m	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 (道路)	広高野油堀線ほか路肩維持工事 L=200m W=3.5m	市	
		山寺1号線舗装維持工事 L=90m W=4.0m	市	
		宮の町1号線舗装維持工事 L=300m W=4.0m	市	
		南下川尻線舗装維持工事 L=300m W=4.0m	市	
		下川尻1号線舗装維持工事 L=350m W=3.8m	市	
		札の元白谷線路肩維持工事 L=300m W=3.5m	市	
		道路照明灯機器取替維持工事 N=200 か所	市	
		堀町縦線整備事業 L=550m W=11.5m	市	
		無電柱化事業（電線共同溝整備工事）	市	
		無電柱化事業（歩道整備工事）	市	
		有馬船津5号線改良工事 L=70m W=6.0m	市	
		有馬船津5号線舗装工事 L=245m W=6.0m	市	
		田町新馬場線改良舗装工事 L=50m W=5.0m		
		宮ノ町海岸北門町線改良舗装工事 L=50m W=7.2m		
		自転車歩行者専用道路整備事業（測量試験費）	市	
		自転車歩行者専用往路整備事業（改修工事費）	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 (道路)	道路整備事業費負担金 県営事業負担金（一般国道 251 号関係） ・令和 3 年 市道大手原出の川線改良工事 ・令和 4 年・令和 5 年 一般国道 251 号整備事業に係る流末工事 ・令和 6 年・令和 7 年 一般国道 251 号整備事業に係る工事 ・令和 4 年～令和 6 年 県道島原湊停車場線整備事業に係る工事	県	
		霊南山ノ神線整備事業 道路改良 L=360m W=16m	市	
		親和町湊広場線整備事業 道路改良 L=950m W=12m	市	
		安德新山線整備事業 道路改良 L=280m W=16m	市	
		新山本町線整備事業 道路改良 L=660m W=18m 県営事業負担金	県	
		上の原 20 号線舗装維持工事 L=80m W=3.8m	市	
		高島丁桜町線舗装工事 L=120m W=3.3m	市	
	(1)市町村道 (橋りょう)	道路メンテナンス事業 道路橋定期点検業務委託	市	
		道路メンテナンス事業 橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託	市	
		道路メンテナンス事業 木場橋ほか 1 橋橋梁補修工事 L=27.0m W=7.1～5.2m	市	
		道路メンテナンス事業 平和橋ほか 4 橋橋梁補修工事 L=37.6m W=3.3～15.0m	市	
		われん川橋梁調査設計業務委託	市	
		われん川橋梁補修工事 L=185m W=9.5m	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 (橋りょう)	道路メンテナンス事業 橋梁調査設計業務委託 N=4 橋	市	
		道路メンテナンス事業 橋梁補修工事 N=4 橋	市	
		コナコ橋橋梁改修工事 L=9.0m W=3.6m	市	
	(2)農道	地方創生整備推進交付金事業 (広域農道舗装改修) L≒7km 北部及び中部広域農道の舗装を改修し、利用者の安全確保を図る。	市	
	(5)鉄道施設等 (鉄道施設)	鉄道安全輸送設備等整備事業 島原鉄道株式会社が行う安全性の向上に必要な設備整備に対して、支援を行う。	島原鉄道	
	(9)過疎地域 持続的発展 特別事業 (公共交通)	コミュニティバス運行事業 通勤・通学、買い物や憩いの場への移動など、高齢者をはじめ地域住民の生活に密着したコミュニティバスを運行することで、地域の住民の利便性の向上、公共交通機関の利用促進、高齢者の社会参加の促進を図る。 (事業の必要性) 令和3年9月末には島鉄バス路線の廃止が決定されており、放置すれば広範囲の公共交通空白地域が発生する可能性があるため、これに対応するためコミュニティバスの運行手法について見直しを行い、引き続き移動手段を確保していくとともに、さらに利便性の向上を図ることで、地域住民の生活の足として、また、高齢者や免許返納者等の社会参加の促進などに繋げていく (見込まれる効果) 交通空白地域の解消を図るとともに、高齢者をはじめ地域住民の生活に密着した移動手段を確保することができる。	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域 持続的発展 特別事業 (交通施設 維持)	島原鉄道運営維持支援事業 島原鉄道株式会社の最大限の自助努力を前提に、鉄道事業の運営維持に必要な経費を対象に支援を行う。 (事業の必要性) 鉄道事業を維持していくことは、高齢者や学生等の交通弱者の足を確保することや地域の活性化の観点から必要である。 (見込まれる効果) 鉄道事業の運行を維持することができる。	島原鉄道	
		地方バス路線維持支援事業 地方バス路線の確保のために、路線維持費を補助する。 (事業の必要性) 地域住民の重要な公共交通機関である地方バス路線の確保は、地域住民の移動手段を確保する観点から必要である。 (見込まれる効果) 地方バス路線を維持することができる。	島原鉄道	

6. 生活環境の整備

水道施設の整備については、本市のもつ豊かな自然環境や地域資源を活かし、100%天然地下水の水道水として安全・安心でおいしい水の安定供給を推進していくためには、計画的な水源開発と施設整備が必要不可欠な課題であり、人口定住化を図るうえで、引き続き積極的な対策を講じていく必要がある。

污水处理施設の整備については、健康で快適な市民生活のための環境づくりのため、必要不可欠な課題であり、下水道計画の見直しを含め対策を講じていく必要がある。

廃棄物対策については、快適な生活環境を整備するため、ごみ処理とし尿処理に取り組む必要があり、ごみ処理では、市民や事業所等との協働によるごみ減量・リサイクル活動を推奨・促進するとともに、各種支援制度の周知・利用促進を図る。また、し尿処理では、平成28年度に整備した前浜クリーン館の維持補修を行い、循環型社会に対応した施設として、引き続き汚泥の再資源化を図るとともに、旧し尿処理施設である島原市浄化苑の解体除去等を行う。

防災対策については、安全・安心な環境整備を図るため、雲仙・普賢岳噴火災害の教訓を活かし、常に自然との共生を考慮しながら豊かな自然と暮らしを守る「災害に強い人づくり・都市づくり」を進める必要がある。また、消防団と自主防災組織の活性化による市民の防災意識の高揚と、消防車両の更新や消防団格納庫の改修など消防・防災施設の充実を図り、総合的な防災体制を推し進める。

交通・防犯対策については、地域住民や各種団体、関係機関と連携した交通安全対策・防犯対策を推進し、市民の生命を守り、安心して暮らせるように努める。

市営住宅については、住みやすい環境を形成するため、社会状況に対応した整備を行い、良好な環境づくりに努める。

地球温暖化対策については、CO₂等温室効果ガスの排出による気温上昇や気候変動が世界的な問題となっており、市の地球温暖化対策実行計画により温室効果ガスの削減に努める。

また、省エネルギー対策については、夏期等の電力使用量が多くなる時期の節電対策や設備の更新等により省エネルギー化を推進する。

(1) 現況と問題点

① (水道)

本市では、平成26年度から平成29年度までの4年間で水質改善と3民営水道を上水道への統合を図り、現在、1上水道、1簡易水道で運営している。令和2年度に新たに計画を策定した「島原市水道事業ビジョン」及び計画の見直しを行った「島原市水道事業基本計画」をもとに平成30年度から令和5年度までの間、供用開始から60年程度が経過している上の原配水池の更新と耐震化、中木場簡易水道事業との統合と安中水系の水質改善を図るため送水ポンプ設備の新設、安中配水池の更新と耐震化について現在事業を推進しており、今後も継続して老朽施設の更新が課題である。

水需要については、行政区域内人口の減少傾向に比例して給水人口も減少している現状であり、料金収益の減収に対応する経営基盤の強化が最大の課題となっており、今後、持続可

能な水道事業を運営し、市民に安全・安心な水を安定的に供給するためには、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上の指針となる「島原市水道事業経営戦略」に沿った事業を令和3年度から令和12年度までの間、推進する必要がある。

水源については、100%地下水に依存しているため、水質が悪化している井戸の代替水源等、安定した水源の確保が重要な課題となっている。水道施設についても、老朽化の進行、耐震性に不安の残る施設が多く、早急な更新整備が必要となっていることから島原市水道事業ビジョンをもとに「豊かな自然に育まれた水緑のまち しまばら」を目指し水道施設の計画的な整備を推進していく必要がある。

②（下水道）

本市における污水处理施設の整備については、整備済みのコミュニティプラント2か所の他に、浄化槽設置整備事業などにより進めているが、令和元年度末時点での污水处理人口普及率は46.9%と低く、現状では河川や海の汚染が懸念されている。生活環境や公衆衛生の向上だけでなく、環境への負担を軽減し、豊かで優れた自然環境を保全するため、引き続き、浄化槽の設置を推進するとともに、今後はより効率的な污水处理対策を図る必要がある。

都市下水路については、市街地の開発が進み、豪雨時に流下能力を超える雨水の流入により、下流域の国道、市道の冠水、住宅の浸水被害が生じており、施設の改良により雨水排水対策を図る必要がある。また、建設から50年以上を経過し、老朽化に伴い安全性に不安がある施設については、計画的に改修する必要がある。

③（一般廃棄物処理・環境）

可燃ごみ収集については、収集運搬業務の効率化・経費削減を図るため、平成31年度の有明地区を皮切りに、令和2年度から三会・安中地区、令和3年度から杉谷・森岳・霊丘・安中地区を含めた全7地区の民間委託を行っており、資源ごみと不燃ごみの収集についても、令和4年度から全7地区の収集業務を民間へ業務委託する予定である。

可燃ごみの処理については、中継施設である東部リレーセンターで大型車に積み替えて、県央県南広域環境組合の県央県南クリーンセンターへ搬入され適正処理している。

資源ごみと不燃ごみは、島原リサイクルプラントに搬入され、それぞれ破碎・選別処理、圧縮・梱包しており、今後も、これらの適正処理を推進していく必要がある。

本市で排出する市民一人一人当たりのごみの量は、全国及び県内平均よりも多く、市民一人当たりが負担している経費も高くなっており、ごみの減量化は喫緊の課題となっている。

そのため、ごみ排出量市民一人一人当たり850gを目標に「4万人のごみ減量プロジェクト」を推進しており、継続してごみの減量化、再資源化のための分別を徹底していく必要がある。

また、し尿処理については、平成29年度から市全体のし尿処理を前浜クリーン館で処理しており、処理過程で発生する汚泥を堆肥化することにより循環型社会に貢献している。

④（消防・防災）

雲仙・普賢岳噴火災害から30年が経過し、噴火活動は終息しているものの、依然として大

規模な土石流の発生や山頂近くに形成された溶岩ドームの地震などによる崩落の危険性が存在することに加え、大規模な大雨や高潮による災害の発生が危惧される。また、全国各地では局地的短時間豪雨の発生頻度の増加、想定を上回る地震により、大規模な災害が発生していることから、多様な自然災害への対応が急務となっている。

過去の被災記憶が薄れ、市民の防災意識の低下が懸念されていることを踏まえ、現状に即した地域防災計画に基づく防災環境の整備に併せ、市民の防災意識の醸成と自主防災組織の活性化など総合的な防災体制の推進が不可欠となっている。

常備消防は、本市、雲仙市及び南島原市の3市で構成する島原地域広域市町村圏組合で実施しており、火災や自然災害から人命及び財産を守るために非常備消防（消防団）との協力・即応体制を構築している。

常備消防や非常備消防の活動は、火災の消火のみならず多方面にわたっており、地域の防災上重要な役割を果たしている一方で、消防団員の確保難など取り巻く環境は厳しくなっている。

近年における防災環境の変化に鑑み、消防・防災体制の更なる充実を図るとともに、消防水利の整備促進や老朽化した消防車両等の更新を図り、市消防組織の活動機能を総合的に充実させる必要がある。

⑤（交通・防犯）

近年、本市における交通事故発生件数は、令和2年中で90件と減少傾向であるが、対策として市や関係団体等による交通事故防止に向けた、啓発活動、立哨活動等を行っている。交通安全に関する市民の意識向上と交通ルールの遵守、特に、市内における過去5年間の交通死亡事故死者に占める高齢者割合は90%と依然として高い状況であり、高齢者の交通安全の確保等が課題となっている。

一方、近年の本市における刑法犯認知件数は、令和2年中で94件であり、年々減少してきているが、対策として市や関係団体等による青色回転灯を装備したパトロール車の巡回などを行っている。

また、特殊詐欺防止対策については、自動通話録音装置の貸出や防災行政無線等による注意喚起を行っている。

交通安全活動、防犯活動については、引き続き、行政と地域住民が一体となった取組が必要である。

⑥（住宅）

本市の市営住宅管理戸数は、令和3年3月末現在919戸であり、そのうち耐用年数の2分の1を超えているものは355戸となっている。

市営住宅の改修については、少子高齢化の進行や世帯規模の縮小等、本市の社会状況の変化を踏まえながら、島原市公共施設等総合管理計画や市営住宅長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化や居住環境の改善のため、計画的な整備を図る必要がある。

本市における民間の戸建住宅の耐震化については、耐震改修や新築（建替え）により徐々に進んでいくと想定されていたが、経済不振等の影響を受けて停滞している状況である。

また、特定建築物の耐震化については、市所有の公共建築物（公営住宅・学校施設等）は進みつつあるが、民間所有の特定建築物（ホテル・病院等）は、多額の費用を要するため進んでいない状況である。

民間建築物のアスベストについては、アスベスト等の有無を調査するため、県と共同で立ち入り検査を行うことが必要である。

一方、近年、本市においても適切な管理が行われていない空家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしており、人口減少や所有者の経済的事情で家屋の解体をされないことが主な要因である。特に、放置し続ければ保安上の危険や衛生上有害となる恐れのある老朽危険空家に関しては、随時、所有者へ解体や改修などの適切な対処を依頼しているところであるが、今後も老朽危険空家は増加傾向をたどることが予測されることからさらなる対応が必要である。

⑦（火葬場）

「しまばら斎場」は、火葬炉3基を有する施設として整備され、建設後17年が経過していることから、適切な維持管理のため計画的に機械設備等を更新する必要がある。

（2）その対策

①（水道）

- ・令和5年度を目標に、上水道事業と中木場簡易水道事業を統合し、どの地域でも公平にサービスを受けられる上水道の確立と地方公営企業として運営基盤の強化を図る。
- ・老朽化が進行している水道施設については、令和3年度において水道管路管理システムを再構築し、それを基に施設の計画的な更新・整備を図ることで、安全で持続可能な水の供給を図るとともに施設の耐震化を強化することで強靱な水の安定供給を図る。

②（下水道）

- ・生活環境の保全と公衆衛生の向上及び豊かな自然環境を守るために、引き続き、合併処理浄化槽の設置を推進する。併せて、公共浄化槽など地域の特性を考慮した汚水処理対策の推進に取り組む。
- ・音無川都市下水路については、氾濫を防止するため、流下能力を向上させるための護岸の嵩上げ改良工事を実施する。また、晴雲団地都市下水路については、安全性を確保するため、老朽化により損傷が生じている箇所計画的な改修工事を行う。

③（一般廃棄物処理・環境）

- ・市民一人ひとりに正しい分別方法やごみの出し方・ルールを周知し、ごみ処理の効率化や不法投棄の防止に努めるとともに、ごみ処理にかかる財政的な負担について市民に情報提供することで、市民のごみ減量化、リサイクルに対する意識を高めていく。
- ・前浜クリーン館を正常に稼働させるための点検を定期的に行い、計画的に修繕整備を進め、適正な維持管理に努める。
- ・地球温暖化対策については、現在、防災拠点及び主要避難所となる公共施設3か所に太

陽光発電設備及び充電池を設置しており、日照時間等の自然条件に恵まれた地域特性を活かし、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入及び利用促進に努める。

- ・省エネルギー対策については、温泉給湯所の加温に工場からの熱排水を利用したヒートポンプを導入する事業であり、今後も節電対策等のソフト事業をはじめ、公共施設等の設備更新の際には省エネルギー機器を積極的に導入していく。
- ・地下水の保全を図り、豊かで潤いある安全な水を確保し、貴重な地域資源として後世へ引き継ぐ。
- ・公園施設のトイレについては、利用者の利便性向上のため、便器修繕及び改修を行う。

④（消防・防災）

- ・地域防災計画に基づき、溶岩ドーム崩落に対する避難対策や避難所指定及び避難行動要支援者への支援策を引き続き進めて行くとともに、避難訓練を実施する。
- ・自主防災組織と連携し、町内・自治会ごとの地域防災マップを作成し、市民の防災意識の高揚を図る。また、防災施設、設備の充実等により防災体制の強化を図る。
- ・常備消防、非常備消防（消防団）をはじめとする関係団体との協力体制を強化し、緊急時に迅速な対応ができる組織体制を確立する。
- ・消防団の活性化のため、消防団の果たす役割の重要性や郷土愛護の精神を、地域住民、特に若年層に十分理解してもらい、消防団員として次代を担ってもらうように努める。また、自主防災会や地域と消防団の連携する機会を通して、地域に密着した活動を促進する。
- ・消防体制の一層の充実に向け、消防用設備や資材の計画的な配置、防火水槽、消火栓など消防水利の整備を推進し、消防力の充実・強化を図る。
- ・高潮対策として、広馬場下の公有水面埋立事業の整備を行う。

⑤（交通・防犯）

- ・交通事故や犯罪のない暮らしやすい環境を形成するため、市民と関係機関の協働による交通安全と防犯に関する啓発活動の促進を図る。また、交通規制については、事故防止の目的を前提に、周辺地域の道路事情や市民等の利便性などに配慮のうえ関係機関に働きかけを行う。

⑥（住宅）

- ・市営住宅の長寿命化や居住環境の改善等、施設の良い住環境の整備を図るため、計画的な改修を行い適切な維持管理に努める。
- ・耐震化が進んでいない民間の住宅や特定建築物については、耐震化を図るための支援を行い耐震化率の向上に努める。
- ・老朽危険空家への対応について、国の方針との整合性を図りながら、老朽危険空家の解体補助や代執行など有効な対策を実施する。

⑦（火葬場）

- ・火葬場については、高齢化社会の進展に伴う火葬件数の増加が予想される中、施設の機能維持を図るため、機械設備の改修・補修を計画的に行う。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 (上水道)	上の原浄水場新設工事	市	
		上の原・安中浄水場送水管布設工事	市	
		安中配水池新設工事	市	
		安中水系配水管布設工事 (中木場簡易水道統合事業)	市	
	(2)下水処理施設 (その他)	音無川都市下水路改良工事 L=230m	市	
		晴雲団地都市下水路改修工事 L=410m	市	
		白土湖転倒堰改修工事 転倒堰 1 か所	市	
	(3)廃棄物処理施設 (し尿処理施設)	し尿処理施設整備事業 前浜クリーン館施設整備補修	市	
		し尿処理施設整備事業 浄化苑解体等事業費	市	
	(4)火葬場	しまばら斎場整備事業 しまばら斎場施設整備補修	市	
	(5)消防施設	消防詰所建設事業 令和 4 年 島原市消防団第 14 分団詰所・格納庫新築工事 令和 5 年 島原市消防団第 8 分団詰所・格納庫新築工事	市	
		消防自動車購入事業 令和 4 年 島原市消防団第 10 分団ポンプ自動車更新 令和 5 年 島原市消防団第 15 分団ポンプ自動車更新 令和 6 年 島原市消防団第 16 分団ポンプ自動車更新 令和 7 年 島原市消防団第 19 分団ポンプ自動車更新	市	
		防火水槽整備事業 耐震性貯水槽 (40 m ³ 型) 2 基	市	
		消火栓設置事業 新設及び布設替え工事 20 基	市	
	(6)公営住宅	柏野住宅屋根・外壁改修事業 ○屋根・外壁改修工事設計業務 3 棟/年 ○屋根・外壁改修工事 3 棟/年	市	
		花の丘団地屋根・外壁改修事業 ○屋根・外壁改修工事設計業務 3 棟/年 ○屋根・外壁改修工事 3 棟/年	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(6)公営住宅	市営住宅火災警報器取替事業 ○火災警報器取替工事 ・令和3年度 柏野住宅、花の丘団地 ・令和4年度 新山団地、魚見第1団地、梅園団地 ・令和5年度 萩が丘住宅	市	
		島原市公共施設等総合管理計画に基づく市営住宅廃止事業 ○建物解体工事及び団地跡地造成工事 ・令和3年度 稗田団地 3棟、杉山団地 2棟、坂上住宅 1棟、稗田団地跡地 造成 3,254 m ² ・令和4年度 稗田団地 2棟、桜馬場住宅 1棟、稗田団地跡地造成 4,293 m ² 、杉山団地跡地造成 3,218 m ² ・令和5年度 3団地(桜馬場住宅、霊南住宅、梅園団地)で3棟 ・令和6年度 3団地(桜馬場住宅、霊南住宅、梅園団地)で3棟 ・令和7年度 3団地(桜馬場住宅、霊南住宅、梅園団地)で3棟	市	
		公営住宅長寿命化計画策定事業 ○市営住宅長寿命化計画更新業務(10か年計画：令和4年度～13年度)	市	
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 (生活)	耐震・安心住まいづくり支援事業 昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準で建てられた建築物が、阪神・淡路大震災（平成7年）、新潟県中越沖地震（平成16年）において倒壊等による大きな被害を受けたことにより、耐震性がない建築物について耐震支援を行い住宅の安全性の確保を図るものである。 (事業の必要性) 木造戸建て住宅等や一般建築物、大規模建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修計画作成及び耐震改修工事に要する費用の一部を支援することにより、建築物の耐震化を促進する必要がある。 (見込まれる効果) 旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化による安全性の向上を図ることで国民の生命、安全及び財産の保護を図る効果がある。	個人	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 (危険施設撤去)	老朽危険空き家除却支援対策事業 老朽化により、家屋が倒壊等のおそれのある状態や 放置することが不適切である状態にあると認められる 老朽危険空き家の除去に対する補助を行う。 工事費 の4割(限度額50万円) (事業の必要性) 適切な管理が行われていない空家は防災、衛生、景 観などの面で周辺の生活環境に悪影響を及ぼしており 社会問題になっているので老朽危険空き家の除去に対 する補助が必要である。 (見込まれる効果) 防災、衛生、景観などの面で周辺の生活環境に悪影 響を及ぼしている環境の改善が図られ、島原市内の住 環境整備につながる。	個人	
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 (防災・防犯)	自主防災会組織強化事業 ・自主防災組織の積極的な活動の推進を図るため、防 災資器材の整備、防災意識の高揚等の活動を行う組織 に対し交付する。 @50,000円×40町内会・自治会=2,000千円(R5以 降) ・地域防災マップの作成 @50,000円×20町内会・自治会=1,000千円(R5以 降) (事業の必要性) 自主防災組織の再編や積極的な活動の推進を図るた めには、防災訓練や地域防災マップづくり等の訓練活 動を行う組織に対する支援が必要である。 (見込まれる効果) 自主防災組織に対する助成を行うことで、自主的な 活動が可能となり地域防災力の向上や防災意識の高揚 が図られる。	市	
	(8)その他	広馬場下公有水面埋立整備事業	市	
		広馬場下公有水面埋立多目的広場整備事業	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(8)その他	公園施設トイレ便器修繕 身障者トイレ便器修繕 10箇所 身障者トイレの便座を温水洗浄機能付き便座に変更しコロナ対策と公園利用者や観光客が安心してトイレを利用できるように修繕を行う。	市	
		公園施設トイレ改修事業 霊丘公園トイレ設計・工事 1件 男女兼用トイレになっており、バリアフリーを兼ねた男女別々のトイレで公園利用者や観光客が安心してトイレを利用できるように設計及び建築工事を行う。	市	

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者福祉については、施策の指針となる島原市老人福祉計画（令和3年度～令和5年度）を策定した。策定にあたっては、島原地域広域市町村圏組合が策定する第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）と整合性を持たせ、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことが出来るよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みの推進を目指す。

また、高齢者等が住み慣れた場所でいつまでもいきいきと暮らせるよう、住宅などのバリアフリー化の促進や、近隣住民の交流や地域活動を目的とした住民主体の「通いの場」の創設を促進し、生きがい対策を図ると共に、今後増加が予想される認知症高齢者を含む見守りが必要な高齢者等を地域で支える体制づくりを行う。

子育て環境については、地域で子どもを安心して産み育てられる取り組みを進めることによって、次世代の育成支援のための社会づくりや体制づくりを進める。

特に、令和2年度に策定した「第2期島原市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）に基づき、子育て支援に関する各種施策を計画的・総合的に推進するとともに、延長保育や障がい児保育、病児保育等の様々な保護者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図り、「とことん子育てにやさしいまちづくり」を進めるほか、老朽化した児童福祉施設の計画的な整備を行い、利用者の安全・安心の確保を図る。

母子保健については、児童虐待などから児童の安全を確保するため、関係機関との連携や情報共有の体制を強化していく。

また、初期対応等が迅速・的確に行われるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立に対する対応を行うためにも、引き続き、専門職員による訪問や電話相談を行っていく。

障がい者福祉については、障がい者等が地域で安心して生活できる環境の整った地域共生社会の実現とともに、障がいの種別、程度を問わず、障がい者が居住する場所や必要とする障害福祉サービスを自ら選択し、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、公共施設や住宅のバリアフリー化など障がい者が暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進める。

保健については、妊娠期から高齢期までそれぞれのライフステージに応じ、みんなでつくる健康づくりという考えに立ち、個人や家庭、地域、関係機関及び関係団体並びに行政が一体となって自助・互助・共助・公助を構築し、健康寿命の延伸、生活の質の向上に重点をおいた健康づくりに努める。

また、各種保健事業を実施する島原市保健センターと島原市有明保健センターの計画的な整備を行い、各種保健サービスを安定して実施する体制を整備する。

その他、母子家庭、父子家庭などのいわゆる「ひとり親家庭等」に対して、各種制度を積極的に活用し、該当者の状況に応じた就労相談、資金の貸し付けなどの相談体制を充実し生活の向上につながるよう、よりきめ細やかな福祉の増進を図る。

（1）現況と問題点

①（高齢者）

本市の高齢者の現状として、平成 27 年国勢調査に基づく高齢者比率は 32.6%に達しており、県平均の 29.6%を上回って高齢化が進行している状況にある。

いわゆる「団塊の世代」が 65 歳を迎えたことなどにより、急速な高齢化が進み、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者世帯の増加などを加速させ、高齢者を取りまく様々な課題を生じさせている。

見守りが必要な高齢者には、地域全体が見守り、支える体制づくりが求められている。

また、高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を営むことができるよう、住宅改造等の助成などにより高齢者の生活環境を整えながら、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した「地域包括ケアシステム」充実に向けた取組を推進することが必要である。

さらに、高齢者自身が生涯現役で健康に暮らすために、住民が主体となって介護予防を推進するための「通いの場」の創設や、地域の中で積極的に社会活動に参加するなど生きがいをもって暮らせる環境づくりも行わなければならない。活動を通して希薄になっている地域の人間関係を強化し、自助、共助の精神で安心して暮らせる地域と、活力と希望あふれる長寿社会づくりを進める。

②（子育て）

本市の出生数は減少傾向にあるため、安心して子どもを産み育てることができるよう、市民ニーズに応じた子育て支援策の充実が必要である。

平成 31 年 1 月に実施した子ども・子育て支援新制度のニーズ調査によると、子どもを産み育てる対策については、前回の調査結果と同様で、子育てや教育にかかる経済的な負担の軽減が上位を占めた。

そこで、子育て世帯の経済的負担軽減策として、中学生までの福祉医療費の助成や第 2 子以降の保育料の無料化、赤ちゃんの育児用品の購入費の助成等を実施している。

また、本市には、保育所（私立 19）、へき地保育所（公立 1）、認定こども園（私立 7）があるが、老朽化した施設も存在し、計画的な整備が必要である。

③（障がい者）

本市の障がい者の現状として、障害者手帳（身体、療育、精神の各手帳）所持者は、令和 3 年 4 月 1 日現在 3,037 人で、総人口の 6.9%であり、その割合と所持者数は、近年は人口減少を反映して微減傾向にある。

障がい者が日常生活において感じる外出時の不便さ、特に移動手段を持たない場合、公共交通機関は唯一の移動手段と言える。通院や買い物などで外出する際は、タクシーなど公共交通機関の利用が多く、その利用料は経済的負担となっており、その負担の軽減が必要となる。

また、本市は公共施設や住宅のバリアフリー化などに取り組んできたが、今後も障がい者はもとより、全ての人が利用しやすくなるようさらに整備を進めていく必要がある。

障がい者の自立や就労を支援し、社会活動参加のあらゆる機会を促進させ、社会福祉の向上を図る必要がある。

④（保健）

高齢化の進行やライフスタイルの変化とともに生活習慣病も増加傾向にあり、ストレスの増大による心の問題など健康を取り巻く環境が変化している中で、市民一人ひとりが自ら健康管理を行い、健康を維持・増進する意識を高めることが、豊かで充実した人生を過ごし、健康寿命を延ばすためにも重要であり、生活習慣病等の予防や早期発見の体制を整備していく必要がある。

健康に関する様々な知識や意識を高める情報を市民に提供するとともに、市民や地域団体、企業などと共に地域ぐるみで市民の総合的な健康づくりを推進し、社会全体で個人の健康を支えていく環境づくりも必要である。そのためには、地域の保健関係機関や医療関係機関及び教育や職域の関係機関、地域組織・団体との連携のもと、各種健康診査等の充実や受診率向上、生活指導を強化し、疾病予防と医療費抑制につながる健康づくり支援策を講じていく必要がある。

また、運動による心身の健康増進のために、日常生活の中で子どもから高齢者まで気軽に運動を楽しみ、無理なく続けられるように、多様な運動習慣へのきっかけづくりとなる環境整備が必要である。

現代社会においてストレスをなくすことは困難であるが、市民が正しく理解できる情報を発信することは重要であり、心の健康（メンタルヘルス）をサポートできる地域づくりが必要である。

特に、安全でかつ安心した妊娠、出産、育児のために医療体制の整備を行うとともに、子育てに関する情報提供や相談機能を充実し、育児不安を軽減するため、保護者同士の交流の場を積極的に活用できるように支援することが必要である。

また、妊産婦、乳幼児等の実情を継続的、包括的に把握し、切れ目のない支援を提供する体制が必要である。

さらに、食は生きるための基本であり、地域の特性を活かした健康的な食生活は、健康寿命を延ばすことにもつながり、乳幼児から高齢期までの食育及び歯・口腔の健康づくり体制を整えることも重要である。

このような各種保健事業を実施する拠点施設である両保健センターは、施設の整備を計画的に行い、施設を円滑に利用できる体制を維持する必要がある。

⑤（その他）

母子家庭・父子家庭など、いわゆる「ひとり親家庭」において、生活基盤や子育てに支障を生じる場合が見受けられる。母子家庭、父子家庭ともに自立のための経済的支援や就業支援を継続して行う。

また、社会環境の変化に伴い、今後、充実が求められる介護サービス、保育をはじめとする児童福祉や障害福祉サービスなど各種福祉サービスを担う人材が不足することが懸念される。そのため、関係機関と連携した人材の育成と定着を図るための対策が必要である。

（２）その対策

①（高齢者）

- ・見守りが必要な高齢者等に対して緊急通報システムを設置することなどにより、安否確認を行う。また、高齢者等やその家族の不安の解消と安全確保のため、迅速な対応が可能となるような仕組みの整備充実を図る。
- ・地域の民生委員・児童委員や地域包括支援センター、高齢者等見守りネットワークと連携し、見守りが必要な高齢者等の情報を把握するとともに、必要な支援を行う。
- ・移動手段を持たない高齢者の社会活動の範囲を広め、自立を支援するため、コミュニティバスの運行や高齢者福祉交通機関利用助成を行い、高齢者の外出の機会を促し、高齢者の福祉の向上を図る。
- ・高齢者が健康を保ち、いきいきとした毎日を過ごすための生きがい対策として、老人クラブ活動への助成を行い活動の充実を図る。活動の中で地域における世代間の交流、文化・スポーツ・ボランティア活動などへの参加を促す。
- ・地区ごとに開催される敬老祝賀会の費用の一部を補助し、高齢者を敬愛し長寿をお祝いするとともに、多くの仲間との交流の時間をつくる。
- ・高齢者に就労機会を提供する（公社）島原市シルバー人材センターに対して補助金を交付し、高齢者の豊富な経験、技術の活用促進と社会貢献することによる生きがいづくりを図る。
- ・明るくいきいきとした高齢期を過ごすために、市保健センターや介護保険で実施されている各種介護予防事業と連携を図り、情報提供や啓発等を通じて介護予防の推進を図る。
- ・在宅の高齢者の生活環境を整え、より安全な生活が送れるよう、住宅改造費の助成を行う。
- ・ねたきり高齢者及びねたきり身体障がい者の属する世帯に対し、おむつ代の一部を助成することにより、介護者の負担を軽減する。
- ・高齢者等が住み慣れた地域で、自立した生活を営むことができるよう、関係機関と協議を行い、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した「地域包括ケアシステム」の充実に向けた取組を推進する。

②（子育て）

- ・通常保育・特別保育などの保育体制及び施設を整備、充実させるとともに、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対しては、授業終了後に放課後児童クラブの利用を推進するなど、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。
- ・国が定める保育料の基準額を軽減し、第2子以降の保育料を免除するなど子育て世帯の経済的負担の軽減することで少子化対策につなげる。
- ・子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの一環として、赤ちゃんの育児用品の購入についての補助や子どもの医療費について助成を行う。また、乳児家庭全戸訪問事業として、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、母が育児に孤立しないよう子育て支援情報の提供や養育に関する相談に応じ助言、援助等を行う。
- ・在宅で子育てを行っている家庭において、出産前後の育児や家事に係る負担を軽減し、子育て家庭を直接支援するため、産前産後ママサポーターを派遣し、併せて、利用料の

軽減を図る。

- ・親対象の事業として、託児コーナーを設け、「親育ちプログラム事業」等を行う。
- ・島原市子育て支援室は、市内の地域子育て支援センターと連携を図り、子育て情報の提供や子育て支援事業を行うことで、親同士が交流し育児への不安や悩み、孤独感が薄れるように努める。
- ・市内事業者に対して就業規則アドバイザー派遣等によるワーク・ライフ・バランスの啓発を行い、男性の育児休暇取得の促進等、子育てしやすい環境づくりを進める。
- ・子ども達が屋外で楽しく安全に遊べるよう、児童遊園や地域の公園施設の適正な維持管理に努めるとともに、地域社会全体で子育てを支援していけるよう啓発活動に努める。
- ・児童手当等の支給や中学生までの福祉医療費制度の活用のほか、要保護児童等に対する支援体制を確立し、生活の安定と安全、子どもの健全育成を図る。

③（障がい者）

- ・障がい者の自立を促進し、共生社会を実現するため、障害福祉サービスを充実させ、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援する。
- ・障がい者の自立や就労を支援し、社会活動参加のあらゆる機会を促進させるため、障がい者へ福祉交通機関利用料金の助成を行うとともに、ノーマライゼーションの考え方を広く啓発し、市民の理解を深め、積極的に社会参加できる環境づくりを推進する。
- ・障がい者の医療費負担の一部について助成を行い、経済的負担、精神的負担を軽減し、自立した生活の推進を図る。
- ・在宅の障がい者の生活環境を整え、より安全な生活が送れるよう、住宅改造費の助成を行う。
- ・在宅で生活する障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、福祉サービスの利用と合わせ、快適な生活環境の向上を図る。

④（保健）

- ・安全に妊娠、出産ができ、安心して子育てができるよう妊婦・乳児一般健康診査事業のほか、乳幼児健康診査、乳幼児相談、訪問指導、健康教育など実施し、母子保健事業の充実や不妊・不育治療費助成を行い、地域みんなで支えあう環境づくりを推進する。
- ・妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、子育て世代包括支援センターの設置及び産後ケア事業の充実を推進する。
- ・健康診査やがん検診の推進及び各種予防接種の充実を図り、生活習慣病予防のための情報提供を推進する。
- ・子どもから高齢者まで多様な運動習慣のきっかけづくりや運動しやすい環境づくりを推進し、運動や身体活動についての情報提供の充実を図り、介護予防のため運動機能の維持向上を推進する。
- ・生活習慣病につながる肥満や高齢者の低栄養状態を予防するため、バランスの良い食事を心がける情報提供の充実を図り、地域の特性を活かした食育を推進する。
- ・認知症予防対策の充実と、こころの健康をサポートできる地域づくりを推進する。

- ・フッ化物応用によるむし歯予防を推進し、歯・口腔の健康づくりを推進する。
- ・両保健センターの計画的な整備を行い、施設の機能維持と長寿命化を図る。

⑤（その他）

- ・生活全般に様々な不安を抱える「ひとり親家庭」に対して、経済的安定や健康増進を図るため医療費の一部を負担する。また、健全な育成のための相談支援体制の充実に努める。
- ・「ひとり親家庭」に対して、仕事と家庭養育の両立支援を図るとともに、養育指導等必要な支援と母子・父子自立支援員による就業相談や就業情報の提供など、自立に向けた支援を推進する。

（３）計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(1)児童福祉 施設 (保育所)	保育所等整備事業 保育を必要とする子どもに対し必要な保育を確保するため、 保育所等の改築、大規模修繕、増築などの費用について助成を 行う。	社会福祉 法人、 学校法人等	
	(2)認定こど も園	認定こども園整備事業 教育・保育を一体的に提供する認定こども園の環境整備を行 うため、認定こども園の改築、大規模修繕、増築などの費用に ついて助成を行う。	社会福祉 法人、 学校法人等	
	(3)高齢者福 祉施設 (その他)	有明福祉センター整備事業	市	
	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業 (児童福 祉)	福祉医療費給付事業（乳幼児、小中学生等） 子どもに対し、医療費の一部を助成する。 (事業の必要性) 子育て家庭における経済的負担の軽減を図るために必要であ る。 (見込まれる効果) 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進 することができる。	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業 (児童福 祉)	へき地保育事業 へき地（分校地区）において、三会保育園の運営を行う。 （事業の必要性） へき地において、児童の福祉の推進を図るためには、へき地保育事業が必要である。 （見込まれる効果） 近隣に保育所がないため、分校地区のへき地保育を継続することにより、子育てしやすい環境づくりが進められる。	市	
		産前産後ママサポート事業 出産前後の育児や家事に係る負担を軽減し、子育て家庭を直接支援するため、出産前2か月の日から子どもが1歳を経過する日までの期間にある妊産婦に対し、育児及び家事等の援助を行う産前産後ママサポーターを派遣し、その利用料の一部を補助する。 （事業の必要性） 出産前後の育児や家事に係る負担を軽減することができるため、必要な事業である。 （見込まれる効果） 子育てしやすい環境づくりを整備することができる。	市	
		すこやか赤ちゃん支援事業 赤ちゃんの育児用品の購入に対し補助する。 （事業の必要性） 子育て家庭の経済的負担を軽減するため必要な事業である。 （見込まれる効果） 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進められる。	市	
		市保育料軽減事業 国が定める保育料の基準額より保育料を軽減することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を行う。 （事業の必要性） 子育て家庭の経済的負担の軽減を行うため必要である。 （見込まれる効果） 子育てしやすい環境づくりを進めることにより、少子化の歯止め、定住の促進が期待される。	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業 (児童福 祉)	すこやか子育て支援事業 複数の児童を扶養する保護者の経済的負担を軽減するため、第2子以降の保育料を免除する。 (事業の必要性) 子育て家庭の多様な保育ニーズに対応し、子どもを産み育てやすい環境を整備する必要がある。 (見込まれる効果) 子育てしやすい環境づくりを進めることにより、少子化の歯止め、定住の促進が期待される。	市	
		障害児保育事業 保育の必要な中程度の障がいを持つ児童（特別児童扶養手当対象児）の保育を実施する保育所に対し補助する。 (事業の必要性) 集団保育の中で、障がいのない児童と共に学びあうことは必要である。 (見込まれる効果) 家族の負担軽減と、集団保育による障がい児に対する理解を深めることができる。	市	
		発達促進保育事業 保育の必要な軽・中度の心身障がい又は発達遅滞を有する児童（身障者手帳・療育手帳、又は市認定）の保育を実施する保育所に対し補助する。 (事業の必要性) 集団保育の中で、発達遅滞のない児童と共に学びあうことは必要である。 (見込まれる効果) 家族の負担軽減と、集団保育の中で発達遅滞のない児童と共に学ぶことができる。	市	
		保育所等副食費助成事業 国が実施する幼児教育・保育の無償化を実施するにあたり、保育料の一部として含まれていた副食費が実費徴収となったことを受け、保護者が負担する副食費を市が助成する。 (事業の必要性) 子育て家庭の経済的負担を軽減するため必要な事業である。 (見込まれる効果) 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進められる。	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	高齢者福祉交通機関利用助成事業 高齢者が福祉交通機関（バス・鉄道・タクシー・コミュニティバス）を利用した時、利用料金の一部を助成する。 （事業の必要性） 移動手段を持たない高齢者の社会活動の範囲を広め、自立を支援し、高齢者の福祉の向上を図る。 （見込まれる効果） 高齢者の外出の機会を促すとともに、地域公共交通の振興にも寄与する。	要件を満たす高齢者	
		緊急通報システム事業 ひとり暮らしの高齢者等の自宅にボタンを押すだけで通報ができる専用機器を設置することなどにより、24 時間体制で災害や急病等の緊急時に迅速な対応を行う。また、電話等により定期的に安否確認を行う。 （事業の必要性） 見守りが必要な高齢者等の安否確認と不安解消のため必要である。 （見込まれる効果） 見守りが必要な高齢者等が安心して地域で暮らすことができる。	要件を満たす一人暮らし高齢者	
		老人クラブ活動等助成事業 老人クラブ活動の運営費の一部を助成する。 （事業の必要性） 長寿社会において高齢者のひとりひとりができる限り健康で、社会における役割を持って生きがいのある生活を送ってもらうため、老人クラブの活発な活動を促進する助成は必要である。 （見込まれる効果） 高齢者の活動を支援することで、高齢者の生きがいづくりや社会参加による世代間交流の促進など、活力ある地域づくりの推進を図る。	老人クラブ	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業 (高齢者・ 障害者福 祉)	敬老事業支援事業 地区ごとに開催される敬老祝賀会の費用の一部を補助する。 (事業の必要性) 70 歳以上の高齢者を敬愛し長寿をお祝いするとともに、敬老祝賀会等を開催し多くの仲間との交流の時間をつくり楽しんでもらう生きがい対策として必要である。 (見込まれる効果) 毎年多くの高齢者に楽しんでもらい地域の恒例行事として定着しており、多くの高齢者の交流の場づくり、地域の連帯感の醸成、地域の活性化にもつながっている。	実行委員会 、自治会	
		ねたきり高齢者等おむつ費助成事業 ねたきり高齢者及びねたきり身体障害者の属する世帯に対し、おむつ代の一部を助成する。 (事業の必要性) ねたきり高齢者等の介護者の負担を軽減するために必要である。 (見込まれる効果) 介護者の負担を軽減することにより在宅での介護の継続に資する。	ねたきり 高齢者等 の世帯に 属する者	
		重度心身障害者福祉交通機関利用助成事業 福祉交通機関（バス・鉄道・タクシー・コミュニティバス）利用料金の一部を助成する。 (事業の必要性) 心身障がい者の社会活動の範囲を広め、福祉の向上を図る。 (見込まれる効果) 心身障がい者の外出を促すことで、閉じこもりの防止や社会活動参加の機会が得られる。	要件を 満たす 障がい者	
		障害者福祉医療費給付事業 心身障がい者に対し、医療費の一部を助成する。 (事業の必要性) 保護者とその家族の経済的、精神的負担の軽減を図り、福祉の増進を図る。 (見込まれる効果) 医療費の負担を軽減することで、経済的な余裕が生まれ、健全な家庭環境がつけられる。	要件を 満たす 障がい者	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業 (高齢者・ 障害者福 祉)	障害者自立支援事業 障害者総合支援法により、障がいのある人に必要な様々なサービスを提供する。 (事業の必要性) 障がい者の社会参加の機会を確保するため、社会的障壁の除去を図る。 (見込まれる効果) 障がい者の日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行うことができる。	要件を 満たす 障がい者	
	(9)その他	放課後児童健全育成施設整備事業 既存施設の改修や必要な設備の整備等の環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進等を図る。	社会福祉 法人、 学校法人等	
		地域子育て支援拠点事業所整備事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を整備し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を図る。	社会福祉 法人、 学校法人等	

8. 医療の確保

充実した医療の下で安心して健康な生活を送ることができる地域医療環境を確保するため、長崎県や長崎大学及び地元医師会等の関係機関と連携し医師等の確保に努める。

今後の高齢化に対応した豊かな長寿社会を築き、市民の健康づくり運動を効果的に推進するためには、市民一人ひとりが主体的に生活改善などの健康づくりに取り組むとともに、個人を地域全体で支援していく社会環境をつくりあげ、「健康寿命」を延ばすことが重要である。そのため、平成 30 年度に中間評価及び見直しを行った、島原市の健康増進計画「健康しまばら 21（第 2 次）中間評価・見直し」を推進することにより自助・互助・共助・公助の役割を明確にし、市民の意識づくりに努める。

また、疾病予防、治療、リハビリテーションなどを包括した総合的な生活サポート体制の構築を進め、保健、医療、福祉、介護が連携して誰もが心身ともに健康で安心して生活できる支援のための環境づくりに努める。

（1）現況と問題点

本市には、病院（9 施設）、一般診療所（40 施設）、歯科診療所（28 施設）の医療機関があり、地域の医療を担っている。なお、公立の医療機関として長崎県病院企業団が運営する長崎県島原病院が設置されている。また、病院と一般診療所とを合わせた病床数は 1,329 床となっている。

医療機関数及び病床数を人口 10 万人あたりで県平均と比較すると、病院数では県平均の 11.1 に対し 20.5、一般診療所数では県平均の 103.1 に対し 91.1、歯科診療所数では県平均の 54.4 に対し 63.8、病床数では県平均の 2,205.5 に対し 3,027.1 となっている。

また、医師・歯科医師数については、医師 118 人、歯科医師 39 人であり、人口 10 万人あたりで県平均と比較すると、医師数では県平均の 306.3 に対し 268.8、歯科医師数では県平均の 85.3 に対し 88.8 となっており、本市では、病床を多く有する病院の割合が高い一方で、医師数は県平均を下回る状況にある。

本市の救急医療は、地元医師会による救急医療対策在宅当番医制事業（第一次救急医療）のほか、長崎県島原病院と島原半島 3 市の 5 病院が共同連帯し病院群輪番制病院運営支援事業（第二次救急医療）を行い対応している。

重病患者や救急患者については、島原地域広域市町村圏組合の救急車等を利用して搬送を行っているが、医療の高度化が進む中、今後、高度救急医療を必要とする重篤な患者の第三次救急医療機関への救急搬送について、高規格道路の整備により搬送時間を短縮するなど救急医療体制の充実を図る必要がある。

また、長崎県島原病院は救急医療及び急性期医療を担うほか、地域がん診療連携拠点病院、地域脳卒中センターの認定を受けるなど高い医療機能を備える地域の中核病院である。そのほか、地域のかかりつけ医との適切な役割分担と連携を図ることにより、地域医療の充実を図る地域医療支援病院としても機能している。小児医療については、島原地域小児医療研究室内の継続により、2 名の小児科医が確保され、小児科診療が継続されているが、期間が令和 3 年度までとなっているため、令和 4 年度以降の継続を実現し、地域医療の充実を図る必要

がある。

安心して健康な生活を送ることができる地域完結型の医療提供体制を確立するためには、依然として医師が不足している状況にあるため、都市部と地方の医師偏在を是正し、将来にわたり地域医療を担う人材を確保する必要がある。

加えて、近年は、がん、心臓病、高血圧、糖尿病などの生活習慣病が増加しており、各種健康診査や保健指導、疾病の重症化予防対策の充実が求められていることから、医師会等の協力を得て、定期的に健康診査やがん検診、人間ドック、脳ドック、各種予防接種等を実施し、住民の健康保持と疾病の早期発見に努める。

(2) その対策

- ・長崎県病院企業団の経営に参加し、地域の基幹病院である長崎県島原病院の医師確保と経営基盤の強化を図る。
- ・市民の安心確保と健康保持を図るため、島原市医師会の協力を得て、日曜、祝日、年末年始における救急医療対策在宅当番医制事業を実施する。
- ・夜間や休日に入院治療を必要とする重篤な患者に対応するため、病院群輪番制病院運営支援事業を実施し、二次救急医療体制を整備する。
- ・休日診療における小児医療の充実を図るとともに、地元小児科医の負担を軽減するため、小児の休日診療事業を実施する。
- ・長崎県島原病院の小児科診療が確保され、また、小児医療の研究により更なる小児医療の充実が期待されることから、長崎大学が開設する島原地域小児医療研究室を支援する。
- ・看護職員確保のため、本市が出資している島原市医師会看護学校の就学金基金から市内就業希望者に対する就学資金を貸与するとともに、さらに地元定着を図るため、新たな制度の導入に向けた検討を行う。
- ・在宅医療・介護連携を推進するための体制を整備するため検討を行う。
- ・人間ドック、脳ドックをはじめとする各種健康診断などを積極的に実施し、生活習慣病対策と予防医療体制の強化に努める。
- ・市民とともに策定した島原市の健康増進計画「健康しまばら 21(第2次)中間評価・見直し」を推進し、市民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに健康でいきいきと暮らしていけるまちづくりに努める。
- ・生活習慣の是正、疾病の予防、早期発見を図るため、各種健康診査の充実を図るとともに、健康相談、健康教育の充実に努める。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域 持続的発展 特別事業 (自治体病院)	長崎県病院企業団運営支援事業 長崎県島原病院の運営にかかる経費及び病床数に応じた病院企業団本部の運営経費を長崎県と島原市、雲仙市、南島原市で負担する。 (事業の必要性) 地域の中核病院である島原病院の医師確保と経営基盤の強化のため必要である。 (見込まれる効果) 小児科診療の再開、医師の確保など効果が出ており、地域の中核病院として必要な医師等の確保が期待できる。	長崎県、 島原市、 雲仙市、 南島原市	
	(3)過疎地域 持続的発展 特別事業 (その他)	人間ドック事業 生活習慣病に起因する疾病が増加する 40 歳以上の市民に対し、生活習慣病予防と疾病の早期発見、早期治療につなげるため、人間ドック、脳ドックを実施する。 (事業の必要性) 過疎地域である本市においては、健診医療機関が少ないため、市民が健康で安心して暮らせるよう人間ドック、脳ドックを推進する。 (見込まれる効果) 生活習慣病をはじめとする病気や異常を早期発見することで、市民の健康増進に寄与する。また、医療費の高騰を抑制する効果も期待できる。	市	
		病院群輪番制病院運営支援事業 島原半島 3 市の区域内にある二次救急医療機関である、地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における入院治療を必要とする重症救急患者の診療を受け入れる体制を確保するため運営に要する費用の一部を助成する。 (事業の必要性) 比較的軽症な患者の場合は、かかりつけの診療所など一次救急医療機関で対応が可能であるが、重症救急患者に対応するためには夜間、休日を問わず二次救急医療機関を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 休日や夜間に、安心して救急医療を受けられるように、年間を通して輪番により交代でその体制を整えることで、医療の充実が図られ、安心して暮らせる環境が整備される。	病院群 輪番制 病院	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域 持続的発展 特別事業 (その他)	救急医療対策在宅当番医制事業 島原市医師会に委託して、日曜、祝日、年末年始における一次救急患者の医療について、医療機関の当番制により外来診療を行う。 (事業の必要性) 休日や祝日に自力で受診可能な比較的軽症の場合は、まずはかかりつけの医療機関や当番医（一次救急医療機関）を受診する体制を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 休日や祝日において、一次救急患者の受入れ体制を整えることで、安心して暮らせる環境が整備されるとともに、軽症の方が直接二次救急医療機関を受診することがなくなり、二次救急医療機関での重症の方への治療が円滑に行われることにつながる。	医師会	
		島原地域小児医療研究支援事業 長崎大学が開設する島原地域小児医療研究室で行われる研究に対して、長崎県と島原市、雲仙市、南島原市で寄附を行う。 (事業の必要性) 県南医療圏は、県下で最も小児科の医師が少ない地域であり、小児科医の確保は重要である。 (見込まれる効果) 研究室が開設されたことに伴い島原病院の小児科診療が再開された。また、島原病院の小児科と、地域の小児医療の連携によって、より安定した小児医療体制が確保される。小児医療の研究が行われることにより県内の小児医療の向上が図られる。	長崎大学	

9. 教育の振興

教育は、郷土や国の持続的な発展に向けた重要な課題であり、郷土を担う誇りと責任を自覚し、国際社会でも活躍できる創造的でたくましく生き抜く力を身に付けた多様な人材を育成していくことが大切である。

雲仙・普賢岳噴火災害復興の体験から学んだ「生命（いのち）・きずな・感謝の心」の精神を引き継ぎ、学校、家庭、地域の教育力を結集して、誰もが学びを継続できる心豊かで活力ある生涯学習社会の基盤整備と広い視野に立った施策の推進に努める。

（１）現況と問題点

①（学校教育）

本市には、小学校 10 校（うち分校 1 校）、中学校 5 校があり、少子化の進行により各学校の児童・生徒数は減少傾向にある。一方、特別な支援を要する児童生徒の割合は、増加傾向にあり、一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援をより一層充実させる必要がある。

また、子どもたちを取り巻く環境も変化しており、「確かな学力の伸長」、「豊かな心の醸成」、「健やかな体の育成」に加え、「いじめ」、「不登校」等の問題への対応、「キャリア教育」、「国際理解教育」、「情報教育」、「防災教育」、「部活動の充実」等への取り組みも求められている。

児童生徒が一日の大半を過ごす学校教育施設については、安全・安心で快適な施設の整備が必要であることから、危険性・緊急性・必要性等を考慮して計画的な整備及び情報教育を着実にを行うための環境整備に努める。

学校給食については、安全・安心な給食の提供のため、給食施設等の充実を図る必要がある。

②（社会教育）

今日、少子高齢化や核家族化、高度情報化社会の急速な進展に伴い、家庭や地域を取り巻く社会環境は大きく変化している。そうした中、本市においても、子どものスマートフォンやインターネットの利用、利用時間の増加を背景として、子どもの基本的な生活習慣の確立や子どもの自立の基礎を培う家庭教育、子どもや家庭を見守る地域教育の重要性はますます大きくなっている。

このため、地域コミュニティ活動の中核施設である市内 7 公民館を中心として、PTA や青少年健全育成協議会、子ども会、高齢者団体、女性や青年による社会教育関係団体等との十分な連携のもと、家庭や地域の教育力を高めるための学級講座などを行うことが必要不可欠である。しかしながら、各種団体の会員数は減少傾向にあるため、地域コミュニティの維持や生涯学習の推進、地域における子育て支援のためにも、社会教育の果たす役割はますます重要になってきており、社会教育関係団体の活性化・自立を効果的に進めていく必要がある。併せて、地域学校協働活動の推進として、地域で育む子ども像を共有し、その実現に向け、家庭・学校・地域が一体となって子どもの生きる力を育むとともに、家庭・学校・地域が有する課題解決に努めていく必要がある。

また、島原図書館、有明図書館の 2 館と、市内全小・中学校の学校図書館において、各種の

取り組みがなされているが、令和元年度に改定した「第三次島原市子ども読書活動推進計画」を推進するため、関係機関、学校図書館と公立図書館との連携と情報の共有、ネットワーク化なども大変重要である。

社会教育施設については、社会教育、生涯学習、あるいは地域コミュニティづくりの中核施設として大きな役割を担っている公民館や読書活動推進の拠点施設となる図書館について、地域課題の解決や学習要求に応じた環境の充実に努めるとともに、市民の利便性に配慮した設備整備を行う。

③（社会体育）

健康で豊かな暮らしの実現を目指し、活発化する市民のスポーツに対するニーズに対応するためには、体育館、運動場等のスポーツ施設の整備を推進し、さらに地域へ活力を与えるためにも競技力の向上を図る必要がある。

スポーツ施設としては、半数以上が老朽化しており、維持管理に相当な費用が必要となっているため、今後は、現有施設の長寿命化を図りながら、利用状況に応じて建て替え時期に更新や統廃合など市民のニーズと施設のバランスを考えながら効率的な管理運営が必要である。

また、生涯スポーツ等の推進を拡大させるためには、多くの地域の幅広い年齢層の参加が可能な市民スポーツ大会の開催や平成新山島原学生駅伝等のイベントの企画が必要である。

さらに、ラグビーワールドカップ 2019 公認チームキャンプや東京 2020 パラリンピック事前キャンプを契機として、国内外スポーツ合宿や国際規模大会の誘致による「国際観光スポーツ交流都市」を目指し、スポーツ交流人口の拡大や地域の活性化、競技力の向上を図る必要がある。

（２）その対策

①（学校教育）

- ・小・中学校における学力向上の取り組みを一層推進し、本市児童生徒の学力向上を図る。
- ・学習規律の確立を図りながら、習熟度別学習等によるきめ細かな指導を充実させ、基礎的・基本的な学力に加え、活用する能力の育成を図る。
- ・全小・中学校へ「学習支援員」を配置し、特別な支援を要する子どもなど、児童生徒の状況に応じた適切な指導や支援を行い教育活動の充実を図る。
- ・全小・中学校へ「学校司書」を配置し、読書活動を推進する。また、美術展や科学作品展などをおして、文化・芸術教育の面からも心の教育の充実を図る。
- ・中１ギャップの解消のために、小・中学校の交流を推進し、さらなる小・中連携の充実を図る。また、教育機関の誘致について、調査研究を進める。
- ・「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」ことを教育に携わる者すべてが認識し、早期発見・早期対応に努める。また、「島原市いじめ防止基本方針」の普及啓発に努める。
- ・全中学校へ「心の教室相談員」を配置し、中学生が悩みを気軽に相談し、心にゆとりが持てる教育環境を築くことにより、中学生の心の成長につなげ、学習への意欲を高める。
- ・外国語指導助手（ＡＬＴ）を、小・中学校に配置し、外国語教育を充実させることによ

り、児童生徒の外国語への興味・関心を高め、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図る。

- ・雲仙・普賢岳噴火災害の教訓や、復興体験から学んだ「生命（いのち）・きずな・感謝の心」の精神を、防災教育の中に活かした取り組みを継続して実施する。

6月3日「いのりの日」には、毎年、全小・中学校で様々な取り組みを行っており、今後は、東日本大震災や平成28年熊本地震からの教訓も踏まえ、防災計画の見直しや防災学習を進めていく。

- ・学校施設の耐震対策として、校舎の非構造部材の耐震化を計画的に進める。また、安全・安心な教育環境を確保するため、危険性、緊急性、必要性等を考慮した計画的な施設整備を行う。
- ・小学校校庭の芝生化を行い、地域における多世代交流の場としての活用を図り、絆づくりと活力あるコミュニティづくりに努める。
- ・小学校から中学校へ支障なく移行できるように、小・中一貫校を見据えた連携や一貫教育の成果を活かした教育の体制づくりを進める。
- ・市内小・中学校の児童生徒数が減少する中で、少子化に対応した教育環境の充実を図るため、学校規模の適正化及び適正配置の検討を行う。
- ・保護者及び地域住民の学校運営への参画や支援・協力を促進し、学校と保護者及び地域住民との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むため、学校運営協議会を学校運営への必要な支援を協議する機関として設置する。
- ・情報教育環境のさらなる充実を図るとともに、一人1台端末を有効に活用し、子どもたちの情報活用能力の育成を図る。また、情報モラル教育の充実を図る。
- ・郷土学習教材を活用して授業を行うなど、ふるさと教育の取組を充実し、児童生徒のふるさとへの愛着や誇りを育むとともに、ふるさとを担う人材を育成する。

②（社会教育）

- ・子ども会活動、週末余暇活動、通学合宿、子ども向けの講座などを実施し、自主性、人間関係力、礼儀・感謝の心を身に付けさせる。
- ・放課後において学校の余裕教室を使って自主的な学習習慣を身につけさせるための「放課後子ども学習室」、夏休みに家庭学習の習慣を身につけさせるための「スクールキッズ」を実施し、放課後の児童の居場所づくりと学力向上を目指す。
- ・地域活動、学習活動の場である公民館活動の活性化のため、設備の整備・維持管理、設備の更新などにより、市民にとって安全で利便性の高い公民館となるための取り組みを推進する。

各公民館において、公民館まつりを年1回実施し、利用サークルなどの発表の場とする。

また、女性学級・高齢者学級・家庭教育学級・自主講座を実施し、地域の人材の育成を目指す。

- ・地域教育力及び家庭教育力の向上のため、PTAや女性、青年による社会教育団体等の自主運営を支援し、各団体の活性化につなげる。
- ・図書館活動の活性化のため、図書の充実、施設の整備・維持管理、設備の更新、自主講座

などにより、市民にとって安全で利便性の高い図書館となるための取り組みを推進する。学校図書館との連携について、学校への簡易移動図書館等の実施や、小・中学校だけではなく、幼稚園、認定こども園、保育所、公民館等の関係機関、図書ボランティアとの連携を行い、図書館における相談体制の充実や司書研修会等の実施により、施設等への支援を強化する。

- ・少年の健全な育成と非行防止を図るため、少年センターにおける補導活動、相談活動、環境浄化活動、啓発活動に取り組む。

③（社会体育）

- ・市民の体育・スポーツの習慣化と健康・体力の保持増進を推進するため、各種スポーツの指導者の育成を図る。
- ・体育・スポーツの振興と充実を図るため、市内のスポーツ施設の充実と整備を行うとともに、各種スポーツ大会や平成新山島原学生駅伝等のイベントを開催し、また、生涯スポーツの普及・発展に向け、市民が年齢や適性に応じ気軽にスポーツができる環境づくり及び総合型地域スポーツクラブの推進に努める。
- ・競技力の向上とスポーツの振興、さらに地域へ活力を与えるためにも全国・九州大会等へ出場する選手に対して派遣費等支援を行う。
- ・将来を担う子どもを育成するため、スポーツリーダー研修の支援、有名なアスリートやさまざまな分野で活躍する方を講師として「夢の教室」を開催し、子どもの心の教育の充実を図る。
- ・トップレベルの指導者や選手が在籍する日本体育大学をはじめ大学や企業、各種団体等と連携し、小・中学生を大学へ派遣し、児童生徒の意識の高揚を図り、ジュニアスポーツの更なる振興や競技力の向上を図る。
- ・指導者を対象に各種研修会を実施し、事故防止についての専門的知識を高め、指導力の向上を図る。
- ・国内外のキャンプ・合宿・スポーツ大会等誘致、開催と併せて、トップアスリートによる各種スポーツ教室を開催し、市民とスポーツを通じた交流を積極的に進め、競技に対する意識の向上や地域の競技力の向上を図る。

（３）計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 (校舎)	小学校非構造部材落下防止工事	市	
		中学校非構造部材落下防止工事	市	
		小学校エアコン更新工事	市	
		中学校エアコン更新工事	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 (校舎)	小学校屋上防水工事	市	
		中学校屋上防水工事	市	
		小学校受変電設備更新工事	市	
		中学校受変電設備更新工事	市	
		中学校体育館床張替工事	市	
		小学校照明施設更新工事	市	
		中学校照明施設更新工事	市	
	(3)集会施設、 体育施設等 (公民館)	公民館整備事業 7 公民館の設備更新・修繕、施設の見直しに伴う工事、設備等点検	市	
	(3)集会施設、 体育施設等 (体育施設)	体育施設トイレ改修事業	市	
		体育施設 LED 照明更新事業	市	
		島原復興アリーナサブアリーナ雨漏り修繕	市	
		島原復興アリーナ非常用発電機オイル交換修繕	市	
		島原復興アリーナに乗用冷却水交換修繕	市	
		島原復興アリーナメインアリーナ倉庫給気ファンモータ取替修繕	市	
		島原復興アリーナサブアリーナ空調遠隔制御装置修繕	市	
		島原復興アリーナワイヤレスマイク購入	市	
		島原復興アリーナメインアリーナ床コーティング	市	
		島原復興アリーナ屋外照明設備設置	市	
		島原復興アリーナ館内照明 LED 化	市	
		島原復興アリーナ駐車場街路灯修繕	市	
		島原復興アリーナメインアリーナ空調修繕	市	
		島原市営平成町多目的広場芝管理機械購入	市	
		島原市営平成町多目的広場防風林剪定	市	
		島原市営平成町多目的広場野外ステージ屋根工事	市	
		島原市営陸上競技場前トイレ浄化槽修繕	市	
		島原市営陸上競技場電気時計計測装置修繕	市	
		島原市営陸上競技場乗用スローパー	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(3)集会施設、 体育施設等 (体育施設)	島原市営陸上競技場ワイヤレスマイク	市	
		島原市営陸上競技場高跳び用マット購入	市	
		島原市営陸上競技場芝刈り機購入	市	
		島原市営陸上競技場第3種公認用陸上トラック改修	市	
		島原市営陸上競技場給水タンク機械更新	市	
		島原市営陸上競技場 LED 化	市	
		島原市営陸上競技場写真判定機購入	市	
		島原市営陸上競技場スプリンクラー購入	市	
		島原市営球場スプリンクラー購入	市	
		島原市営霊丘公園体育館・弓道場ガラス飛来防止鉄格子修繕	市	
		島原市営霊丘公園体育館・弓道場ワイヤレスマイク購入	市	
		島原市営霊丘公園体育館・弓道場 LED 化	市	
		島原市営霊丘公園体育館アリーナ床リコーティング	市	
		島原市営霊丘公園庭球場コートフェンス修繕	市	
		島原市立有馬武道館2階床リコーティング	市	
		島原市立有馬武道館柔道用畳取り替え工事	市	
		島原市立有馬武道館レスリング用畳取り替え工事	市	
		島原市営霊丘公園夜間照明 LED 化	市	
		有明プール屋根漏水修繕工事	市	
		有明プール給水・給湯設備設置・扉修繕	市	
		有明プール更衣室、トイレ、ロビー等換気扇修繕	市	
		有明プールプール底塗り替え工事	市	
		有明プールろ過機砂入れ替え工事	市	
		有明プールボイラー修理工事	市	
		島原市営平成町人工芝グラウンド小学生用サッカーゴールポスト一式購入	市	
		島原市営平成町人工芝グラウンド芝張替	市	
		島原市営平成町人工芝グラウンド屋外トイレ設置	市	
		島原市営平成町人工芝グラウンド夜間照明 LED 化	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(3)集会施設、 体育施設等 (体育施設)	島原市有明の森運動公園キュービクル高圧ケーブル取替修繕	市	
		島原市有明の森運動公園ナイター照明分電盤修繕	市	
	(3)集会施設、 体育施設等 (図書館)	図書館整備事業 島原・有明両図書館の設備更新・修繕、施設の見直しに伴う工事	市	
	(4)過疎地域持 続的発展特別 事業 (幼児教育)	幼児ことばの教室設置事業 言葉に障害のある幼児に関する指導及び相談を行う。 (事業の必要性) 就学前の幼児の発達については、個人差が大きく、就学後の学習や生活に支障をきたし、支援が必要である。 (見込まれる効果) 幼児ことばの教室を利用することにより、障害の改善を図ることで、就学時の言葉の発達における個人差を少なくすることができる。	市	
	(4)過疎地域持 続的発展特別 事業 (義務教育)	心の教室相談員事業 全中学校に「心の教室相談員」を配置し、生徒や保護者の悩みや不安を聞くなどの相談活動を実施する。 (事業の必要性) 現代の中学生を取り巻く環境が多様化し、悩みを抱える中学生が増加傾向にあるのは本市も例外ではない。その対応は重要である。 (見込まれる効果) 生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者を生徒の身近に配置することによって、生徒が心のゆとりを持てるような環境を整える効果が期待される。	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	小中学校学力向上事業 児童生徒の学力向上のために、学力の検証軸としての市独自の学力テストの実施、その後のフォローアップとしての問題データベースの導入を維持する。 学力向上への取り組みについて成果を上げている先進地の視察をし、指導に活かす。 (事業の必要性) 本市児童生徒の全国学力・学習状況調査及び、県学力調査の結果が県平均を上回ってきており、成果が表れつつあるため、今後も継続する必要がある。 (見込まれる効果) 市独自の学力テストを行うことにより、学力の定着状況を把握・分析し、各学校における取り組みの充実・改善に役立てる。また、先進地視察において、本市の施策を見直し、効果的な取り組みを展開することで、児童生徒の学力向上につなげる。	市	
		教育委員会指定小学校研究校補助金 小学校教職員が授業研究や発表を通して、指導力の向上を図ることを目的とし、研修会の講師派遣費や資料購入、又は先進地視察等の補助を行う。 (事業の必要性) 島原市の子どもの教育効果を高めるため、教職員は、常に指導力向上に努めなければならない。 (見込まれる効果) 有効な資料の購入、先進地の視察研修や講師の招聘等によって効果は上がる。	各小学校 研究会	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	教育委員会指定中学校研究校補助金 中学校教職員が授業研究や発表を通して、指導力の向上を図ることを目的とし、研修会の講師派遣費や資料購入、又は先進地視察等の補助を行う。 (事業の必要性) 島原市の子どもの教育効果を高めるため、教職員は、常に指導力向上に努めなければならない。 (見込まれる効果) 有効な資料の購入、先進地の視察研修や講師の招聘等によって効果は上がる。	各中学校 研究会	
		学校司書配置事業（小学校） 学校図書館の環境整備をさせたり、児童生徒や教職員に適切な情報提供を行ったりすることができる「学校司書」を配置する。 (事業の必要性) 読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、創造力を豊かなものにするなど、人生をより深く生きていくうえで欠くことのできないものである。 (見込まれる効果) 学校図書館が活性化され、児童生徒の読書活動の推進が図られる。	市	
		学校司書配置事業（中学校） 学校図書館の環境整備をさせたり、児童生徒や教職員に適切な情報提供を行ったりすることができる「学校司書」を配置する。 (事業の必要性) 読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、創造力を豊かなものにするなど、人生をより深く生きていくうえで欠くことのできないものである。 (見込まれる効果) 学校図書館が活性化され、児童生徒の読書活動の推進が図られる。	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	不登校児童生徒適応指導事業 学校に登校できない子どもを、2名の相談員が、適応指導教室で個別や小集団での相談・指導を行う。 (事業の必要性) 本市でも、児童生徒を取り巻く生活環境は多様化し、心理的又は情緒的理由により登校できない状況にある児童生徒の対応は重要である。 (見込まれる効果) 学校への復帰を目指し、集団生活に適応する力を育てる。	市	
		中学校総合体育大会九州・全国大会派遣支援事業 大会派遣費としての補助を行う。 (事業の必要性) 中学校総合体育大会九州・全国大会へ選手等を派遣するには、旅費、宿泊費、弁当代等の補助が必要である。 (見込まれる効果) 大会出場が可能となるほか、市及び県の代表として、その練習成果が発揮できるものである。また、保護者の負担も軽減できる。	市中学校 体育連盟	
		中学校部活動運営支援事業 市内中学校同部活動運営に対する補助を行う。 (事業の必要性) 各部活動の運営には、必要道具をそろえたり、大会参加費等が必要であり、保護者の負担の軽減も必要である。 (見込まれる効果) 部活動の発展に寄与し、生徒の体位・体力や情緒・文化的心情及び技術の向上並びに文化的資質の伸長に効果が期待される。	各中学校 部活動 振興会	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	中学校体育大会支援事業 市中学校体育大会の運営費や審判謝礼、移動の交通費等の補助を行う。 (事業の必要性) 中学生の一大イベントでもあり、県や九州、全国大会の予選を兼ねた本大会を実施するために必要である。 (見込まれる効果) 島原市の中学生が一堂に会することにより、子どもたち相互の親睦を図り、あわせて練習や大会を通して、体力の向上や各種競技の技術の向上を図ることを目的とした本大会の主旨に寄与する。	市中学校 体育連盟	
		長崎県中学校総合体育大会選手派遣支援事業 大会派遣費としての補助を行う。 (事業の必要性) 長崎県中学校総合体育大会へ選手等を派遣するには、旅費、宿泊費、弁当代等の補助が必要である。 (見込まれる効果) 大会出場が可能となるほか、市の代表として、その練習成果を十分に発揮できる。また、保護者の負担も軽減できる。	市中学校 体育連盟	
		学校保健会運営支援事業 子どもたちの健康に関する調査・研究、それによって得た情報の提供、新たな問題への対策などを協議し、学校保健関係者の指導を受け研究を行う。 (事業の必要性) 子どもたちが安心して健やかに育っていくためには、家庭はもちろんのこと、教育の場であり生活の場である学校が、常に子どもたちの身体に気を配り、時代に即した対応をしていく必要がある。 (見込まれる効果) 学校保健の向上発展が図られる。	市学校 保健会	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	放課後子ども学習室 充実した放課後を過ごさせることを目的とし、自学の習慣を身につけさせるために、自主的・主体的に宿題などの学習活動の支援を行う。 (事業の必要性) 放課後の安全・安心の確保 (見込まれる効果) 放課後の居場所作り、学力向上	市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	社会教育関係団体等支援事業 地域の社会教育を担う団体等の活動を支援するため補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域を支える団体の活動活性化、人材の育成 (見込まれる効果) 地域コミュニティの維持、生涯学習の推進	各団体	
		読書活動推進事業 島原・有明両図書館の図書購入費 子ども読書活動の推進に係る研修会等開催経費 (事業の必要性) 市民に親しまれる図書館であるため、逐次新刊等を購入する。 子ども読書活動の発展 (見込まれる効果) 来館者に喜んで利用してもらう。 子ども読書活動推進関係者の資質向上	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	平成新山島原学生駅伝支援事業 平成新山島原学生駅伝は、選手・関係者等が県内外から来島され、島原の冬のスポーツイベントとして定着しているため、開催費補助金を交付する。 (事業の必要性) 九州学生駅伝大会を開催することにより、選手・スタッフ、応援団等の市内への宿泊・滞在により交流都市を目指し、市内の経済の活性化を図り、また、テレビ放映等による島原の魅力を伝え、県内外へ「島原」をPRすることができる。 (見込まれる効果) 大会開催において、宿泊や島原ブランドの直接経済効果、観光PRなどの波及効果につながる。	実行委員会	
		市民親睦各種大会事業 市民親睦各種大会を開催し、市民の心身の健康増進と親睦融和を図る。開催に必要な物品の購入及び大会審判へ謝礼金を支給する。 (事業の必要性) 生涯スポーツの普及発展に寄与することはもとより、参加する者の心身の健康増進と地域での親睦・融和を図ることを目的とする。 (見込まれる効果) 地域のスポーツ振興や競技人口の拡大、競技力の向上及び市民の健康保持増進と親睦融和を目指す。	市	
		地区別各種大会支援事業 各地区の体育行事を推進し市民相互の親睦融和を目的として、その事業に対して補助金を交付する。 (事業の必要性) 各地区において地域の繋がりが薄れてきている中、スポーツ行事を通して市民相互の親睦融和を図る。 (見込まれる効果) 地域間交流の一助として親睦を深めることに貢献している。	団体	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	郡市対抗県下一周駅伝大会支援事業 長崎県選手の競技力の向上を目的とする本大会の運営費補助として補助金を交付する。 (事業の必要性) 県の陸上競技大会の一大イベントであり、各地区の選手が、その代表として健脚を競うことでスポーツの振興を図る。 (見込まれる効果) 各世代の出場枠があり、かつて全国大会や箱根駅伝に出場した選手や、島原学生駅伝を走っている学生選手、これらの長崎県の陸上会を担っていく小中高生たちが、襷をつなぎ県下を走り抜ける姿を応援することで地域を元気にする。	長崎新聞社	
		郡市対抗県下一周駅伝大会島原半島チーム支援事業 島原半島3市から選手が集結し、各市等からの補助を受け選手強化や派遣を目的とするため補助金を交付する。 (事業の必要性) 県下一周駅伝島原半島チームにおいては、島原半島3市から選手が集結し、各市等からの補助を受け選手強化や、県下一周駅伝大会時の選手の派遣費の一部に充てられる。 (見込まれる効果) 選手の強化、育成及び小学生から一般まで、一緒に練習することにより指導を受けたり、今後の選手生活の糧となる。	団体	
		島原半島地区対抗駅伝競走大会支援事業 本大会実行委員会は、島原市・雲仙市・南島原市の各体育協会及び3市の各陸上競技協会をもって構成される。また、本大会は、県下一周駅伝大会の選考会の位置づけとなっており、また、島原半島の選手強化及び育成を図ることを目的とする本大会に補助金を交付する。 (事業の必要性) 島原半島3市から選手が集結し、陸上競技の発展および普及を図るとともに、市民の体位および体力の向上とスポーツの発展、陸上競技をとoshした健康の増進および競技人口の拡大、長距離選手の発掘に寄与する。 (見込まれる効果) 選手の強化、育成及び小学生から一般まで、一緒に練習することにより指導を受けたり、今後の選手生活の糧となる。	実行委員会	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	島原市長杯少年・少女サッカーフェスティバル支援事業 九州管内の少年・少女サッカーチームを招き、将来を担う少年・少女サッカー選手の親善・交流及び競技力の向上を図り、あわせて、心身ともに健全な少年・少女の育成を目的とするため、補助金を交付する。 (事業の必要性) 九州内から選手、保護者が市内に宿泊し3日間の大会を行うことで経済効果とともに、子どもたちの交流、競技力の向上、健全育成を図る。 (見込まれる効果) 選手、保護者が滞在することによる経済効果、子どもたちの交流、併せて指導者たちの情報交換の場となっている。	市	
		全国・九州大会等選手派遣支援事業 市民のスポーツ競技力向上、普及発展のため、全国・九州大会等へ出場する者へ派遣費を補助する。 (事業の必要性) より多くの市民が全国大会等へ出場できる機会を増やす。 (見込まれる効果) 全国・九州大会等に出場することにより、全国のレベルや雰囲気を感じ、経験することにより今後の活動に良い影響を与える。	個人、 団体	
		島原市スポーツ少年団運営支援事業 スポーツ少年団の指導に関する事項を協議し、指導者の資質を高め、指導力の向上を図りよってスポーツ少年団活動の振興に寄与するため補助金を交付する。 (事業の必要性) スポーツ少年団活動の普及と育成及び活動の活性化に寄与するものである。 (見込まれる効果) 指導者の資質・指導力の向上と団員の身心の健全な育成につながる。	スポーツ 少年団	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	島原市スポーツ推進委員協議会運営支援事業 本会は、本市のスポーツ推進委員相互の連絡を密にし、その活動の活性化を図ることにより、スポーツ推進委員の機能を助長し、本市スポーツの推進に寄与することを目的とするため補助金を交付する。 (事業の必要性) スポーツ推進委員は、各地区のイベント等に参加し、スポーツの推進に大いに寄与するものである。 (見込まれる効果) 各地区や市のスポーツ大会において、指導・助言、運営等を行い、スポーツを通しての市を活気づける。	協議会	
		島原市スポーツ協会運営支援事業 本会は、スポーツを振興して市民体力の向上を図りスポーツ精神を養うことを目的とするため補助金を交付する。 (事業の必要性) 健康で豊かな暮らしの実現を目指し、体育協会所属の各競技団体において開催されるスポーツ大会や教室を開催し生涯スポーツの推進、競技力向上を図る。 (見込まれる効果) 生涯スポーツの推進を行い、親睦融和を図るとともに、スポーツを通して地域に活力を与える。	協会	
		長崎県民体育大会役員選手派遣事業 市民へスポーツの推進・発展・普及を図るため、長崎県民体育大会へ出場する役員選手派遣費を補助する。 (事業の必要性) 島原市の代表として、県民体育大会に出場することを目的とすることによりスポーツの推進と普及発展が図られる。 (見込まれる効果) 市民の競技力の向上、健康の促進、地域の活性化が図られる。	団体	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	島原市民体育祭運営支援事業 各地区対抗の大運動会及び各種競技の大会を開催し、その運営費に補助金を交付する。 (事業の必要性) 広く市民各層の体育・スポーツの普及発展と競技力の向上を図り、あわせて市民相互の親睦融和を深め、明るく健全な郷土島原の発展を目的とする。 (見込まれる効果) 市民各層の体育・スポーツの普及発展と競技力の向上、及び市民相互の親睦融和と明るく健全な郷土島原の発展が見込まれる。	団体	
		国民体育大会役員選手派遣事業 市民のスポーツ競技力向上、普及発展のため、国民体育大会へ出場する役員選手の派遣を補助する。 (事業の必要性) 国体出場選手へ激励と、さらなる競技力の向上と普及発展が図られる。 (見込まれる効果) 国体選手の活躍により、地域に活気を与えスポーツに関心をもたせ振興を図る。	個人、 団体	
		ジュニアスポーツ振興事業 学校法人日本体育大学と「体育・スポーツの推進に関する協定」を結び、相互の施設の利用や指導者の派遣などの交流事業を行う。 (事業の必要性) 学校法人日本体育大学と「体育・スポーツの推進に関する協定」の事業の一環で、トップレベルの指導者や選手から講義や実技指導を受けることにより、ジュニアスポーツの充実を図る。 (見込まれる効果) 児童生徒の意識の高揚を図り、さらなるスポーツの振興や競技力の向上を目指す。	推進 協議会	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	「夢の教室」講演事業 市内の小学5年生・中学2年生を対象とし、公益財団法人日本サッカー協会から派遣された夢先生が「夢の教室」を開催する。 ※中学2年生は令和4年度から追加。 (事業の必要性) 夢先生が直接学校を訪問し、夢を持つ事の大切さや夢に向かって努力することの大切さなどを子どもたちと語り合う「夢の教室」を開催することにより、子どもの心の教育の充実を図ることを目的とする (見込まれる効果) 夢先生とのふれ合いの中で、夢先生を身近に感じながら夢を持つことの素晴らしさや努力すること大切さ等を学び、将来の希望につなげることができる。	市	
		東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ事業 (R4～ホストタウン交流派遣・受け入れ事業) (事業の必要性) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、多くの選手や観客が来訪することを契機に大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的とする。 (見込まれる効果) スポーツ、文化、経済などを通じて交流し、地域の活性化や共生社会の実現等東京オリンピック・パラリンピック終了後の末永い交流と大会を超えたつながりを築くことができる。	市	
		ラグビーワールドカップ公認キャンプ地域交流事業 (事業の必要性) ラグビーワールドカップ2019の開催により多くの選手や観客が来訪することを契機に、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的とする。 (見込まれる効果) トンガ王国との相互派遣事業を通して、人的・経済的・文化的な相互理解を深め、地域の活性化につながる。	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	国際スポーツ交流事業 (事業の必要性) 東京 2020 パラリンピックの事前キャンプを実施したドイツパラ陸上選手団や相互にジュニア交流を行ってきたスペインレスリングナショナルチームより、島原市との交流を行いたいとの希望がっており、更にスイス剣道ナショナルチームから島原市でキャンプを行いたいといった意向を受けていることから、受入れのための体制を図る。 (見込まれる効果) 国内外スポーツ合宿や国際規模の誘致に取り組むことで、交流人口の拡大と地域の活性化につながる。	市	
		ドリームサッカー事業 (事業の必要性) サッカー元日本代表選手の華麗な技術やスピードなどを体感させることで、子どもたちへ夢を与える機会を創出する。また、市民とのドリーム・サッカーを通じた交流を積極的に進め、本市のスポーツに対する意識高揚や更なるスポーツ振興、地域の競技力アップに努めることで、交流人口の拡大と地域の活性化を図る。 (見込まれる効果) 本市のスポーツに対する意識高揚や更なるスポーツ振興、地域の競技力アップ及び交流人口の拡大と地域の活性化が見込まれる。	市	
		日独スポーツ少年団同時交流受け入れ事業 (事業の必要性) 日本・ドイツ両国の青少年、指導者が相互交流により友好と親善を深め、国際的能力を高めるとともに、青少年のスポーツの発展に寄与する。 (見込まれる効果) ドイツとの相互交流により、人的・経済的・文化的な相互理解を深め、スポーツの発展につながる。	団体	

10. 集落の整備

本市の集落活動の根幹となる町内会・自治会を単位とする自治組織は、地域内のコミュニティ活動や行政と地域の橋渡しとしての活動を行うとともに、地域に伝わる伝統行事や歴史、文化の継承をはじめ、日常生活における様々な相互扶助活動も行っている。

また、昨今の全国的な災害発生を受け、日頃の地域防災活動はもとより、災害発生時における地域住民相互の避難誘導や救助活動について、集落の自治組織の果たす役割はさらに重要視されてきている。

本市の将来に渡る機能の維持のためにも、集落の自治組織への支援は重要であり、自治組織等に対する集落活動の維持や活性化を促進する事業の推進に努めるとともに、小学校区程度を範囲とした地域内の様々な団体の構成による新しいコミュニティ作りについても研究し、住民自らが主役となる新しいまちづくりに取り組む必要がある。

(1) 現況と問題点

本市では、大小 224 の町内会・自治会が集落を形成しており、地域のコミュニティ活動や伝統行事などの各種活動をはじめ、行政からの各種情報伝達や各種施策についても協力を得ている。

一方、各町内会・自治会の現状としては、地域コミュニティの希薄化などによる未加入世帯の増加や若者の流出などによる集落の年齢構成の変化による高齢化など、自治組織としての活動の低下も懸念されている。

また、将来的な国内の人口推移や年齢構成にも示されているように、本市を取り巻く社会経済環境には大変厳しい予測があり、市の根幹を担う集落の維持は必要不可欠である。

こうした状況下で、地域で相互に支えあう環境づくりや地域活動を通じた世代間交流の機会拡大等による集落の活性化は、将来の集落維持のために必要不可欠である。

今後も引き続き、地域の特性を活かした主体的な取り組みなどを推進し、活動環境の整備など支援体制を維持していく必要がある。

(2) その対策

- ・町内会・自治会活動の活性化と町内会・自治会への加入促進に努め、地域コミュニティ活動の活性化を図る。
- ・町内会・自治会の運営や活動等に対し支援を行う。
- ・各地区町内会・自治会連絡協議会や島原市町内会・自治会連合会の運営、活性化及び地区内のコミュニティ活動等に対し支援を行う。
- ・集落の相互扶助等の活動を維持・促進するよう必要なハード事業・ソフト事業を行う。
- ・自治公民館活動を支援し、自治公民館の建設・増改築等の際に補助を行うことにより地域コミュニティの活性化を図る。
- ・地域おこし協力隊など外部の人材を地域づくりに有効に活用する。
- ・小学校区程度を範囲とした新しい地域コミュニティ作りについて取り組む。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 (集落整備)	町内会・自治会等運営支援事業 町内会・自治会、連絡協議会及び連合会の活性化を図ることを目的に補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域活動の中心となる町内会・自治会の役割は重要であり、町内会・自治会の維持、活性化を図り、住民と行政による協働・協力の取り組みを推進し、活発なコミュニティ活動を促すために支援を行う必要がある。 (見込まれる効果) 自治組織の充実により、地域コミュニティや地域活動の維持・活性化に繋がる。	町内会、 自治会等	
9 集落の整備	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 (集落整備)	時代に合った地域コミュニティ組織づくり事業 地域で活動する様々な団体による時代に合った地域コミュニティ組織づくりに向けた支援事業を実施する。 (事業の必要性) 現在の地域コミュニティの活動は、町内会・自治会を中心とする組織で形成されているが、加入率の低下や地域コミュニティの希薄化による活動低下の傾向にある。現在の在り方を見直し、地域の活性化を図るためには必要である。 (見込まれる効果) 地域で活動する様々な団体で構成する時代に合った地域コミュニティづくりを地域住民と行政が協働で行うことで、地域コミュニティの活性化が図られるとともに、住民が主役のまちづくりを進められる。	市、 協議会	
9 集落の整備	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 (集落整備)	地域おこし協力隊推進事業 地域おこし協力隊とは、地方自治体が、都市部の人材を新たな担い手として受け入れ、地域力の充実・強化を図る目的で創設された国の事業。 (事業の必要性) 人口減少や高齢化等により地域力の低下が問題視されている中、都市部の人材を新たな担い手として受け入れ、地域力の充実・強化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 都市部人材の定住・定着、地域活性化が図られる。	市	

11. 地域文化の振興等

地域文化の振興については、地域の歴史や文化の発展を物語る多数の文化財、島原本綿や和ろうそく等の伝統工芸、先踊などの伝統芸能、精霊流しなどの伝統行事に加え、薪能や肥前島原子ども狂言などの伝統文化を継承するための活動がある。これらの歴史ある貴重な文化財等を後世に伝えていくために適切な維持管理に関する協力、支援を行う。

また、市民が参加し地域文化の振興を担う文化団体が多数あり、「島原文化連盟」や「有明町文化協会」、「島原市音楽連盟」等に所属して活動している。このような市民主体の文化活動を引き続き支援する。

地域文化の振興等に係る施設の整備については、文化財公開・収蔵施設として国指定史跡「旧島原藩薬園跡」や県指定有形文化財「肥前島原松平文庫」をはじめ「有明資料館」「島原市有明歴史民俗資料館」や「島原市埋蔵文化財収蔵庫」などがあり、広く市民に公開している。

また、「島原文化会館」と「島原市有明総合文化会館」の2つの大型文化施設があり、市民の文化活動の拠点として活用されている。

これらの施設の適切な維持管理を行うとともに魅力向上に努めることにより、利用者の利便性の向上及び利用者の拡大に努める。

(1) 現況と問題点

文化活動については、文化団体と協力しながら、市民音楽祭や市美術展、市民文化講座などを開催している。また、文化会館では、自主文化事業や公募型誘致公演事業などを実施している。

文化団体の活動においては、加入者の減少と高齢化が問題になっており、特に、民俗芸能の継承については、後継者不足から活動を維持することが困難になっている団体も見受けられる。

文化財においては、国指定史跡「旧島原藩薬園跡」が植栽整備から20年を経っており、植栽の見直しの必要がある。

長崎県指定有形文化財「肥前島原松平文庫」については、島原図書館内で管理をしているが、古文書の収集や資料の増加により手狭になっている。

本光寺に所在する市指定文化財「藩主松平家の墓所」については、愛知県幸田町の「島原藩主深溝松平家墓所」が国史跡に指定されたことから、当地においても調査を進める必要がある。

鉄砲町の街なみ保存については、国の伝統的建造物群保存地区の選定を目指すために、地域の合意形成を行う必要がある。また、城下町である島原市には多くの歴史ある建造物が存在し、指定や登録を受けている建造物もある。今後もそれらを掘り起し、価値あるものについては引き続き文化財登録等を行う。

長崎県指定史跡「島原城跡」については、大坂の役（1615年）後に築かれた貴重な城郭として学術的な価値が高いものとの評価があるため、今後、さらに価値が高まるように取り組む必要がある。

市内の埋蔵文化財包蔵地の開発に伴い、発掘調査を実施しており、今後は、その成果を広く周知していきたい。

文化施設においては、「島原文化会館」が昭和 49 年（1974 年）の建築で築 47 年が経過し老朽化が進んでおり、駐車場も不足している状況である。

（２）その対策

- ・文化活動を支援するため、市民音楽祭や市美術展など市主催事業を開催し、発表の場を設けるほか、文化団体、民俗芸能団体の活動を支援していく。また、本物の文化に触れる場として自主文化事業、公募型誘致公演事業を開催し、良質な文化体験を提供していく。
- ・文化財については、本市の文化財の総合的な計画となる「島原市文化財保存活用地域計画」を策定し、文化財の保存、活用について今後の方針を定めるとともに、市民と一体となって文化財を保存、継承する体制、機運を醸成する。
- ・国指定史跡「旧島原藩薬園跡」については、引き続き史跡としての維持管理と周知に努めるとともに、園内の全体的な植栽計画を立て見本薬草の充実を図る。
- ・「肥前島原松平文庫」については、藩主松平家に伝わった松平文庫のみならず、市内外から寄贈された古文書等の歴史資料を整理し活用するための方策について検討する。
- ・本光寺松平家墓所については、史跡としての重要性を再認識し、調査を行う。
- ・鉄砲町の街なみ保存については、住民や専門家などと意見交換を行い国の伝統的建造物群保存地区選定に向けて取り組みを進める。選定後には、伝統的な家屋の修復等を行う。
- ・古く歴史的、学術的な価値がある建造物については、文化財登録等を進めるとともに、傷んだものについては補修等の援助を行う。
- ・長崎県史跡に指定された「島原城跡」については、保存活用に関する計画を策定したので、今後は国指定に向け、適切な保存・管理に努めるとともに、文化財としての価値をさらに高めるため石垣や古文書の調査を実施する。
- ・「島原市有明総合文化会館」の地下には「大野原遺跡展示館」があり大野原遺跡出土品の展示等を行っている。今後、広く周知を図るとともに、市内の原始・古代の遺跡の紹介を行う。
- ・「島原文化会館」と「島原市有明総合文化会館」については、指定管理者制度を導入して運営している。利用者からの要望等については、窓口はもとより館内に設置した意見箱によっても汲み上げ適切なサービスに努めていく。「島原文化会館」の施設の老朽化と駐車場の問題は、多角的な観点から検討を進めていく。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化 振興施設等 (地域文化 振興施設)	古文書館建設事業 松平文庫を中心とする古文書収蔵施設を建設する。	市	
		文化会館整備事業 島原・有明両文化会館の設備更新・修繕・設備等点検	市	
		旧島原藩薬園跡整備事業 国指定史跡「旧島原藩薬園跡」の園内整備	市	
		島原城跡整備事業 県指定史跡である島原城跡の石垣復旧	市	
	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 (地域文化 振興)	文化財等保存整備事業 遺跡地内での開発に対応し発掘調査を実施するほか島原城石垣調査を行う (事業の必要性) 遺跡地内での事前調査は文化財保護法に規定されている。 (見込まれる効果) 地域の歴史や文化を見直すことによる住民意識と文化の向上	市	
		文化団体等支援事業 地域の芸術や伝統文化を担う団体等の活動を支援するため補助金を交付する。 (事業の必要性) 文化の継承、人材の育成 (見込まれる効果) 文化による精神の充足と文化の向上	各団体	
		文化振興事業 自主文化事業、音楽祭、美術展、文化講演会等の実施 (事業の必要性) 文化に触れ、文化を体験し、学び、継承する。 (見込まれる効果) 文化による精神の充足と文化の向上	市	
		文化財保護事業 肥前島原松平文庫をはじめ、市内の指定文化財の維持管理 (事業の必要性) 文化財を適切に後世に継承する (見込まれる効果) 地域の歴史や文化を見直すことによる住民意識と文化の向上	市	

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 (地域文化 振興)	島原市文化財保存活用地域計画作成事業 文化財保存活用地域計画は、県が策定する文化財保存活用大綱（長崎県は令和３年度策定予定）を勘案し、島原市が文化財の保存・活用について、目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、基本的な行動計画（アクションプラン）の作成 （事業の必要性） 島原市の文化財の中長期的な保存・活用の計画が必要 （見込まれる効果） 計画を作成することで、文化財の適正な保存・活用が図られる	市	
		伝統的建造物選定事業 鉄砲町の街なみの伝統的建造物群選定を図る （事業の必要性） 失われつつある街なみの保存 （見込まれる効果） 往時の面影を残す街なみを後世に伝える	市	

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

我が国では、パリ協定の発効など国際的動向を踏まえ、令和2年10月26日に菅内閣総理大臣の所信表明において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）を目指す表明があった。

また、環境省では、こうした目標の達成に向け、「2050年にCO₂の排出量を実質ゼロにすることを旨とする首長自ら公表した地方自治体」を「ゼロカーボンシティ」として国内外に広く発信するとともに、全国の自治体へ表明の検討を呼びかけている。

目標達成には、二酸化炭素排出を抑制するため再生可能エネルギーの導入が不可欠であり、今後地域に合った再生可能エネルギー導入を推進する。

（1）現況と問題点

これまでの対策としては、太陽光発電設備を公共施設7か所に計160kw導入している。再生可能エネルギー導入には初期費用がかかるため、補助事業等の有効活用が必要となる。

また、地域住民の合意が必要なケースも出てくる。

（2）その対策

- ・平成22年度に島原市地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業で島原市のエネルギー需要量等を調査、また各種統計データを基に推計し、その結果を新エネルギー導入の基本方針へ反映する。
- ・地域の再生可能エネルギーの現状把握を行い、地域の理解を得ながら環境に配慮した再生可能エネルギー導入計画の策定を検討する。

（3）計画

政府が掲げた2050年までのカーボンニュートラル実現に向けた各種補助金等を活用し、新たな導入計画策定に向けて取り組む。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

人口減少・少子高齢化の進展、市民の意識・価値観の多様化、今後さらに増すことが予想される本市の財政状況等も勘案し、地域資源や魅力を活かし、持続可能なまちづくりを実現するため「地方創生」に取り組むとともに、これからの時代にふさわしい、誇りの持てるまちづくりを進めていく。

また、晩婚化と少子高齢化の急速な進行は、地域の活力の低下や社会保障負担の増大など将来に渡り深刻な影響を及ぼすことから、本市が取り組むべき喫緊の課題であり、さらなる対応策の充実を図る。

(1) 現況と問題点

本市の人口は昭和 55 年をピークとして減少傾向が続いており、平成 27 年国勢調査では 45,436 人と 5 万人を下回っている状況である。また、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計人口によると、今後、年間約 500 人の人口減少が続き 2040 年には 31,959 人になるという結果が示されている。

「令和 17 年（2035 年）に人口 40,000 人を維持」を目標として各種施策を講じており、社会動態では下げ止まり傾向が見られ改善の兆しが見られるものの、自然動態は出生数が減少傾向であるため、全体として改善するに至っていない状況である。

このような人口減少に強い危機感を持ち、道路網整備などの都市基盤の整備はもとより、少子化対策や人口流出対策、人口流入施策を積極的に推進する必要がある。

また、市民と市民団体、行政とが一体となり、地方創生に向けた機運の醸成が必要である。

一方、地元出身者や本市を応援したいという方の思いを形にした「ふるさと納税」制度を推進しており、インターネットやカタログによる本市地場製品の PR と併せて、さらなる寄附返礼品の商品造成などにより、成果を向上させる必要がある。

(2) その対策

- ・出会いから結婚・出産、子育てなどのそれぞれのライフ・ステージに応じた総合的な支援を行う。
- ・キャラクターを活用することにより、市民団体等が自主的に行う地域づくり活動への支援を行う。
- ・「ふるさと納税」制度を推進し、地元出身者等からの支援を得つつ、地域の活性化やまちづくりなどの事業に活用する。

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		結婚新生活支援事業 婚姻に伴う経済的不安を軽減することにより、地域における少子化対策の強化に資するため、新婚世帯に対し補助金の交付を行うもの。 (事業の必要性) 結婚に踏み切れない主な要因が経済的理由であることから、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援することが必要である。 (見込まれる効果) 少子化の解消、人口減少の抑制につながる。	市	
		3世代ファミリー応援事業 3世代家族となるための家屋の改修費等の一部を支援する。 (事業の必要性) 国勢調査によると、3世代家族は核家族に比べ子供の人数が多いとの結果が出ている。そういった3世代家族の形成を推進するため必要である。 (見込まれる効果) 3世代家族を形成することにより家族の絆の再生や子育ての負担軽減が図られ、出生数の増加が図られる。	市	
		ふるさと創生小西紀行プロジェクト 島原市出身の漫画家小西紀行先生の協力を得て作成した、島原ふるさと創生キャラクター島原守護神「しまばらん」を活用し、島原ふるさと創生に向けた市全体の機運の醸成と地域の活性化を図る。 (事業の必要性) 人口減少に歯止めをかけるため、市民をはじめ市が一体となって地方創生に向けた機運の醸成が必要となる。 (見込まれる効果) キャラクターを活用することにより、地域が自主的に行動することにつながり、地域活性化が図られる。	市	

事業計画 過疎特別事業分

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 (移住・定 住)	定住促進通勤支援事業 島原市に居住し、島原半島外の事業所等に通勤する39歳以下の者の通勤費の一部を支援する。 (事業の必要性) 島原半島外へ通勤する者の通勤にかかる負担は大きいと考えられ、遠距離通勤者へ費用面で支援を行い、島原市への定住を促すために必要である。 (見込まれる効果) 通勤費の一部支援を行うことで、島原市への定住が図られ、転勤等による転出者減少につながる。	要件を 満たす 市民	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		空き家バンク利用促進事業 島原市の空き家バンクを利用し移住した者へ、定額支援することにより、移住に係る負担を軽減する。 (事業の必要性) 空き家を購入または賃貸し移住する際、契約手数料や引っ越し費用等の出費があり、その出費の一部を支援することにより、移住しやすい状況をつくるため必要である。 (見込まれる効果) 空き家バンクの利用促進につながり、移住者が増加する。	移住者	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		島原市移住促進空き家改修費支援事業 島原市空き家バンクに登録されている空き家の改修等にかかる費用を一部支援する。 (事業の必要性) 市内にある空き家は、水回りのリフォームや雨漏りの修繕等若干手を加えないと利用できないものが多い。また、空き家所有者は手を加えてまで利用しようとは考えていない者が多く、そのまま放置すれば危険空き家となっていく。こういった空き家の改修等の費用を一部支援することにより、空き家の利活用につなげる必要がある。 (見込まれる効果) 市内の空き家が有効に活用され、その空き家を利用する移住者の増加につながり、将来的には危険空き家の減少にもつながる。	所有者、 移住者	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 (移住・定 住)	移住者資格取得支援事業 移住者の就業及び仕事に役立つ資格の取得にかかる費用を一部支援する。 (事業の必要性) 市内事業所への就職を決めたものの、離職し転出するケースがあり、事業所にとってお金と時間をかけた人材が離職することは大きな負担となる。 離職の原因として将来のスキルアップ形成の不安や不遇面の不満が挙げられており、資格取得を支援することでキャリアアップや不遇面の解消を図ることにより、職場定着率の向上につなげる必要がある。 (見込まれる効果) 移住者の働きがいと能力向上を推進することにより職場定着率が向上し、離職による転出者の減少につながる。	移住者	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		地方創生移住支援事業 人口減少対策及び市内法人等の人手不足の解消に向け、東京圏から本市への移住・定住を促進するため、本市に移住し創業や就業等を行った者に対し支援をする。 (事業の必要性) 東京一極集中の是正、地方の担い手不足対策のため必要である。 (見込まれる効果) 東京圏からの移住者、定住者の増加が見込まれる。	移住者	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 (人材育 成)	関係人口創出事業 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者である「関係人口」の創出を図るため、関係人口創出事業を実施する。 (事業の必要性) 人口減少・少子高齢化に伴い、本市では地域づくり担い手の不足が課題となっている。本事業において、関係人口を創出することにより地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待される。 (見込まれる効果) 地域づくり担い手人材の確保	市	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (第1次産 業)	長崎県家畜導入事業 優良な肉用雌牛の導入を支援する。 (事業の必要性) 系統と能力の両面において、地域内保留を目指し、優良な肉用牛を計画的に導入する必要がある。 (見込まれる効果) 規模拡大や長崎和牛の品質向上、経営の合理化が図られ、産地の基盤強化に寄与できる。	農協	当該施策の効果は将来に及ぶ
		肉用牛導入支援事業 優良な繁殖雌牛、肥育素牛の導入を支援する。 (事業の必要性) 日本一の栄誉に輝いた「長崎和牛」のブランド化に向けて、肉用牛の生産頭数を増加させるため、優良な肉用牛を計画的に導入する必要がある。 (見込まれる効果) 規模拡大や長崎和牛の品質向上により所得の向上が図られ、経営の安定と産地の基盤強化に寄与できる。	農業者	当該施策の効果は将来に及ぶ
		県南地区家畜診療所支援事業 過疎地域において獣医師を確保するため、県南地区家畜診療所の運営費に対し支援する。 (事業の必要性) 開業獣医師の高齢化等により診療供給不足が顕在化してきており、県南地区家畜診療所の運営を支援する必要がある。 (見込まれる効果) 獣医療体制を整備することにより、安定した家畜診療供給が可能となり、畜産業の健全な発展に寄与できる。	連合会	当該施策の効果は将来に及ぶ
		環境保全型農業推進事業 市内で生産された堆肥の利用促進や環境に配慮した緑肥用(ひまわり)の作付けを行い、環境保全型農業の推進を図る。 (事業の必要性) 消費者においては、食料の安全・安心、環境に対する関心が高まってきており、農業の有する環境保全機能を適切に発揮させる必要がある。 (見込まれる効果) 自然環境に配慮した農業生産が実践されることとなり、農業の持続的な発展が図られる。	協議会	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	葉たばこ病虫害防除対策事業 共同で葉たばこの土壌病虫害やたばこ黄斑えそ病の防除を実施する団体に防除費用の一部を助成し、良質な葉たばこの安定生産に努める。 (事業の必要性) 産地の維持・強化を図るためには、重点病虫害(黄斑えそ病)の発生を抑えることが必要である。 (見込まれる効果) 本事業を推進し、葉たばこを病虫害被害から守るとともに、良質な葉たばこの安定生産を支援することにより、産地の育成と安定的な農業経営の発展に寄与できる。	生産組合	当該施策の効果は将来に及ぶ
		農業用廃プラスチック処理事業 農業用廃プラスチック等の共同処理を推進し、環境保全と廃棄物の適正処理に努める。 (事業の必要性) 農業は本市の基幹産業となっており、ビニールやポリ、マルチ、肥料袋といった農業用廃棄物の不法投棄もあり地域住民に不快感を与えている。住民の生活環境改善のためにも農業用廃プラスチック等の共同処理を推進し、環境保全と廃棄物の適正処理を図る必要がある。 (見込まれる効果) 農業用廃プラスチックの適正処理を推進することにより、不法投棄や野焼き等によって生じる弊害を防止し、環境の保全と施設園芸等の健全な発展に寄与できる。	協議会	当該施策の効果は将来に及ぶ
		担い手総合支援事業 担い手育成総合支援協議会において、農業経営改善計画の作成支援、経営相談、経営改善支援等を行い、担い手の農業経営を支援する。 (事業の必要性) 認定農業者など担い手の確保・育成を図るためには、経営改善計画達成への支援やさらなる所得向上を目指した経営改善計画策定への支援が必要である。 (見込まれる効果) 担い手育成総合支援協議会に対する運営費助成を行うことで、担い手農家への総合的支援が可能となり地域農業の振興が図られる。	協議会	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	認定農業者協議会支援事業 認定農業者で組織する団体が行う農業振興に資する活動を支援する。 (事業の必要性) 認定農業者協議会は、地域農業の牽引役を果たしており、活動に対する支援を行い活動の活性化を図ることは、農業振興上必要不可欠である。 (見込まれる効果) 認定農業者相互が連絡協調と研鑽に取り組み農業経営の改善が図られることにより、本市農業を担う、経営感覚に優れ、強い経営力を持った農業経営体の育成・確保に寄与できる。	協議会	当該施策の効果は将来に及ぶ
		農林水産業雇用促進事業 経営規模の拡大と移住の促進を図るため、認定農業者等における移住者の新規雇用を支援する。 (事業の必要性) 経営規模の拡大を進めるためには、労働力の確保と作業の効率化を図ることが必要である。 (見込まれる効果) 経営規模の拡大や雇用創出により、強い経営体の育成と産地の維持拡大、移住促進に寄与できる。	農業者	当該施策の効果は将来に及ぶ
		農業後継者就農支援事業 将来的な農業後継者不足に向け、本市独自の取り組みとして就農年周に応じた奨励金を支給するもの。 ・就農して1年目 5万円 ・就農して3年目 10万円 (事業の必要性) 就農意欲の向上と本市農業発展のため中核者の育成を図る必要がある。 (見込まれる効果) 農業後継者の就農意欲の増進と就農後の定着に寄与する。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (第1次産 業)	婚活支援事業 J A 島原雲仙青年部の婚活事業に対して、島原半島3市より財政支援を行う。 (事業の必要性) 農家の婚活事業については、農家から継続支援の要望もあり、地域活性化を図る上で必要である。 (見込まれる効果) 農業後継者の花嫁問題解決に取り組み、地域農業並びに地域の活性化が図られる。	農協	当該施策の効果は将来に及ぶ
		農業後継者等育成事業 地域農業の活性化を図るため、農業後継者団体等の連携・強化のための支援を行う。 (事業の必要性) 地域農業の発展及び農家の経営向上を図るため必要である。 (見込まれる効果) 農業後継者等の育成が図られ、地域農業並びに地域の活性化が期待できる。	農業者 団体	当該施策の効果は将来に及ぶ
		U I ターン農業研修支援事業 U I ターンを促進するため県外に在住する人が島原市内で農業研修を行う場合に生活費の一部を助成する。 ・補助金額 月額2万3千円(定額) (事業の必要性) U I ターンによる新規就農者の定着を図り、担い手を確保する必要がある。 (見込まれる効果) U I ターンによる農業担い手の確保・定着が図られ、地域農業の活性化並びに移住・定住人口の増加が期待できる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (第1次産 業)	新規就農者自立支援事業 本市へのU I ターン等による新規就農者（新規参入）に就農時の機械や資材等の購入費用の一部を助成する。 ・補助率 対象経費の1 / 2 以内（上限 100 万円、1 年目のみ） （事業の必要性） U I ターン等による新規就農者の定着を図り、担い手を確保する必要がある。 （見込まれる効果） U I ターン等による農業担い手の確保・定着が図られ、地域農業の活性化並びに移住・定住人口の増加が期待できる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		農地集積・集約化対策事業 担い手への農地集積や耕作放棄地の防止・解消等を推進するため、農地中間管理機構を介し、担い手への農地集積に協力する農業者及び地域に対し集積協力金を交付する。 （事業の必要性） 農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を図り、経営規模の拡大や生産コストの削減を進めて行く必要がある。 （見込まれる効果） 担い手への農地集積と集約化の加速化が図られる。	農業者、 地域協議 会	当該施策の効果は将来に及ぶ
		雇用労力支援システム事業 担い手農家の規模拡大に必要な労働力を安定的に確保するため、県、市、農協が連携し農業者が弾力的に活用できる労力支援システムの構築と円滑な運営に向けた支援を行い、強い経営体の育成と産地の維持・強化を図る。 （事業の必要性） 常時雇用経営は一部で行われているが、多くは収穫等の労力が必要な時期に臨時雇用者の確保が困難な状況であり、規模拡大や農業従事者の高齢化等にかかる労力需給のマッチングを図る必要がある。 （見込まれる効果） 労力支援システムの構築により労力不足の解消が図られる。	農協	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	鳥獣被害対策事業 有害鳥獣による農作物への被害防止対策として、猟友会への有害鳥獣駆除の委託や侵入防止効果の高いワイヤーメッシュ柵を設置する。 (事業の必要性) 有害鳥獣(イノシシ、カラス、ヒヨドリ等)による農作物への被害が多く発生し、農業収益の低下と営農意欲の減退を招いている。このため、有害鳥獣の駆除対策や侵入防止対策等に取り組んでいく必要がある。 (見込まれる効果) 有害鳥獣の駆除や侵入防止対策を行うことにより、農作物への被害が減少し、営農意欲の向上と農業経営の安定が図られる。	市、 協議会	当該施策の効果は将来に及ぶ
		人・農地プラン事業 持続的で力強い農業構造を実現するため、青年層の新規就農者の確保や地域の中心となる担い手への農地の集積を加速化し、農業の競争力・体質強化を図る。 ・人農地プラン見直し支援等事業 ・次世代人材投資事業 1年～3年 年間150万円 4年～5年 年間120万円 ※令和4年度以降の認定者は1年～3年 年間150万円のみ (事業の必要性) 地域における農業従事者の高齢化や耕作放棄地等未利用農地の増大が懸念される中、青年就農者の確保並びに地域の中核的な担い手に農地集積を推進する必要がある。 (見込まれる効果) 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着や担い手への農地集積が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (第1次産 業)	経営継承・発展支援事業 地域の中心経営体等の後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画（販路開拓、新品種導入、営農の省力化）を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援する。 （事業の必要性） 農業者の高齢化等による減少が進む中、将来にわたり地域の農地利用等を担う中心経営体を確保する必要がある。 （見込まれる効果） 地域農業の中心経営体の確保が図られ、地域農業並びに地域の活性化が期待できる。 ・1経営体当たり上限100万円（国50万円、市50万円）	農業者	当該施策の効果は将来に及ぶ
		分筆図作成公共嘱託登記業務委託事業 市単独土地改良事業等により整備した道路、水路の施設用地について、分筆図作成及び分筆登記事務を公共嘱託業務で委託する。 （事業の必要性） 以前市単独土地改良事業等による整備され登記が遅れていた案件について、随時登記を行い未登記物件を解消する必要がある。 （見込まれる効果） 未登記物件が解消される。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		土地改良区支援事業 土地改良区の運営費を補助する。 （事業の必要性） 農業者の所得向上を図る中、改良区運営を賦課金の増額で補うことは逆行することであり、市からの支援が必要である。 （見込まれる効果） 運営費の一部を補助することで、関係者の賦課金の軽減が図られ、生活の安定と農業振興に寄与することが期待できる。	改良区	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	測量業務委託事業 市単独土地改良事業等により整備した道路、水路の施設用地について、分筆図作成及び分筆登記事務を公共嘱託業務で委託する。 (事業の必要性) 市単独土地改良事業等による整備に併せ、随時測量及び登記を行う必要がある。 (見込まれる効果) 未登記物件の解消。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		多面的機能支払交付金事業 農業振興地域内の農地や農業用水路などの資源を守るため、農業者と地域住民等で構成する活動組織が農道や水路などの維持管理のほか、景観形成等の農村環境の良好な保全や長寿命化に関する活動を実施する。 (事業の必要性) 農村集落において、高齢化や職種の混住化が進行しており、農地などの資源を守る「組織的まとまり」が弱まってきていることから、農業集落の本来の機能を守る必要がある。 (見込まれる効果) 地域として適切な保全を行うことにより、農業が本来有する自然環境機能の維持・増進が図られる。	活動組織	当該施策の効果は将来に及ぶ
		中山間地域等直接支払制度事業 耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金を交付する。 (事業の必要性) 担い手の高齢化、減少等により耕作放棄地が増加し、国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が懸念されている。このため、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る必要がある。 (見込まれる効果) 農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持及び多面的機能の確保が図られる。	協定集落	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (第1次産 業)	農道台帳加除修正 台帳の適宜修正及び基盤整備完了後の加除修正を行う。 (事業の必要性) 農道延長の資料として、交付税の算定に必要である。 (見込まれる効果) 台帳が適正に整備されていると、農道の管理も適正に行うことができる。	市	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (商工・6次 事業化)	高校生新商品開発支援 島原地域の多様で豊富な農林水産物や地域資源を活用した高校生による新商品開発に対して助成する。 ・1事業19万円 (事業の必要性) 島原の魅力創出のため、若者の感性を活かした地域活性化が必要。 (見込まれる効果) 新商品化を促進し、将来的には雇用の創出へと繋げる。	高等学校	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		特産品PR催事事業 島原市特産品認定制度を活用し高品質な商品を島原スペシャルクオリティに認定するとともに、認定商品を含めた本市特産品の知名度を高めるべく各種催事等を積極的に展開して情報発信・PRを行い、大手百貨店をはじめスーパー、商社等幅広い流通促進や販路拡大に繋げる。 (事業の必要性) 本市特産品のブランド化の一環として、特産品の魅力向上、販売促進が求められる。 (見込まれる効果) ブランド化が促進されることで事業者の売上が向上し、ひいては雇用の場の確保に繋がる。	市	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	特産品流通促進事業 本市特産品が都市圏の市場において、常備商品としての定着を図るために、広く参加できるバイヤー交流商談会やセミナーを開催することで、市内事業者のスキルアップを図り、ビジネスマッチング商談会の企画や海外見本市・商談会に参加することで、より広域、より多い販路拡大の機会が得られるよう支援する。 また、島原の農畜水産物のイメージアップと飲食業への販路開拓を目指してレストランにて島原産品を食材としたフェアを開催する。 (事業の必要性) 本市特産品のブランド化の一環として、特産品の魅力向上、販売促進が求められる。 (見込まれる効果) ブランド化が促進されることで事業者の売上が向上し、ひいては雇用の場の確保に繋がる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		地場産業事業拡充促進事業 本市における地場産業の事業拡大の取り組みに対して支援を行い、市内における雇用の場を確保する。 (事業の必要性) 事業者の設備投資等に対して補助を行い、地場産業を更に発展させる。 (見込まれる効果) 本事業は新規雇用を条件としており、市内事業者の雇用拡大に直接的に寄与する。	事業者	当該施策の効果は将来に及ぶ
		中小企業振興利子補給等補助金事業 市内の事業者等を対象に「島原市中小企業振興資金」又は「日本政策金融公庫国民生活事業の事業資金」の融資にかかる利子及び保証料について一部を助成する。 (事業の必要性) 本市の商工業は厳しい経済環境下にあり、事業者の円滑な資金繰りのために必要である。 (見込まれる効果) 資金調達の支援を行い、本市商工業の健全な振興を図る。	事業者	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	創業支援等利子補給事業 創業者向けの融資制度を利用する企業等に対する利子等の一部助成を行う。 (事業の必要性) 創業(起業)を支援し、中小企業者の経営の安定を図ることは必要である。 (見込まれる効果) 創業数の増加及び雇用の確保が期待できる。	事業者	当該施策の効果は将来に及ぶ
		しまばら創業サポートセンター事業 市内における創業を総合的にサポートするワンストップ相談窓口を設置する。また、廃業者と創業者のマッチング等の事業承継事業も併せて実施する。 (事業の必要性) 新たな雇用の受け皿となる創業(起業)を支援するとともに、廃業者の事業を継続していくことは必要である。 (見込まれる効果) 創業数の増加及び雇用の確保が期待できる。	商工団体	当該施策の効果は将来に及ぶ
		商店街連盟支援事業 市内の商店街を一体とした商店街連盟に対し、商店街の発展に資することを目的として、経営に関すること(後継者育成、講習会・研修会・講演会、先進地視察等)、販路促進・福祉活動を目的として支援を行う。 (事業の必要性) 中心市街地における商店街の活性化を図ることで、地域全体の価値を向上させる必要がある。 (見込まれる効果) 支援を行うことで、商店街の活性化と新規出店に繋がる。	商店街	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (工商・6次事業化)	商店街活性化事業 市内の中心市街地における空き店舗の有効活用を通して、新規出店による商店街の活性化を図るために「しまばら出店応援ナビ制度」を実施し、空き店舗で事業を始める事業者向けに店舗改修・広告宣伝費を補助する。 (事業の必要性) 空き店舗の増加は、来街者が商店街に活気がないように感じる要因となっているが、家賃の折り合いがつかない等の空き店舗への出店希望者と所有者のミスマッチが課題となっていることから、個店の立地を推進する必要がある。 (見込まれる効果) 空き店舗の解消と、補助事業を行うことで祖業の維持、移住、創業の増加に繋がる。	事業者	当該施策の効果は将来に及ぶ
		にぎわい創出支援事業 人口減少社会に対応する力強い商店街の創出のため、担い手となる商店街組合等の体制を強化するとともに、商店街振興を「地域のにぎわい創出」に繋げていくことを目的に、商店街活性化プランの策定及び事業実施に要する費用の一部について、県と市が協調して補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域活性化の活動を加速化させ、新たなにぎわい創出による地域の商業活動の活性化を図っていくために必要がある。 (見込まれる効果) 人流が増加し、商店街の利用者が増える。	商店街	当該施策の効果は将来に及ぶ
		中小企業大学校派遣事業 中小企業が従業者等を中小企業大学校の実施する研修を受講し、かつ、終了した場合に補助金を交付する。 (事業の必要性) 人材育成を行うことで、従業員の意欲を高め、キャリアアップを図るとともに企業の発展、ひいては地域経済の発展のために必要である。 (見込まれる効果) 中小企業の従業者等の資質の向上を図り、将来の企業経営ならびに地域経済界のリーダーとなるべき後継者の育成を図る。	事業者	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	雇用拡大支援事業 市内の事業所に就職した新規学卒者等に対する支援を行い若者の定住を促進する。 (事業の必要性) 市外への人口流出対策として、市内で雇用の場を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 雇用人数の増加が期待できる。	就労者	当該施策の効果は将来に及ぶ
		島原初市支援事業 春に行われる島原市の風物詩である「島原初市」を維持、発展させるために支援を行う。 (事業の必要性) 歴史のある島原市の観光イベントであり、市外からの観光客も多数訪れることから、今後も継続発展させることが望ましい。 (見込まれる効果) 人流が増加し、島原のPRに繋がる。	実行委員会	当該施策の効果は将来に及ぶ
		島原ふるさと産業まつり支援事業 地域の農畜産物、海産物、加工食品等の特産品の販売やイベントの開催により産業の活性化を図る。 (事業の必要性) 地域の特産品の販路拡大ならびに地場産業である商工物産を市内外にPRするとともに農漁商工が連携した取り組みを行う必要がある。 (見込まれる効果) 特産品の知名度向上や地産地消が図られる。	実行委員会	当該施策の効果は将来に及ぶ
		島原城大手門市支援事業 「島原初市」はかつて市役所前の広場において行われていた歴史があり、新たに完成した市庁舎前広場において、昔を想起させるようなイベントを開催し、新たな観光イベントを創出する。 (事業の必要性) 人流の増加及び地域の特産品のPRの場の創出。 (見込まれる効果) 観光客の増加、特産品の知名度向上や地産地消が図られる。	実行委員会	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	島原商工会議所支援事業 市内商工業の総合的な発展を図るため、商工会議所法の定めるところにより設立された島原商工会議所に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域の経済状況などの調査や情報の収集、講習会・講演会の開催、経営相談などの取り組みを通して、地域経済の交流拠点としての役割を担っている。 (見込まれる効果) 各種事業の推進を支援することにより、市内商工業の活性化が図られる。	商工会議所	当該施策の効果は将来に及ぶ
		商工業後継者育成支援事業 島原商工会議所青年部の活動費に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域社会の活性化を行える資質を持った商工業後継者の育成を図る。 (見込まれる効果) 商工業後継者が互いの連携を深め、事業を推進することで、新たな経営感覚を身につけ、地域活性化に向けた資質の向上が図られる。	商工会議所	当該施策の効果は将来に及ぶ
		島原地域経済活性化事業 中小企業者の意識改革、異業種交流の場の創設、人材育成等の取り組みを推進し、企業のスキルアップを図る島原商工会議所の事業に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 中小企業が産業・経済を取り巻く環境の急激な変化に対応できるような企業体質の改善を図るために必要である。 (見込まれる効果) 中小企業者が経営安定と発展のために必要なスキルの習得を行うことで、本市の産業の振興と経済の発展に大きく寄与する。	商工会議所	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	中小企業相談所支援事業 島原商工会議所内で金融指導や税務記帳指導等を行う中小企業相談所に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 小規模事業者の方々が都道府県知事の資格認定を受けた経営指導員への相談や指導を受けられるメリットがある。 (見込まれる効果) 市内の中小企業の育成及び経営相談を行うことで経営基盤の強化や経営改善が図られる。	商工会議所	当該施策の効果は将来に及ぶ
		有明町商工会支援事業 市内商工業の総合的な発展を図るため、商工会法の定めるところにより設立された有明町商工会に対し、補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域の経済状況などの調査や情報の収集、講習会・講演会の開催、経営相談などの取り組みを通して、地域経済の交流拠点としての役割を担っている。 (見込まれる効果) 各種事業の推進を支援することにより、市内商工業の活性化が図られる。	商工会	当該施策の効果は将来に及ぶ
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	ロケツーリズム推進事業 本市の地域資源を活用し、映画やテレビ番組などの撮影誘致・支援を行う。また作品を通じた情報発信により本市の魅力や認知度の向上を目指す。 (事業の必要性) 作品の舞台を訪れる観光客を増加させ、地域の活性化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 交流人口の増大が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	観光組織との連携事業 地元自治体・観光関係団体等が連携して、効率的かつ効果的な観光客の誘致活動やイベントの企画・運営を図る。 (事業の必要性) 持続可能な観光まちづくりの推進のため、効率的かつ効果的な観光客の誘客活動やイベントなどの観光コンテンツづくりが必要である。 (見込まれる効果) 観光客の増加や交流人口の拡大及び地域経済の活性化が図られる。	市、観光 関係団体	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		観光宿泊施設支援事業 本市観光の基幹となる温泉給湯事業を利用する宿泊施設に対する支援を行う。 (事業の必要性) 観光の宣伝・PRや地元食材の提供等により本市観光の振興を図り、観光産業の存続及び雇用の場の確保を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の増加や滞在時間の延長により、地域経済の活性化が図られる。	各施設	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		島原城築城 400 年武将隊 PR 事業 島原城七万石武将隊によるおもてなしと史実に基づき往時を彷彿とさせる歴史演出等を行うことで、築城 400 年の PR や機運の醸成を図る。 (事業の必要性) 島原ならではの魅力体験など非日常感を通じて、観光客の満足感・充実感を高め、観光の活性化、誘客の拡大を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の増加が図られる。	市	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	鯉の泳ぐまち魅力アップ事業 国登録有形文化財「旧三村家（しまばら湧水館）」を活用し、古民家カフェ事業を行うことで、館内でゆっくりとした時間を過ごしてもらい、そこでしかできない地元特産品の手作り体験ができることで市内観光の楽しみを創出する。 (事業の必要性) 人の流れを繋ぐ場所としての強みを活かし、近隣の商店街を巻き込むことで、観光客の増加と滞在時間の延長、消費額の拡大を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の滞在時間の増加により、交流人口の増加を図る。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		大会・会議等誘致奨励金 本市の観光振興及び地域の活性化を図るため、各種大会・会議等を開催する団体に対して奨励金を交付する。 (事業の必要性) 本市の特性を活かし、各種大会・会議等の誘致が必要である。 (見込まれる効果) 地域の活性化及び交流人口の拡大が図られる。	各団体	当該施策の効果は将来に及ぶ
		島原半島ジオパーク協議会支援事業（ジオパーク推進経費） 島原半島ユネスコ世界ジオパークにおいて、啓発普及、国内外ジオパーク交流、教育事業、ジオガイド養成など各種事業を行うとともに地域資源の保全、隠れた地域資源の発掘、並びに市民向けのジオツアーや観光PRを行う。 (事業の必要性) ジオパークは、地域住民・行政・研究者等が連携し半島内の地域資源の普及啓発や保全活動へ取り組むことで、教育や観光振興を推進し、交流人口の拡大を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の増加、交流人口の拡大が図られる。	市、 島原半島 ジオパーク協議会	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (観光)	島原半島観光連盟支援事業 島原半島3市と連携し、半島の豊かな自然、食、文化等の資源を活かした各種事業を展開し交流人口の拡大、半島地域の活性化を図る。 (事業の必要性) 地域における観光客の誘致、観光施設の整備充実、観光資源の開発など、観光関係団体との連携・調整が必要である。 (見込まれる効果) 島原半島への観光客の増加、交流人口の拡大、地域経済の活性化が図られる。	島原半島 観光連盟	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		観光客誘致事業 専門的な知識や経験を有する人材を確保し、効果的な観光PRや誘致活動を行う。 (事業の必要性) 様々な観光客のニーズにきめ細かに対応するため、専門的な知識を有する人材による効果的な誘致活動等が必要である。 (見込まれる効果) 観光客の増加による経済の活性化が図られる。	島原観光 ビューロ ー	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		島原めぐり事業 観光施設等をめぐる路線バスの実証実験やVR・MR技術を活用したバリアフリー商品開発、第4の二次交通網の構築等を図る。 (事業の必要性) 観光客の増加や滞在時間の延長による地域の活性化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の滞在時間の延長による地域経済の活性化が図られる。	島原観光 ビューロ ー	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	島原城築城 400 年記念事業 島原城は、2024 年（令和 6 年）に築城 400 年を迎えるため、島原城・城下町の歴史や文化を振り返り、新たな魅力を創造し、次世代に伝承していくために島原城築城 400 年記念事業を実施する。 （事業の必要性） 島原城の歴史や文化を次世代に伝承し、また、新たな魅力を創造し観光客の増加を図る必要がある。 （見込まれる効果） 歴史や文化の保存・活用及び観光客の増加による地域活性化が図られる。	実行委員会	当該施策の効果は将来に及ぶ
		オルレ事業 本市の自然を活用したオルレコースは、豊富なジオの恵みである島原温泉やグルメ、観光地の情報発信や目的型旅行客の誘客や周遊型観光の巣審を図る。 （事業の必要性） 島原特有の自然や温泉、歴史、火山、食などを活用し、交流人口の拡大及び滞在時間の延長を図る必要がある。 （見込まれる効果） 観光客の増加、交流人口の拡大、地域経済の活性化が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		しまばら温泉不知火まつり振興会支援事業 市民参加型イベント。島原温泉の恵みに感謝する献湯祭、伝統芸能の披露、藩政時代から行われた島原城薪能のイベントが行われる。 （事業の必要性） イベントの開催による観光客の集客、並びに地域の活性化を図る必要がある。 （見込まれる効果） 観光客の誘客や地域の活性化が図られる。	振興会	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (観光)	精霊流し行事支援事業 竹と藁で作った精霊船に、切子灯ろうを飾った島原独特の伝統行事の精霊流し行事の伝承。 (事業の必要性) 300 年以上の伝統を誇り、全国に類を見ない伝統行事として将来にわたりその伝統を継承する必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の誘客や地域経済の活性化が図られる。	実施協議 会	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		花火大会支援事業 島原の夏の風物詩として、3,000 発の大輪の花が約 30 分間連続して打ち上げられ、島原の夜空を彩ります。 (事業の必要性) 夏場における県内外からの誘客対策と観光活性化を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の誘客や経済の活性化が図られる。	実行委員 会	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		島原水まつり支援事業 島原大変や雲仙普賢岳噴火災害で犠牲となられた方への鎮魂と、島原の湧水の恵みに感謝し、水との共生を目指すイベントを開催。 (事業の必要性) 水に感謝するまつりとして地域住民に親しまれ、観光客の誘客の拡大を図る必要がある。 (見込まれる効果) 観光客の集客が図られる。	実行委員 会	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
2 産業の振興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (観光)	島原ウインターナイト・ファンタジア支援事業 テーマごとのイルミネーションの設置。 (事業の必要性) オフシーズンの集客事業として開催。島原の冬の風物詩として県内外の方に親しまれている。 (見込まれる効果) 観光客の集客や地域経済の活性化が図られる。	実行委員 会	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	武家屋敷管理事業 武家屋敷に現存する観光施設である茅葺屋根（3 邸）及び武家屋敷通り、休憩所の維持・管理を行う。 （事業の必要性） 武家屋敷周辺地区の景観及び歩行者等の利便性の向上を図る必要がある。 （見込まれる効果） 古い構造物全体の維持及び修景の補修、観光客の増加等が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		飲泉所・足湯管理事業 島原温泉を活用した飲泉所・足湯の維持・管理を行う。 （事業の必要性） 本市の貴重な観光資源である温泉を広く P R する必要がある。 （見込まれる効果） 観光客の誘客が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		観光施設管理事業 市内の観光施設（大手門番、小早川邸、歓迎塔、トイレなど）の維持・管理を行う。 （事業の必要性） 誘客対策と観光活性化のため、適切な施設の維持管理が必要である。 （見込まれる効果） 観光客の誘客が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		温泉給湯管理事業 本市観光の基幹となる温泉給湯事業の維持・管理及び運営を行う。 （事業の必要性） 島原温泉は市直営で実施し、市内のホテル・旅館などへ供給している。本市の観光産業の振興を図るために必要である。 （見込まれる効果） 観光客の集客や地域経済の活性化が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (企業誘致)	企業立地促進・雇用創出事業 市内において事業所の新設、増設、移設、改修を行う事業者に対し支援措置を講じる。 (事業の必要性) 市外からの企業誘致や地場企業の規模拡大による雇用の創出及び産業の振興のために必要である。 (見込まれる効果) 本市における企業の立地及び地場企業の拡大を促進することで、産業の振興及び雇用の創出を図り、もって本市経済の発展に資する。	事業者	当該施策の効果は将来に及ぶ
		企業誘致活動事業 1 企業誘致活動 企業の新規立地及び IT・ベンチャー企業等の誘致に取り組む。 2 島原市 IoT 推進ラボ (しまば Labo) 地方における IoT プロジェクト創出のための取組を支援し、IoT を通じたビジネスの創出並びに関係企業との人脈の形成に取り組む。 3 お試しオフィス用 Wi-Fi 「お試しオフィス」に Wi-Fi を整え、企業に対して、島原でオフィスを構える検討を促し、IT 企業等のサテライトオフィス誘致に繋げる。 4 島原でしてみんねテレワーク支援事業 U I ターン者増加を目的として、本市でのワーケーションや、サテライトオフィス開設を検討している方々への交通費の一部を補助する。 (事業の必要性) 若年層の人口流出や少子化などによる人口減少の対策が急務である。 (見込まれる効果) 市外から新たな企業を誘致することにより、地元に残すための雇用の創出や税収の増加につなげ、地域経済の活性化に繋がる。	事業者	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (企業誘 致)	サテライトオフィス等開設支援事業 新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、多くの企業でリモートワークの導入やBCP（事業継続計画）の観点からサテライトオフィスを活用するなど、働く場所の多様化が進むなか、企業が取り組むワークライフバランスの充実及び多様な働き方の促進並びに地域経済の発展を図るため、本市にサテライトオフィス等を新規開設、運営する事業者に対して、サテライトオフィス等の開設に係る諸経費の補助を補助を行う。 （事業の必要性） 若年層の人口流出や少子化などによる人口減少の対策が急務である。 （見込まれる効果） 市外から新たな企業を誘致することにより、地元に残すための雇用の創出や税収の増加につなげ、地域経済の活性化に繋がる。	事業者	当該施策の効果は将来に及ぶ
	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 (その他)	島原市スポーツキャンプ等誘致事業 市内のスポーツ施設を最大限に活用し、多種多様な競技をターゲットとして県内外から積極的に誘致し、島原の魅力発信を行う。 （事業の必要性） 本市の特性を活かし「スポーツで人を呼ぶ」ための戦略的なまちづくりを推進する必要がある。 （見込まれる効果） 地域の活性化及び交流人口の拡大が図られる。	実行委員 会	当該施策の効果は将来に及ぶ
		温泉給湯事業特別会計繰出金 本市観光の基幹となる温泉給湯事業の安定的な運営を図るため、一般会計から特別会計へ繰り出すもの。 （事業の必要性） 温泉給湯事業の安定的な運営を図る必要がある。 （見込まれる効果） 安定的な運営が図られ、観光産業の振興につながる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	街なみ環境整備事業 街なみ環境整備事業補助金 まちづくり協定地区内で、景観に配慮した建造物等の修景事業に対する助成により、魅力あるまちづくりを目指す。 (事業の必要性) 景観形成に対する助成を行うことで、市の象徴である湧水と城下町の歴史を活かした魅力あるまちづくりを進める必要がある。 (見込まれる効果) 通りや空間に彩りをもたらす効果により、観光振興や商店街の活性化と交流人口の増加が図られる。	個人	当該施策の効果は将来に及ぶ
		街なみ環境整備事業 美しいまちづくり推進事業補助金 長崎県のまちづくり景観資産に登録された市内の建造物に対し修景事業に対する助成を行う。 (事業の必要性) 景観形成に登録された個性的で魅力ある街なみや地域景観の核となる建造物を保全や修景することで、地域資源として保存活用を図るために必要である。 (見込まれる効果) 通りや空間に彩りをもたらす効果により、観光振興や商店街の活性化と交流人口の増加が図られる。	個人	当該施策の効果は将来に及ぶ
		武家屋敷街なみ保存整備事業補助金 景観計画区域の下丁武家屋敷水路の通りの工作物（門・石垣）に対し助成を行う。 (事業の必要性) 下丁武家屋敷水路の通りにおいて、歴史的景観を守るため、門や石垣の維持・保存・復元することが必要である。 (見込まれる効果) 通りや空間に彩りをもたらす効果により、観光振興や商店街の活性化と交流人口の増加が図られる。	個人	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 (情報化)	地域情報化関連事業 情報格差を是正し、市民が情報サービスの恩恵を等しく受けることができる環境を整えるため、その基礎的インフラとなる光ファイバー等の超高速ブローバンド環境の未整備地区の整備を行う。 (事業の必要性) 地域における情報格差をなくし、行政サービス、企業誘致などの幅広い分野での市民生活の向上や産業と地域活性化を図ることは必要である。 (見込まれる効果) 市民の利便性の向上及び地域の活性化が図られる。	民間	当該施策の効果は将来に及ぶ
3 地域における 情報化	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 (デジタル 技術活用)	自治体 DX の推進 国から「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が示され、その目指すべきデジタル社会の実現に向け行政手続のオンライン化や AI・RPA の利用推進等に取り組む。また、自治体 DX の推進に合わせて地域社会のデジタル化やデジタルデバイド対策（デジタル活用支援員事業等）に取り組む。 (事業の必要性) 新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータを十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対応することは必要である。 (見込まれる効果) 市民の利便性の向上と業務の効率化が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域 持続的発展 特別事業 (公共交通)	コミュニティバス運行事業 通勤・通学、買い物や憩いの場への移動など、高齢者をはじめ地域住民の生活に密着したコミュニティバスを運行することで、地域の住民の利便性の向上、公共交通機関の利用促進、高齢者の社会参加の促進を図る。 (事業の必要性) 令和3年9月末には島鉄バス路線の廃止が決定されており、放置すれば広範囲の公共交通空白地域が発生する可能性があるため、これに対応するためコミュニティバスの運行手法について見直しを行い、引き続き移動手段を確保していくとともに、さらに利便性の向上を図ることで、地域住民の生活の足として、また、高齢者や免許返納者等の社会参加の促進などに繋げていく (見込まれる効果) 交通空白地域の解消を図るとともに、高齢者をはじめ地域住民の生活に密着した移動手段を確保することができる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
	(9)過疎地域 持続的発展 特別事業 (交通施設維持)	島原鉄道運営維持支援事業 島原鉄道株式会社の最大限の自助努力を前提に、鉄道事業の運営維持に必要な経費を対象に支援を行う。 (事業の必要性) 鉄道事業を維持していくことは、高齢者や学生等の交通弱者の足を確保することや地域の活性化の観点から必要である。 (見込まれる効果) 鉄道事業の運行を維持することができる。	島原鉄道	当該施策の効果は将来に及ぶ
		地方バス路線維持支援事業 地方バス路線の確保のために、路線維持費を補助する。 (事業の必要性) 地域住民の重要な公共交通機関である地方バス路線の確保は、地域住民の移動手段を確保する観点から必要である。 (見込まれる効果) 地方バス路線を維持することができる。	島原鉄道	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(7)過疎地域 持続的発展 特別事業 (生活)	耐震・安心住まいづくり支援事業 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された旧耐震基準で建てられた建築物が、阪神・淡路大震災（平成 7 年）、新潟県中越沖地震（平成 16 年）において倒壊等による大きな被害を受けたことにより、耐震性がない建築物について耐震支援を行い住宅の安全性の確保を図るものである。 （事業の必要性） 木造戸建て住宅等や一般建築物、大規模建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修計画作成及び耐震改修工事に要する費用の一部を支援することにより、建築物の耐震化を促進する必要がある。 （見込まれる効果） 旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化による安全性の向上を図ることで国民の生命、安全及び財産の保護を図る効果がある。	個人	当該施策の効果は将来に及ぶ
	(7)過疎地域 持続的発展 特別事業 (危険施設 撤去)	老朽危険空き家除却支援対策事業 老朽化により、家屋が倒壊等のおそれのある状態や放置することが不適切である状態にあると認められる老朽危険空き家の除去に対する補助を行う。 工事費の 4 割（限度額 50 万円） （事業の必要性） 適切な管理が行われていない空家は防災、衛生、景観などの面で周辺の生活環境に悪影響を及ぼしており社会問題になっているので老朽危険空き家の除去に対する補助が必要である。 （見込まれる効果） 防災、衛生、景観などの面で周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている環境の改善が図られ、島原市内の住環境整備につながる。	個人	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(7)過疎地域 持続的発展 特別事業 (防災・防 犯)	自主防災会組織強化事業 ・ 自主防災組織の積極的な活動の推進を図るため、防災資器材の整備、防災意識の高揚等の活動を行う組織に対し交付する。 @50,000 円×40 町内会・自治会=2,000 千円 (R5 以降) ・ 地域防災マップの作成 @50,000 円×20 町内会・自治会=1,000 千円 (R5 以降) (事業の必要性) 自主防災組織の再編や積極的な活動の推進を図るためには、防災訓練や地域防災マップづくり等の訓練活動を行う組織に対する支援が必要である。 (見込まれる効果) 自主防災組織に対する助成を行うことで、自主的な活動が可能となり地域防災力の向上や防災意識の高揚が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業 (児童福祉)	福祉医療費給付事業 (乳幼児、小中学生等) 子どもに対し、医療費の一部を助成する。 (事業の必要性) 子育て家庭における経済的負担の軽減を図るために必要である。 (見込まれる効果) 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進することができる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		へき地保育事業 へき地 (分校地区) において、三会保育園の運営を行う。 (事業の必要性) へき地において、児童の福祉の推進を図るためには、へき地保育事業が必要である。 (見込まれる効果) 近隣に保育所がないため、分校地区のへき地保育を継続することにより、子育てしやすい環境づくりが進められる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業 (児童福 祉)	産前産後ママサポート事業 出産前後の育児や家事に係る負担を軽減し、子育て家庭を直接支援するため、出産前2か月の日から子どもが1歳を経過する日までの期間にある妊産婦に対し、育児及び家事等の援助を行う産前産後ママサポーターを派遣し、その利用料の一部を補助する。 (事業の必要性) 出産前後の育児や家事に係る負担を軽減することができるため、必要な事業である。 (見込まれる効果) 子育てしやすい環境づくりを整備することができる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		すこやか赤ちゃん支援事業 赤ちゃんの育児用品の購入に対し補助する。 (事業の必要性) 子育て家庭の経済的負担を軽減するため必要な事業である。 (見込まれる効果) 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進められる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		市保育料軽減事業 国が定める保育料の基準額より保育料を軽減することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を行う。 (事業の必要性) 子育て家庭の経済的負担の軽減を行うため必要である。 (見込まれる効果) 子育てしやすい環境づくりを進めることにより、少子化の歯止め、定住の促進が期待される。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		すこやか子育て支援事業 複数の児童を扶養する保護者の経済的負担を軽減するため、第2子以降の保育料を免除する。 (事業の必要性) 子育て家庭の多様な保育ニーズに対応し、子どもを産み育てやすい環境を整備する必要がある。 (見込まれる効果) 子育てしやすい環境づくりを進めることにより、少子化の歯止め、定住の促進が期待される。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業 (児童福 祉)	障害児保育事業 保育の必要な中程度の障がいを持つ児童（特別児童扶養手当対象児）の保育を実施する保育所に対し補助する。 （事業の必要性） 集団保育の中で、障がいのない児童と共に学びあうことは必要である。 （見込まれる効果） 家族の負担軽減と、集団保育による障がい児に対する理解を深めることができる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		発達促進保育事業 保育の必要な軽・中度の心身障がい又は発達遅滞を持つ児童（身障者手帳・療育手帳、又は市認定）の保育を実施する保育所に対し補助する。 （事業の必要性） 集団保育の中で、発達遅滞のない児童と共に学びあうことは必要である。 （見込まれる効果） 家族の負担軽減と、集団保育の中で発達遅滞のない児童と共に学ぶことができる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		保育所等副食費助成事業 国が実施する幼児教育・保育の無償化を実施するにあたり、保育料の一部として含まれていた副食費が実費徴収となったことを受け、保護者が負担する副食費を市が助成する。 （事業の必要性） 子育て家庭の経済的負担を軽減するため必要な事業である。 （見込まれる効果） 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進められる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業 (高齢者・ 障害者福 祉)	高齢者福祉交通機関利用助成事業 高齢者が福祉交通機関（バス・鉄道・タクシー・コミュニティバス）を利用した時、利用料金の一部を助成する。 （事業の必要性） 移動手段を持たない高齢者の社会活動の範囲を広め、自立を支援し、高齢者の福祉の向上を図る。 （見込まれる効果） 高齢者の外出の機会を促すとともに、地域公共交通の振興にも寄与する。	要件を 満たす 高齢者	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業 (高齢者・ 障害者福 祉)	緊急通報システム事業 ひとりぐらしの高齢者等の自宅にボタンを押すだけで通報ができる専用機器を設置することなどにより、24 時間体制で災害や急病等の緊急時に迅速な対応を行う。また、電話等により定期的に安否確認を行う。 (事業の必要性) 見守りが必要な高齢者等の安否確認と不安解消のため必要である。 (見込まれる効果) 見守りが必要な高齢者等が安心して地域で暮らすことができる。	要件を 満たす 一人暮ら し高齢者	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		老人クラブ活動等助成事業 老人クラブ活動の運営費の一部を助成する。 (事業の必要性) 長寿社会において高齢者のひとりひとりができる限り健康で、社会における役割を持って生きがいのある生活を送ってもらうため、老人クラブの活発な活動を促進する助成は必要である。 (見込まれる効果) 高齢者の活動を支援することで、高齢者の生きがいづくりや社会参加による世代間交流の促進など、活力ある地域づくりの推進を図る。	老人 クラブ	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		敬老事業支援事業 地区ごとに開催される敬老祝賀会の費用の一部を補助する。 (事業の必要性) 70 歳以上の高齢者を敬愛し長寿をお祝いするとともに、敬老祝賀会等を開催し多くの仲間との交流の時間をつくり楽しんでもらう生きがい対策として必要である。 (見込まれる効果) 毎年多くの高齢者に楽しんでもらい地域の恒例行事として定着しており、多くの高齢者の交流の場づくり、地域の連帯感の醸成、地域の活性化にもつながっている。	実行委員 会、自治 会	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業 (高齢者・ 障害者福 祉)	ねたきり高齢者等おむつ費助成事業 ねたきり高齢者及びねたきり身体障害者の属する世帯に対し、おむつ代の一部を助成する。 (事業の必要性) ねたきり高齢者等の介護者の負担を軽減するために必要である。 (見込まれる効果) 介護者の負担を軽減することにより在宅での介護の継続に資する。	ねたきり 高齢者等 の世帯に 属する者	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		重度心身障害者福祉交通機関利用助成事業 福祉交通機関（バス・鉄道・タクシー・コミュニティバス）利用料金の一部を助成する。 (事業の必要性) 心身障がい者の社会活動の範囲を広め、福祉の向上を図る。 (見込まれる効果) 心身障がい者の外出を促すことで、閉じこもりの防止や社会活動参加の機会が得られる。	要件を 満たす 障がい者	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		障害者福祉医療費給付事業 心身障がい者に対し、医療費の一部を助成する。 (事業の必要性) 保護者とその家族の経済的、精神的負担の軽減を図り、福祉の増進を図る。 (見込まれる効果) 医療費の負担を軽減することで、経済的な余裕が生まれ、健全な家庭環境がつくられる。	要件を 満たす 障がい者	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		障害者自立支援事業 障害者総合支援法により、障がいのある人に必要な様々なサービスを提供する。 (事業の必要性) 障がい者の社会参加の機会を確保するため、社会的障壁の除去を図る。 (見込まれる効果) 障がい者の日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行うことができる。	要件を 満たす 障がい者	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域 持続的発展 特別事業 (自治体病院)	長崎県病院企業団運営支援事業 長崎県島原病院の運営にかかる経費及び病床数に応じた病院企業団本部の運営経費を長崎県と島原市、雲仙市、南島原市で負担する。 (事業の必要性) 地域の中核病院である島原病院の医師確保と経営基盤の強化のため必要である。 (見込まれる効果) 小児科診療の再開、医師の確保など効果が出ており、地域の中核病院として必要な医師等の確保が期待できる。	長崎県、 島原市、 雲仙市、 南島原市	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
	(3)過疎地域 持続的発展 特別事業 (その他)	人間ドック事業 生活習慣病に起因する疾病が増加する 40 歳以上の市民に対し、生活習慣病予防と疾病の早期発見、早期治療につなげるため、人間ドック、脳ドックを実施する。 (事業の必要性) 過疎地域である本市においては、健診医療機関が少ないため、市民が健康で安心して暮らせるよう人間ドック、脳ドックを推進する。 (見込まれる効果) 生活習慣病をはじめとする病気や異常を早期発見することで、市民の健康増進に寄与する。また、医療費の高騰を抑制する効果も期待できる。	市	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		病院群輪番制病院運営支援事業 島原半島 3 市の区域内にある二次救急医療機関である、地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における入院治療を必要とする重症救急患者の診療を受け入れる体制を確保するため運営に要する費用の一部を助成する。 (事業の必要性) 比較的軽症な患者の場合は、かかりつけの診療所など一次救急医療機関で対応が可能であるが、重症救急患者に対応するためには夜間、休日を問わず二次救急医療機関を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 休日や夜間に、安心して救急医療を受けられるように、年間を通して輪番により交代でその体制を整えることで、医療の充実が図られ、安心して暮らせる環境が整備される。	病院群輪 番制病院	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域 持続的発展 特別事業 (その他)	救急医療対策在宅当番医制事業 島原市医師会に委託して、日曜、祝日、年末年始における一次救急患者の医療について、医療機関の当番制により外来診療を行う。 (事業の必要性) 休日や祝日に自力で受診可能な比較的軽症の場合は、まずはかかりつけの医療機関や当番医（一次救急医療機関）を受診する体制を確保する必要がある。 (見込まれる効果) 休日や祝日において、一次救急患者の受入れ体制を整えることで、安心して暮らせる環境が整備されるとともに、軽症の方が直接二次救急医療機関を受診することがなくなり、二次救急医療機関での重症の方への治療が円滑に行われることにつながる。	医師会	当該施策の効果は将来に及ぶ
		島原地域小児医療研究支援事業 長崎大学が開設する島原地域小児医療研究室で行われる研究に対して、長崎県と島原市、雲仙市、南島原市で寄附を行う。 (事業の必要性) 県南医療圏は、県下で最も小児科の医師が少ない地域であり、小児科医の確保は重要である。 (見込まれる効果) 研究室が開設されたことに伴い島原病院の小児科診療が再開された。また、島原病院の小児科と、地域の小児医療の連携によって、より安定した小児医療体制が確保される。小児医療の研究が行われることにより県内の小児医療の向上が図られる。	長崎大学	当該施策の効果は将来に及ぶ
8 教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 (幼児教育)	幼児ことばの教室設置事業 言葉に障害のある幼児に関する指導及び相談を行う。 (事業の必要性) 就学前の幼児の発達については、個人差が大きく、就学後の学習や生活に支障をきたし、支援が必要である。 (見込まれる効果) 幼児ことばの教室を利用することにより、障害の改善を図ることで、就学時の言葉の発達における個人差を少なくすることができる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 (義務教 育)	心の教室相談員事業 全中学校に「心の教室相談員」を配置し、生徒や保護者の悩みや不安を聞くなどの相談活動を実施する。 (事業の必要性) 現代の中学生を取り巻く環境が多様化し、悩みを抱える中学生が増加傾向にあるのは本市も例外ではない。その対応は重要である。 (見込まれる効果) 生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者を生徒の身近に配置することによって、生徒が心のゆとりを持てるような環境を整える効果が期待される。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		小中学校学力向上事業 児童生徒の学力向上のために、学力の検証軸としての市独自の学力テストの実施、その後のフォローアップとしての問題データベースの導入を維持する。 学力向上への取り組みについて成果を上げている先進地の視察をし、指導に活かす。 (事業の必要性) 本市児童生徒の全国学力・学習状況調査及び、県学力調査の結果が県平均を上回ってきており、成果が表れつつあるため、今後も継続する必要がある。 (見込まれる効果) 市独自の学力テストを行うことにより、学力の定着状況を把握・分析し、各学校における取り組みの充実・改善に役立てる。また、先進地視察において、本市の施策を見直し、効果的な取り組みを展開することで、児童生徒の学力向上につなげる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		教育委員会指定小学校研究校補助金 小学校教職員が授業研究や発表を通して、指導力の向上を図ることを目的とし、研修会の講師派遣費や資料購入、又は先進地視察等の補助を行う。 (事業の必要性) 島原市の子どもの教育効果を高めるため、教職員は、常に指導力向上に努めなければならない。 (見込まれる効果) 有効な資料の購入、先進地の視察研修や講師の招聘等によって効果は上がる。	各小学校 研究会	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 (義務教育)	教育委員会指定中学校研究校補助金 中学校教職員が授業研究や発表を通して、指導力の向上を図ることを目的とし、研修会の講師派遣費や資料購入、又は先進地視察等の補助を行う。 (事業の必要性) 島原市の子どもの教育効果を高めるため、教職員は、常に指導力向上に努めなければならない。 (見込まれる効果) 有効な資料の購入、先進地の視察研修や講師の招聘等によって効果は上がる。	各中学校 研究会	当該施策の効果は将来に及ぶ
		学校司書配置事業（小学校） 学校図書館の環境整備をさせたり、児童生徒や教職員に適切な情報提供を行ったりすることができる「学校司書」を配置する。 (事業の必要性) 読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、創造力を豊かなものにするなど、人生をより深く生きていくうえで欠くことのできないものである。 (見込まれる効果) 学校図書館が活性化され、児童生徒の読書活動の推進が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		学校司書配置事業（中学校） 学校図書館の環境整備をさせたり、児童生徒や教職員に適切な情報提供を行ったりすることができる「学校司書」を配置する。 (事業の必要性) 読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、創造力を豊かなものにするなど、人生をより深く生きていくうえで欠くことのできないものである。 (見込まれる効果) 学校図書館が活性化され、児童生徒の読書活動の推進が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 (義務教 育)	不登校児童生徒適応指導事業 学校に登校できない子どもを、2名の相談員が、適応指導教室で個別や小集団での相談・指導を行う。 (事業の必要性) 本市でも、児童生徒を取り巻く生活環境は多様化し、心理的又は情緒的理由により登校できない状況にある児童生徒の対応は重要である。 (見込まれる効果) 学校への復帰を目指し、集団生活に適應する力を育てる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		中学校総合体育大会九州・全国大会派遣支援事業 大会派遣費としての補助を行う。 (事業の必要性) 中学校総合体育大会九州・全国大会へ選手等を派遣するには、旅費、宿泊費、弁当代等の補助が必要である。 (見込まれる効果) 大会出場が可能となるほか、市及び県の代表として、その練習成果が発揮できるものである。また、保護者の負担も軽減できる。	市中学校 体育連盟	当該施策の効果は将来に及ぶ
		中学校部活動運営支援事業 市内中学校同部活動運営に対する補助を行う。 (事業の必要性) 各部活動の運営には、必要道具をそろえたり、大会参加費等が必要であり、保護者の負担の軽減も必要である。 (見込まれる効果) 部活動の発展に寄与し、生徒の体位・体力や情緒・文化的心情及び技術の向上並びに文化的資質の伸長に効果が期待される。	各中学校 部活動 振興会	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 (義務教育)	中学校体育大会支援事業 市中学校体育大会の運営費や審判謝礼、移動の交通費等の補助を行う。 (事業の必要性) 中学生の一大イベントでもあり、県や九州、全国大会の予選を兼ねた本大会を実施するために必要である。 (見込まれる効果) 島原市の中学生在一堂に会することにより、子どもたち相互の親睦を図り、あわせて練習や大会を通して、体力の向上や各種競技の技術の向上を図ることを目的とした本大会の主旨に寄与する。	市中学校 体育連盟	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		長崎県中学校総合体育大会選手派遣支援事業 大会派遣費としての補助を行う。 (事業の必要性) 長崎県中学校総合体育大会へ選手等を派遣するには、旅費、宿泊費、弁当代等の補助が必要である。 (見込まれる効果) 大会出場が可能となるほか、市の代表として、その練習成果を十分に発揮できる。また、保護者の負担も軽減できる。	市中学校 体育連盟	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		学校保健会運営支援事業 子どもたちの健康に関する調査・研究、それによって得た情報の提供、新たな問題への対策などを協議し、学校保健関係者の指導を受け、研究を行う。 (事業の必要性) 子どもたちが安心して健やかに育っていくためには、家庭はもちろんのこと、教育の場であり生活の場である学校が、常に子どもたちの身体に気を配り、時代に即した対応をしていく必要がある。 (見込まれる効果) 学校保健の向上発展が図られる。	市学校 保健会	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 (義務教 育)	放課後子ども学習室 充実した放課後を過ごさせることを目的とし、自学の習慣を 身につけさせるために、自主的・主体的に宿題などの学習活動 の支援を行う。 (事業の必要性) 放課後の安全・安心の確保 (見込まれる効果) 放課後の居場所作り、学力向上	市	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 (生涯学 習・スポー ツ)	社会教育関係団体等支援事業 地域の社会教育を担う団体等の活動を支援するため補助金を 交付する。 (事業の必要性) 地域を支える団体の活動活性化、人材の育成 (見込まれる効果) 地域コミュニティの維持、生涯学習の推進	各団体	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		読書活動推進事業 島原・有明両図書館の図書購入費 子ども読書活動の推進に係る研修会等開催経費 (事業の必要性) 市民に親しまれる図書館であるため、逐次新刊等を購入す る。 子ども読書活動の発展 (見込まれる効果) 来館者に喜んで利用してもらう。 子ども読書活動推進関係者の資質向上	市	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		平成新山島原学生駅伝支援事業 平成新山島原学生駅伝は、選手・関係者等が県内外から来島 され、島原の冬のスポーツイベントとして定着しているため、 開催費補助金を交付する。 (事業の必要性) 九州学生駅伝大会を開催することにより、選手・スタッフ、 応援団等の市内への宿泊・滞在により交流都市を目指し、市内 の経済の活性化を図り、また、テレビ放映等による島原の魅力 を伝え、県内外へ「島原」をPRすることができる。 (見込まれる効果) 大会開催において、宿泊や島原ブランドの直接経済効果、 観光PRなどの波及効果につながる。	実行委員 会	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 (生涯学 習・スポー ツ)	市民親睦各種大会事業 市民親睦各種大会を開催し、市民の心身の健康増進と親睦融和を図る。開催に必要な物品の購入及び大会審判へ謝礼金を支給する。 (事業の必要性) 生涯スポーツの普及発展に寄与することはもとより、参加する者の心身の健康増進と地域での親睦・融和を図ることを目的とする。 (見込まれる効果) 地域のスポーツ振興や競技人口の拡大、競技力の向上及び市民の健康保持増進と親睦融和を目指す。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		地区別各種大会支援事業 各地区の体育行事を推進し市民相互の親睦融和を目的として、その事業に対して補助金を交付する。 (事業の必要性) 各地区において地域の繋がりが薄れてきている中、スポーツ行事を通して市民相互の親睦融和を図る。 (見込まれる効果) 地域間交流の一助として親睦を深めることに貢献している。	団体	当該施策の効果は将来に及ぶ
		郡市対抗県下一周駅伝大会支援事業 長崎県選手の競技力の向上を目的とする本大会の運営費補助として補助金を交付する。 (事業の必要性) 県の陸上競技大会の一大イベントであり、各地区の選手が、その代表として健脚を競うことでスポーツの振興を図る。 (見込まれる効果) 各世代の出場枠があり、かつて全国大会や箱根駅伝に出場した選手や、島原学生駅伝を走っている学生選手、これらの長崎県の陸上会を担っていく小中高生たちが、襷をつなぎ県下を走り抜ける姿を応援することで地域を元気にする。	長崎新聞 社	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 (生涯学 習・スポー ツ)	郡市対抗県下一周駅伝大会島原半島チーム支援事業 島原半島３市から選手が集結し、各市等からの補助を受け選手強化や派遣を目的とするため補助金を交付する。 (事業の必要性) 県下一周駅伝島原半島チームにおいては、島原半島３市から選手が集結し、各市等からの補助を受け選手強化や、県下一周駅伝大会時の選手の派遣費の一部に充てられる。 (見込まれる効果) 選手の強化、育成及び小学生から一般まで、一緒に練習することにより指導を受けたり、今後の選手生活の糧となる。	団体	当該施策の効果は将来に及ぶ
		島原半島地区対抗駅伝競走大会支援事業 本大会実行委員会は、島原市・雲仙市・南島原市の各体育協会及び３市の各陸上競技協会をもって構成される。また、本大会は、県下一周駅伝大会の選考会の位置づけとなっており、また、島原半島の選手強化及び育成を図ることを目的とする本大会に補助金を交付する。 (事業の必要性) 島原半島３市から選手が集結し、陸上競技の発展および普及を図るとともに、市民の体位および体力の向上とスポーツの発展、陸上競技をととした健康の増進および競技人口の拡大、長距離選手の発掘に寄与する。 (見込まれる効果) 選手の強化、育成及び小学生から一般まで、一緒に練習することにより指導を受けたり、今後の選手生活の糧となる。	実行委員会	当該施策の効果は将来に及ぶ
		島原市長杯少年・少女サッカーフェスティバル支援事業 九州管内の少年・少女サッカーチームを招き、将来を担う少年・少女サッカー選手の親善・交流及び競技力の向上を図り、あわせて、心身ともに健全な少年・少女の育成を目的とするため、補助金を交付する。 (事業の必要性) 九州内から選手、保護者が市内に宿泊し３日間の大会を行うことで経済効果とともに、子どもたちの交流、競技力の向上、健全育成を図る。 (見込まれる効果) 選手、保護者が滞在することによる経済効果、子どもたちの交流、併せて指導者たちの情報交換の場となっている。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 (生涯学 習・スポー ツ)	全国・九州大会等選手派遣支援事業 市民のスポーツ競技力向上、普及発展のため、全国・九州大会等へ出場する者へ派遣費を補助する。 (事業の必要性) より多くの市民が全国大会等へ出場できる機会を増やす。 (見込まれる効果) 全国・九州大会等に出場することにより、全国のレベルや雰囲気を感じ、経験することにより今後の活動に良い影響を与える。	個人、団体	当該施策の効果は将来に及ぶ
		島原市スポーツ少年団運営支援事業 スポーツ少年団の指導に関する事項を協議し、指導者の資質を高め、指導力の向上を図りよってスポーツ少年団活動の振興に寄与するため補助金を交付する。 (事業の必要性) スポーツ少年団活動の普及と育成及び活動の活性化に寄与するものである。 (見込まれる効果) 指導者の資質・指導力の向上と団員の身心の健全な育成につながる。	スポーツ少年団	当該施策の効果は将来に及ぶ
		島原市スポーツ推進委員協議会運営支援事業 本会は、本市のスポーツ推進委員相互の連絡を密にし、その活動の活性化を図ることにより、スポーツ推進委員の機能を助長し、本市スポーツの推進に寄与することを目的とするため補助金を交付する。 (事業の必要性) スポーツ推進委員は、各地区のイベント等に参加し、スポーツの推進に大いに寄与するものである。 (見込まれる効果) 各地区や市のスポーツ大会において、指導・助言、運営等を行いスポーツを通しての市を活気づける。	協議会	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 (生涯学 習・スポー ツ)	島原市スポーツ協会運営支援事業 本会は、スポーツを振興して市民体力の向上を図りスポーツ精神を養うことを目的とするため補助金を交付する。 (事業の必要性) 健康で豊かな暮らしの実現を目指し、体育協会所属の各競技団体において開催されるスポーツ大会や教室を開催し生涯スポーツの推進、競技力向上を図る。 (見込まれる効果) 生涯スポーツの推進を行い、親睦融和を図るとともに、スポーツを通して地域に活力を与える。	協会	当該施策の効果は将来に及ぶ
		長崎県民体育大会役員選手派遣事業 市民へスポーツの推進・発展・普及を図るため、長崎県民体育大会へ出場する役員選手派遣費を補助する。 (事業の必要性) 島原市の代表として、県民体育大会に出場することを目的とすることによりスポーツの推進と普及発展が図られる。 (見込まれる効果) 市民の競技力の向上、健康の促進、地域の活性化が図られる。	団体	当該施策の効果は将来に及ぶ
		島原市民体育祭運営支援事業 各地区対抗の大運動会及び各種競技の大会を開催し、その運営費に補助金を交付する。 (事業の必要性) 広く市民各層の体育・スポーツの普及発展と競技力の向上を図り、あわせて市民相互の親睦融和を深め、明るく健全な郷土島原の発展にを目的とする。 (見込まれる効果) 市民各層の体育・スポーツの普及発展と競技力の向上、及び市民相互の親睦融和と明るく健全な郷土島原の発展が見込まれる。	団体	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 (生涯学 習・スポー ツ)	国民体育大会役員選手派遣事業 市民のスポーツ競技力向上、普及発展のため、国民体育大会へ出場する役員選手の派遣を補助する。 (事業の必要性) 国体出場選手へ激励と、さらなる競技力の向上と普及発展が図られる。 (見込まれる効果) 国体選手の活躍により、地域に活気を与えスポーツに関心をもたせ振興を図る。	個人、団 体	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		ジュニアスポーツ振興事業 学校法人日本体育大学と「体育・スポーツの推進に関する協定」を結び、相互の施設の利用や指導者の派遣などの交流事業を行う。 (事業の必要性) 学校法人日本体育大学と「体育・スポーツの推進に関する協定」の事業の一環で、トップレベルの指導者や選手から講義や実技指導を受けることにより、ジュニアスポーツの充実を図る。 (見込まれる効果) 児童生徒の意識の高揚を図り、さらなるスポーツの振興や競技力の向上を目指す。	推進協議 会	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		「夢の教室」講演事業 市内の小学5年生・中学2年生を対象とし、公益財団法人日本サッカー協会から派遣された夢先生が「夢の教室」を開催する。 ※中学2年生は令和4年度から追加。 (事業の必要性) 夢先生が直接学校を訪問し、夢を持つ事の大切さや夢に向かって努力することの大切さなどを子どもたちと語り合う「夢の教室」を開催することにより、子どもの心の教育の充実を図ることを目的とする (見込まれる効果) 夢先生とのふれ合いの中で、夢先生を身近に感じながら夢を持つことの素晴らしさや努力すること大切さ等を学び、将来の希望につなげることができる。	市	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 (生涯学 習・スポー ツ)	東京 2020 オリンピック・パラリンピック事前キャンプ事業 (R4～ホストタウン交流派遣・受け入れ事業) (事業の必要性) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、多くの選手や観客が来訪することを契機に大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的とする。 (見込まれる効果) スポーツ、文化、経済などを通じて交流し、地域の活性化や共生社会の実現等東京オリンピック・パラリンピック終了後の末永い交流と大会を超えたつながりを築くことができる。	市	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		ラグビーワールドカップ公認キャンプ地域交流事業 (事業の必要性) ラグビーワールドカップ 2019 の開催により多くの選手や観客が来訪することを契機に、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的とする。 (見込まれる効果) トンガ王国との相互派遣事業を通して、人的・経済的・文化的な相互理解を深め、地域の活性化につながる。	市	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		国際スポーツ交流事業 (事業の必要性) 東京 2020 パラリンピックの事前キャンプを実施したドイツパラ陸上選手団や相互にジュニア交流を行ってきたスペインレスリングナショナルチームより、島原市との交流を行いたいとの希望があっており、更にスイス剣道ナショナルチームから島原市でキャンプを行いたいといった意向を受けていることから、受入れのための体制を図る。 (見込まれる効果) 国内外スポーツ合宿や国際規模の誘致に取り組むことで、交流人口の拡大と地域の活性化につながる。	市	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 (生涯学 習・スポー ツ)	ドリームサッカー事業 (事業の必要性) サッカー元日本代表選手の華麗な技術やスピードなどを体感させることで、子どもたちへ夢を与える機会を創出する。また、市民とのドリーム・サッカーを通じた交流を積極的に進め、本市のスポーツに対する意識高揚や更なるスポーツ振興、地域の競技力アップに努めることで、交流人口の拡大と地域の活性化を図る。 (見込まれる効果) 本市のスポーツに対する意識高揚や更なるスポーツ振興、地域の競技力アップ及び交流人口の拡大と地域の活性化が見込まれる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		日独スポーツ少年団同時交流受け入れ事業 (事業の必要性) 日本・ドイツ両国の青少年、指導者が相互交流により友好と親善を深め、国際的能力を高めるとともに、青少年のスポーツの発展に寄与する。 (見込まれる効果) ドイツとの相互交流により、人的・経済的・文化的な相互理解を深め、スポーツの発展につながる。	団体	当該施策の効果は将来に及ぶ
9 集落の整備	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 (集落整備)	町内会・自治会等運営支援事業 町内会・自治会、連絡協議会及び連合会の活性化を図ることを目的に補助金を交付する。 (事業の必要性) 地域活動の中心となる町内会・自治会の役割は重要であり、町内会・自治会の維持、活性化を図り、住民と行政による協働・協力の取り組みを推進し、活発なコミュニティ活動を促すために支援を行う必要がある。 (見込まれる効果) 自治組織の充実により、地域コミュニティや地域活動の維持・活性化に繋がる。	町内会、 自治会等	当該施策の効果は将来に及ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 (集落整備)	時代に合った地域コミュニティ組織づくり事業 地域で活動する様々な団体による時代に合った地域コミュニティ組織づくりに向けた支援事業を実施する。 (事業の必要性) 現在の地域コミュニティの活動は、町内会・自治会を中心とする組織で形成されているが、加入率の低下や地域コミュニティの希薄化による活動低下の傾向にある。現在の在り方を見直し、地域の活性化を図るためには必要である。 (見込まれる効果) 地域で活動する様々な団体が構成する時代に合った地域コミュニティづくりを地域住民と行政が協働で行うことで、地域コミュニティの活性化が図られるとともに、住民が主役のまちづくりを進められる。	市、協議 会	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		地域おこし協力隊推進事業 地域おこし協力隊とは、地方自治体が、都市部の人材を新たな担い手として受け入れ、地域力の充実・強化を図る目的で創設された国の事業。 (事業の必要性) 人口減少や高齢化等により地域力の低下が問題視されている中、都市部の人材を新たな担い手として受け入れ、地域力の充実・強化を図る必要性がある。 (見込まれる効果) 都市部人材の定住・定着、地域活性化が図られる。	市	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
10 地域文化の 振興等	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 (地域文化 振興)	文化財等保存整備事業 遺跡地内での開発に対応し発掘調査を実施するほか島原城石垣調査を行う (事業の必要性) 遺跡地内での事前調査は文化財保護法に規定されている。 (見込まれる効果) 地域の歴史や文化を見直すことによる住民意識と文化の向上	市	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		文化団体等支援事業 地域の芸術や伝統文化を担う団体等の活動を支援するため補助金を交付する。 (事業の必要性) 文化の継承、人材の育成 (見込まれる効果) 文化による精神の充足と文化の向上	各団体	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の 振興等	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 (地域文化 振興)	文化振興事業 自主文化事業、音楽祭、美術展、文化講演会等の実施 (事業の必要性) 文化に触れ、文化を体験し、学び、継承する。 (見込まれる効果) 文化による精神の充足と文化の向上	市	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		文化財保護事業 肥前島原松平文庫をはじめ、市内の指定文化財の維持管理 (事業の必要性) 文化財を適切に後世に継承する (見込まれる効果) 地域の歴史や文化を見直すことによる住民意識と文化の向上	市	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		島原市文化財保存活用地域計画作成事業 文化財保存活用地域計画は、県が策定する文化財保存活用大綱（長崎県は令和3年度策定予定）を勘案し、島原市が文化財の保存・活用について、目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、基本的な行動計画（アクションプラン）の作成 (事業の必要性) 島原市の文化財の中長期的な保存・活用の計画が必要 (見込まれる効果) 計画を作成することで、文化財の適正な保存・活用が図られる	市	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ
		伝統的建造物選定事業 鉄砲町並みの伝統的建造物群選定を図る (事業の必要性) 失われつつある街なみの保存 (見込まれる効果) 往時の面影を残す町並みを後世に伝える	市	当該施策 の効果は 将来に及 ぶ

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		結婚新生活支援事業 婚姻に伴う経済的不安を軽減することにより、地域における少子化対策の強化に資するため、新婚世帯に対し補助金の交付を行うもの。 (事業の必要性) 結婚に踏み切れない主な要因が経済的理由であることから、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援することが必要である。 (見込まれる効果) 少子化の解消、人口減少の抑制につながる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		3世代ファミリー応援事業 3世代家族となるための家屋の改修費等の一部を支援する。 (事業の必要性) 国勢調査によると、3世代家族は核家族に比べ子供の人数が多いとの結果が出ている。そういった3世代家族の形成を推進するため必要である。 (見込まれる効果) 3世代家族を形成することにより家族の絆の再生や子育ての負担軽減が図られ、出生数の増加が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		ふるさと創生小西紀行プロジェクト 島原市出身の漫画家小西紀行先生の協力を得て作成した、島原ふるさと創生キャラクター島原守護神「しまばらん」を活用し、島原ふるさと創生に向けた市全体の機運の醸成と地域の活性化を図る。 (事業の必要性) 人口減少に歯止めをかけるため、市民をはじめ市が一体となって地方創生に向けた機運の醸成が必要となる。 (見込まれる効果) キャラクターを活用することにより、地域が自主的に行動することにつながり、地域活性化が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ